

<市町>黒字:取組等、赤字:フォローアップ調査による追記内容 概ね5年で実施する取組の追加・修正 平成28年度の取組内容

取組項目	目標時期	利根川上流河川事務所 取組	気象庁	水資源機構	01古河市 取組	02常総市 取組	03取手市 取組	04守谷市 取組	05坂東市 取組	06五霞町 取組	07境町 取組	08栃木市 取組
1)ハード対策の主な取組												
■洪水を河川内で安全に流す対策												
・洪水を河川内で安全に流す対策	継続して実施	・利根川 ・流下能力対策(堤防整備、河道掘削等) ・堤防及び基礎地盤の浸透対策										
	平成28年度	・流下能力対策(堤防整備、河道掘削等)(継続実施) ・堤防及び基礎地盤の浸透対策(継続実施)										
■危機管理型ハード対策												
・危機管理型ハード対策	平成32年度	・利根川 ・堤防天端の舗装 ・堤防裏法良の補強										
	平成28年度	・堤防天端の舗装(H28着工)										
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備												
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備	継続して実施	・雨量計、水位計、CCTVカメラなど観測データをリアルタイム提供のためのシステム整備する。										
	平成28年度											
・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・雨量計、水位計、CCTVカメラなど観測装置を設置する。	・簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。	削除	・要注箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	・要注箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	・要注箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	・要注箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	・要注箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	・要注箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	・要注箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	・河川に監視カメラや簡易水位計の設置を検討している。【平成28年度～】
	平成28年度	・CCTVカメラの増設、CCTV水位計測システムの開発・運用開始(H28完了)。	既設置のCCTVカメラの画像の信頼発信方法について検討を行った。		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	・監視カメラ等の設置場所の検討及び調査を行った。
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施		・デジタル行政無線を完備している。【平成27年度】 ・防災行政無線の屋外スピーカーを増設中。【平成28年度～】 ・防災ラジオの配布を行う。【平成28年度～】		・デジタル防災行政無線を完備している。【平成27年度】 ・防災無線の屋外スピーカーを難聴地域に増設した。【平成28年度】	・デジタル防災行政無線を完備している。【平成19年度】 ・防災ラジオ導入の検討を行う【平成28年度から】	・防災ラジオの検討を行う。【平成28年度～】	・防災ラジオによる防災行政無線の稼働を今年度新規開始予定。【平成28年11月】	・アナログ行政無線を完備している。【平成6年度】 ・防災ラジオを避難行動要支援者、関係支援協力者等に配布した。【平成25年度】 ・防災行政無線のデジタル化と併せて情報伝達手段の多角化の検討を行う。【平成28年度～】	・防災無線は、無償貸与で全戸に配布済である。故障等の不具合が生じた場合は、申し出によりやはり無償で交換している。 ・防災ラジオを、小中学校、児童館がいっしょ、民間の福祉施設等へ配布した。【平成27年度～】 ・防災ラジオの購入に関する助成制度を実施している。	・移動系防災行政無線を整備した。【平成26年度】 ・前報系防災行政無線を整備している。【平成26年度】 ・コミュニティFM放送を整備した。【平成27年度】 ・防災ラジオを、小中学校、児童館がいっしょ、民間の福祉施設等へ配布した。【平成27年度～】 ・防災ラジオの購入に関する助成制度を実施している。	・河川に監視カメラや簡易水位計の設置を検討している。【平成28年度～】
	平成28年度			・難聴地域5箇所を整備済。	・防災ラジオ導入の検討中。	・防災ラジオの整備に向け、次年度、住民意識調査費用を予定。【平成30年度～開始予定】	11月1日より運用開始。28年度5,500台購入、希望者に順次有償配布中。	例年通り無線の無償配布・交換を進めた。また、今後防災行政無線のデジタル化に向けて検討中。	・前報系防災行政無線を46基増設し、全体で110基整備。 ・コミュニティFM放送の難聴地域の調査を実施。 ・防災ラジオの購入に関する助成制度を実施し、購入を希望する市民等へ約1700台を販売。	・同報系防災行政無線を約120基増設し、全体で185基整備する。【平成28年度～平成30年度】 ・コミュニティFM放送の難聴地域の調査を実施し、必要に応じ中継局の増設などの対応策を実施する。【平成28年度～】		
・河川防災ステーションや避難地盛土の整備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・河川防災ステーションや、緊急避難場所として盛土を行う避難地盛土の整備を実施する。										
	平成28年度	・河川防災ステーションの整備を実施する。(継続実施)										・河川事務所と協力して、河川防災ステーションや避難地盛土の整備を検討する。  今後も早期着工に向けて継続して要望する。
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・出張所等に水防資機材等を備蓄 ・水道用土砂を削帯及び水防拠点に備蓄 ・新技術を活用した水防資機材に関する情報の収集・紹介をする。	・水防館が利用しやすいように資機材の配置をしている。	・新技術を活用した水防資機材等の整備を進める【平成28年度～】 ・資機材の充実を図る【平成28年度から】	・排水ポンプ車の購入【平成28年度】 ・資機材の充実を図る【平成28年度から】	・作成済みの土嚢をストックしている。	・資機材の充実予定。【平成29年度～】	・当町他3市1町で構成している水防事務組合の水防計画に基づき、資機材の配置計画を立てている。  ・水防事務組合の中で、水防館の水防活動の支援や安全確保のための水防資機材の充実を検討する。	・水防活動を支援するため、船外機の購入、ライフジャケットの全戸への配布、水上バイクを1台、消防分署に配備した。【平成28年度】  ・救命胴衣等の資機材について充実を図る。【平成29年度～】 ・古くなった水防活動用のゴムボートについて、随時更新していく。【平成28年度～】			
	平成28年度			・排水ポンプ車の購入	・作成済みの土嚢をストックについて引き続き継続実施中	排水ポンプ1機購入。	資機材を購入順次充実させた。	・10箇所の水防倉庫に、土のう袋、杭等の水防資機材を配備した。 ・水上バイクを1台、消防分署に配備した。 ・水防団員への携帯型簡易無線機を貸				
・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施		・浸水対策としての設備の検討を行う。	・対象施設:常総市役所本庁舎及び石下庁舎【平成28年度中施工予定】 ・災害対策本部設置場所となる取手市役所本庁舎は、浸水想定区域外にある。また、平成17年度より非常用電源について96時間を確保している。	・庁舎は浸水想定区域から離れている。また、非常用電源について8時間を確保しているが、燃料の供給を受けられ、時間制限はなくなる。	・庁舎は浸水想定区域から外れているが、市役所の施設及び発電装置の耐水化は対応済みである。	・対象施設:五霞町役場庁舎 ・庁舎の建て替えに合わせて、浸水対策としての設備の検討を行う。	・災害対策本部は本庁舎3階に位置するため浸水は免れる。 ・現在本庁舎(役場庁舎)の脇に防災用のタワーを建設設置して、避難者一時滞在や庁舎の非常用電源の浸水対策をする構想がある。 ・平成29年度着工する一時緊急避難所と並行して別棟で、自家発電装置も高所に設置する耐水化を実施する。	・浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上階に置く、非常用電源を確保する、浸水しない高さへの自家発電装置を移転する等の対策を検討する。			
	平成28年度			・常総市役所本庁舎及び石下庁舎に防水壁(コンクリート)を施工済。	・未実施。							・本庁舎5階に災害対策室を設置。 ・本庁舎においては、屋上へ非常用電源を確保している。
・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備	継続して実施 または 平成29年度から 順次実施		・災害対策本部の情報収集設備は、パソコン(通常業務で使用しているもの)、電話(防災電話)、FAX、テレビ。	・災害対策本部に必要な大型モニター、大判地図を整備済。【平成28年度】 ・災害対策室を新庁舎3階に設置しており、災害対策本部としてPC4台、プリンター、大型テレビを用意しているが、PCと接続するモニターはない。	・災害対策本部は、市役所本庁舎大会議室に設置することとしている。災害対策専用パソコン(4台)、テレビ、モニター、MCA無線を整備している。	・本部専用のパソコンは無く情報担当部署からの予備の機器で対応する。パソコン等と接続できる大型TVはある。	・災害対策本部は、町長室の隣に災害対策室に設置することとしている。 ・災害対策専用パソコンはないため、職員が普段使用しているノートパソコンを用いられない。FAXは架設していないので、防災担当課フロア内に設置されているものを使用する。また、大型TV、パソコンと接続する大型モニターはない。  ・災害対策本部用の部屋はないため、執務室で対応することとなる。特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。	・災害対策本部は、昨年の関東東北豪雨災害時に経験をした。その経験を活かして更なる設備等の充実を図っていくと考えている。  ・職員が普段使用しているノートパソコンを使用する。FAXは危機管理課に設置されているものを使用する。パソコンと接続する大型モニターはあるが、大型テレビはない。  ・災害対策本部等の立上げについて、対応マニュアルを作成する。【平成28年度】	・災害対策本部は、危機管理課の隣の会議室に設置することとしている。 ・職員が普段使用しているノートパソコンを使用する。FAXは危機管理課に設置されているものを使用する。パソコンと接続する大型モニターはあるが、大型テレビはない。  ・災害対策本部等の立上げについて、対応マニュアルを作成する。【平成28年度】			
	平成28年度			・災害対策本部に必要な大判地図・備品等を整備済。	・未実施。	本部専用端末20台配備済。						・災害対策本部は、危機管理課の隣の会議室に設置する。 ・災害対策本部等の立上げを記載した、災害時職員初動マニュアルを作成。
・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化を実施する。										
	平成28年度											

<市町> 黒字:取組等、赤字:フォローアップ調査による追記内容 概ね5年で実施する取組の追加・修正 平成28年度の取組内容

取組項目	目標時期	09佐野市	10小山市	11野木町	12伊勢崎市	13太田市	14館林市	15玉村町	16板倉町	17明和町	18千代田町
		取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
1)ハード対策の主な取組											
■洪水を河川内で安全に流す対策											
・洪水を河川内で安全に流す対策	継続して実施										
	平成28年度										
■危機管理型ハード対策											
・危機管理型ハード対策	平成32年度										
	平成28年度										
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備											
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備	継続して実施										
	平成28年度										
・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・県と簡易水位計の設置を協議している	・豊耕川の大河寺地区と立木地区に1箇所、小山栃木排水路の島田地区に1箇所、計3箇所にCCTVカメラを設置済み。	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	八斗島に水位計があるため市としての設置予定はなし。	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。		・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。【平成29年度～】	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。
	平成28年度	・県と簡易水位計の設置を協議する。 ・河川監視を行う消防本部から、災害警戒本部にウェアラブルカメラでの水位状況の動画配信。	CCTVカメラを設置済み	・逆川排水機場への設置を検討中		雨量計を設置済み。		取組なし			
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・デジタル行政無線を完備している【平成22年度】	・同報系防災行政無線は、デジタル化済み。 ・防災ラジオの配布を検討している。	・平成27年度において、親局設備・副局設備・子局設備4基を設置。(内モーターサイレンを3基を設置) 平成28年度は子局設備6基を設置。(全てモーターサイレン付) ・音達状況を確認し防災行政無線を増設していく。【平成29年度～】	・登録制メール及びエリアメール等により配信できる。	・防災行政無線はアナログ方式からデジタル方式へ移行済み。	・移動系行政無線を整備している。 ・登録制メール配信を行っている。 ・近隣町と連携し、整備計画策定を検討する。【平成28年度～】	・デジタル防災行政無線(移動系)を完備している。【平成23年度】	・登録制メールや緊急速報メールを活用した防災情報の配信環境を整備している。	デジタル同報系防災行政無線を整備している。	・防災行政無線の同報系のデジタル化が完了済み。【平成27年度】 ・防災行政無線の移動系が古くなってきているので、今後の対応を検討する。【平成28年度～】
	平成28年度	・保守点検を実施し、現状を維持する。	平成30年度のFM局開設に向け、庁内で調整中。	・平成28年度において、子局設備6基を設置。(内モーターサイレンを6基を設置)合計10基	登録制メールの周知を行っている。	防災行政無線設置済み。	・館林市邑家部相互応援協定連絡会議を開催し、検討を行った。	・H28.4.1付け、コミュニティFM(FMたまむら)「災害時における放送に関する協定」を締結。	・登録制メールを	デジタル同報系防災行政無線を整備。デジタル同報系防災行政無線の戸別受信機についても希望者へ貸与。	
・河川防災ステーションや避難地盛土の整備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施		・下生井地内への防災広場整備事業は中止となったが、占用許可を受けている生井松つみなどの既存施設を洪水時の一時避難場所とするための検討を行う。	・河川事務所と協力して、避難地盛土の整備を検討する。 平成28年度 測量実施 平成29年度 基本計画作成 平成33年度の完成を目指す。					・利根川上流河川事務所と協力し、緊急避難場所として盛土を行う避難地型拠点整備を実施する。		
	平成28年度		・地元関係者に対し防災広場整備事業が中止にまつ経緯と、既存施設を活用した洪水時の一時避難場所検討を行う説明を行った。	平成28年度 測量実施					・避難地型拠点を整備する用地測量を実施した。		
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・市内11箇所の水防倉庫と消防署に水防資機材を配備 ・消防団車両にライフジャケットを積載	・消防署及び分署等のほか、各地に設置された水防倉庫や分団車両に、小山市水防計画に基づいた水防資機材を配備している。 ・資機材として土のうを約600袋、消防団車両や水防倉庫、公園に増強し配備している。 ・水防活動の安全確保のため、水防倉庫にライフジャケットを30着、また、救命ポット6個を配備している。 ・高田排水機門に水中ポンプ2台・発電機1台を関東農政局土地改良技術管理事務所より貸与し配備した。(9月20日～10月31日) ・情報収集活動の目的にドローン導入を予定している。	・水防倉庫に、水防計画に基づいた水防資機材を配備している。	・水防活動を実施しやすいように市内各所に水防倉庫を配置し、水防資機材を配備している。 ・消防団にライフジャケット、トランシーバーを配付している。 ・資機材の在庫調査を定期的に実施し、必要に応じ資機材の補充等を実施している。	・市内7箇所の水防倉庫に資機材を配備している。	・館林地区消防組合において水防資機材の整備を行っている。	・ゴム長靴(全員) ・救命胴衣(5個/分団) → 10ヶ分団/町 ・国が示している水防資機材を配備していく。	・資機材の充実を図る。	・資機材の充実を図る。	・水防時に使用する資機材を購入してある。 ・資機材の充実を図る。【平成29年度～】
	平成28年度	・市内11箇所の水防倉庫と消防署に水防資機材を配備 ・消防団車両にライフジャケットを配備済み	・公園、自治会公衆トイレ、集会所、消防署、分署等への土のう、200袋を配備済み。 ・救命胴衣620着新規配備済み。	土のう袋、山砂追加購入	・水防資機材及び完成土のう等の備蓄状況について、出水期前の4月に調査し、土のう袋等の必要資機材を補充した。	市内7箇所の水防倉庫に資機材を配備済み。	・救助資機材搭載消防団車両1台の更新(フロアリングロープ及び浮輪等搭載)	・救命ポットを町役場倉庫に配備した。			
・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・庁舎の自家発電装置は屋上に設置されている ・庁舎は浸水想定区域から離れている	・消防庁舎…自家発電設備あり(72時間) ・市役所本庁舎…自家発電設備未設置	・対象施設:野木町役場庁舎 庁舎は浸水想定区域から離れている。	・対象施設:伊勢崎市役所東館 浸水想定区域(0.5m未満)にあるが、浸水しない構造となっている。	・非常用発電設備耐水対策の検討する。 ・小型発電機の備蓄を検討する。	・対象施設:館林市役所庁舎(浸水想定区域0.5m以上～1.0m未満) ・非常用電源の耐水性が確保できていない。 ・非常用発電設備耐水対策の検討。【平成28年度～】 ・小型発電機の備蓄検討。【平成28年度～】	・浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上層に置く、非常用電源を確保する、浸水しない高さへの自家発電装置を移転する等の対策を検討する。	・対象施設:中央公民館、北小学校、東小学校 施設の屋上に太陽光発電・蓄電設備を設置している。【平成27年度】	・対象施設:明和町役場庁舎 自家発電装置の耐水化を行う。	・役場庁舎自体が周辺の土地より高くなっているため、ある程度の浸水には対応できる。
	平成28年度	・庁舎、災害拠点病院等は浸水想定区域外である。	・消防庁舎…自家発電設備耐水化済み。			市庁舎、災害拠点病院ともに浸水想定区域外	・止水板、小型発電機の配備について検討を行った。	取組なし			
・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備	継続して実施 または 平成29年度から 順次実施	・災害警戒・対策本部は危機管理課と同じフロアにある。大会議室に設置する。 ・PCは職員が普段使用しているものを持ち込む。 ・プロジェクター、大型TV2台設置してある。 ・専用電話回線があり、専用電話機を持ち込み使用する。 ・新たな情報収集・伝達ツールとしてTwitter活用を検討。	・パソコン7台、ファックス1台、電話回線本体15台、プロジェクター2台及びスクリーン2基。 ・CCTVカメラ3箇所設置。	・災害対策本部は、役場本館会議室に設置する。 ・パソコンやFAXは普段使用しているものを利用する。	・市長室隣の災害対策室が本部になる。 ・モニターが整備されている。	・パソコン、FAX、電話に加え、防災関係機関にMCA無線を配備済み。	・災害対策本部は政策審議室に設置することとしている。 ・パソコン、FAX等の機器は事務局にあるものを使用する。	・群馬県防災行政無線(地上系、衛星系)、FAX、パソコンが整備済み。 ・町防災行政無線(移動系)。 ・町所有の通常パソコン。	・災害対策本部の部屋はないため、執務室で対応することとなる。 ・特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAX等を用いる。	・町役場新庁舎建設に伴い、災害対策本部を設置した際の情報収集・伝達設備を整備する予定。【平成30年度】	・災害対策専用パソコンは1台ある。それ以外は、職員が普段使用しているノートパソコンを用いるしかない。FAXは、総務課に設置されているものを使用する。また、大型TVがある。 ・災害対策本部専用の部屋はないため、執務室で対応することとなる。特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。
	平成28年度	・災害警戒・対策本部は危機管理課と同じフロアにある。大会議室に設置する。 ・PCは職員が普段使用しているものを持ち込む。 ・プロジェクター、大型TV2台設置してある。 ・専用電話回線があり、専用電話機を持ち込み使用する。	警戒本部設置段階でパソコン、テレビ、プロジェクター、プリンターを設定して災害対応を行う。 また、CCTVカメラからの情報を、設置したパソコンを使用しての状況確認もしている。	・災害対策本部を設置した際、使用する専用電話機を6台配備した。	配備済み。			取組なし			
・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施										
	平成28年度										

取組項目	目標時期	19大泉町 取組	20邑楽町 取組	21さいたま市 取組	22熊谷市 取組	23行田市 取組	24加須市 取組	25本庄市 取組	26春日部市 取組	27羽生市 取組	28鴻巣市 取組
1)ハード対策の主な取組											
■洪水を河川内で安全に流す対策											
・洪水を河川内で安全に流す対策	継続して実施										
	平成28年度										
■危機管理型ハード対策											
・危機管理型ハード対策	平成32年度										
	平成28年度										
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備											
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備	継続して実施										
	平成28年度										
	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。			・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置を検討する。	・本庁舎屋上に雨量計を設置済み。	・雨量計システムを導入済み。(時間外であっても同時に警報メールが担当職員の携帯に届く。また、外部サーバー上にページを設け、いつ、どこでも、誰もが、その状況を確認できる。)		・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。		・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。
・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	平成28年度	設置について検討した。		上記のとおり変更なし	・本庁舎屋上に雨量計を設置済み。 ・CCTVカメラや簡易水位計の設置については、現時点において予定なし		検討中			昭和橋上流水位監視システム(CCTV)を利用。	
	平成28年度										
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・今年度中の運用開始に向けて、防災行政無線を整備している。	・MCA無線を整備し、デジタル行政無線の代替としている。【平成25年度】 ・難聴地域解消のため個別受信機の配布などを今後検討していく。	・防災行政無線を市内572か所に整備している。 ・防災行政無線で放送した内容を、市ホームページおよびテレビ埼玉のデータ放送に掲載している。	・平成27～28年度の3か年で、防災行政無線のデジタル化整備工事を実施中である。 ・防災行政無線の放送内容を確認できるテレホンサービスを開始した。【平成27年度】	・防災行政無線をデジタル化に移行済み。【平成27年度】	MCA無線、戸別受信機を導入した。【平成28年度】 難聴地域の解消のため、電話による自動応答サービス、HPへの同時記載、安全安心メールへの同時送信を併用している。	・同報系防災行政無線デジタル化済み	・防災行政無線(同報系・移動系)のデジタル化が完了している。 ・電話回線を使用した自動応答装置とデジタル化した防災行政無線が連動しており、直近の放送が、フリーダイヤルで聞けるサービスを提供している。	・防災ラジオについては、自治会長を中心とした一部住民に配布している。【平成21年度】 ・防災行政無線のデジタル化への対応を図ると共に、廣域聞き取りにくい地域の解消に努める。また戸別受信機の増設、自動応答サービス等の利用啓発を行う。	・デジタル行政無線を完備している。【平成24年度】 ・防災行政無線個別受信機を配布している。 ・防災行政無線メールを配信している。
	平成28年度	・防災行政無線施設整備が完了した。			・防災行政無線の放送内容の人力作業と、メール配信及び緊急時向けFAX送信作業の一元化を図った。	・平成27年度に防災行政無線をデジタル化に移行済み。			平成28年度に防災行政無線190局のデジタル化が完了した。	・防災行政無線のデジタル化については、予算確保の面から実現することは出ず、次年度以降も予算確保に向け、検討を重ねていく。	・防災行政無線個別受信機を配布している。 ・防災行政無線メールを配信している。
・河川防災ステーションや避難地盛土の整備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施							・利根川上流河川事務所と協力して、河川防災ステーションや水防拠点の整備を行っている。		羽生河川防災ステーションが整備済。	
	平成28年度									羽生河川防災ステーションが整備済。	
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・土のう、ブルーシート、救助用ボートなどの水防資機材を、消防署内の水防倉庫に配備している。 ・救助用ボートの増備などを予定している。	土のう袋、ロープ、救助用ボート、交通規制看板等を邑楽消防署や町で配備している。 ・新規で水防倉庫を1箇所、設置予定。【平成28年度】	水防倉庫の配置計画を立てている	・福川河川防災ステーションと水防倉庫3箇所に資機材を配備済。	・水防倉庫4箇所に水防資機材を配備している。	平成28年度までの5年計画で必要資材を水防倉庫に備蓄している。	・市内3箇所に水防資機材を収納する水防小屋を設けている。 ・本庄市と上里町で構成される坂東上流水害予防組合で土のう袋や水防工法などで使用する資材を備蓄している。 ・市でも土のう袋や発電機、水中ポンプなどを配備している。 ・備蓄している水防資機材等には一部老朽化しているものもあるので、随時更新する【平成28年度～】 ・新たな資機材の必要性を確認し、整備の充実を図る。【平成28年度～】	・土のう、トラロープ、シート、スコップ等を水防倉庫に保管している。 年に一度点検している。	加須市・羽生市水防事務組合の水防資機材備蓄計画に基づき、各水防倉庫に配備している。	・水防倉庫を設置して水防資機材を配備している。
	平成28年度	・救助用ボートを増備した。	引き続き水防資機材の適正配備に努めていく。	水防倉庫を1箇所設置予定。	・資機材の補充はなし	・土のう袋等の配備			出水期前に水防倉庫の点検を実施した。	・上記を継続実施。	・水防倉庫を設置して水防資機材を配備している。
・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・非常用発電設備耐水対策の検討する。 ・小型発電機の備蓄を検討する。	・町庁舎は自家発電設備を備えている。現在の被害想定では、盛り土された場所に建設されているため、浸水被害はないと考える。 ・浸水想定を考慮しながら、随時耐水性を検討していく。	・対象施設:熊谷市役所本庁舎 災害対策本部を設置する熊谷市役所本庁舎は、1.0～0.5mの荒川浸水想定区域に位置しているため、市役所本庁舎の地下に設置していた自家発電装置を撤去し、屋上に新設した。	・地上に嵩上げ設置してある自家発電装置について、現在の想定浸水深では水没する恐れがあるため、さらなる対策の検討に努める。	・各庁舎及び避難所等の災害活動拠点においては、2・3階以上に非常用電源を確保している。非常用電源は、主に稼働式の発電機を数台と、燃料として、当面の間、運転できる分のエンジンオイルとガソリンを備えている。	本庁舎は浸水想定区域に含まれていない。	・対象施設:本庁舎、別館 可搬式の発電機を用意してある。また、市役所本庁舎建て替えを予定しており、新庁舎において、防災機能の整備を検討する。	・対象施設:羽生市役所庁舎 浸水想定区域にあり、また多くの情報通信設備が、耐水性能を有していない為、浸水により機器が使用不能とならないよう、水害に備え、床から最低限の高さを確保し設置している。	・対象施設:鴻巣市役所新館 本庁舎 浸水想定区域にあり、また多くの情報通信設備が、耐水性能を有していないと想定される。 ・防災行政無線(同報系)の自家発電装置も同様浸水しない想定されている。	
	平成28年度	・非常用発電設備の耐水対策を検討した。			上記のとおり変更なし	・検討を実施			発電機の点検・整備を行った。	・埼玉県と協議し、これまで十分な高さが確保されていなかった埼玉県南東系防災行政無線について、再整備に併せて水害対策を行った。(設置場所を変更し、十分な高さを確保した。)	・埼玉県と協議し、これまで十分な高さが確保されていなかった埼玉県南東系防災行政無線について、再整備に併せて水害対策を行った。(設置場所を変更し、十分な高さを確保した。)
・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備	継続して実施 または 平成29年度から 順次実施	・災害対策本部用の部屋はないため、会議室を対策本部として使用することとなる。 ・災害対策用の設備はないので、通常事務で使用しているパソコンやFAXなどを利用することとなる。 ・平成28年度整備完了予定の防災行政無線の操作車は、本庁舎と別庁舎(保健福祉総合センター)に設置する。	災害対策本部用の部屋はないため、会議室での対応になる。 ・災害対策用の設備はないので、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。	・災害対策本部は、市長室と同じフロアの会議室に設置する。 ・本庁舎の回線がダウンした場合に備えて、wifiモバイルルーターでインターネット接続可能なノートパソコンを1台所有している。そのほか、テレビ、プロジェクター、スクリーン各1台所有。	・災害対策本部は、市長室に近い会議室に設置する。 ・災害対策専用パソコンはないので、職員が普段使用しているノートパソコンを情報収集に使用する。 ・伝達設備は、FAXやMCA無線機などを使用する。	・地域防災計画で設定。 ・通常業務で使用しているパソコン等を使用予定 ・坂東上流水害予防組合の水防対策本部は市の災害対策本部と併せて設置されるが、組合としては職員が普段使用しているノートパソコンを用いる。テレビ、FAXは都市整備部に設置されているものを使用する。	・本部設置にあたり、特に必要な情報収集・伝達設備として、パソコンやFAX等を整備している。 ・対策本部開設にあたり必要となるパソコン・コピー機、FAX等については企画課が、テレビ等に関しては財政課といったように、各課分類して準備することになっている。 ・災害対策本部用の部屋はないため、執務室、会議室等に対応することとなる。	・対象施設:本庁舎、別館 浸水想定区域にあり、また多くの情報通信設備が、耐水性能を有していない為、浸水により機器が使用不能とならないよう、水害に備え、床から最低限の高さを確保し設置している。	・対象施設:羽生市役所庁舎 浸水想定区域にあり、また多くの情報通信設備が、耐水性能を有していない為、浸水により機器が使用不能とならないよう、水害に備え、床から最低限の高さを確保し設置している。	・対象施設:鴻巣市役所新館 本庁舎 浸水想定区域にあり、また多くの情報通信設備が、耐水性能を有していないと想定される。 ・防災行政無線(同報系)の自家発電装置も同様浸水しない想定されている。	
	平成28年度	・防災行政無線施設整備が完了し、操作車を本庁舎と別庁舎(保健福祉総合センター)に設置した。		上記のとおり変更なし	・従前のとおり実施				防災行政無線のデジタル化が完了し、無線操作車が市役所センター8階にも設置されているため、浸水時でも放送手段の確保ができるようになった。	・次年度(平成29年度)において移動系同報系無線機を追加するため、予算計上。	上記を継続
・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施										
	平成28年度										

取組項目	目標時期	29深谷市 取組	30草加市 取組	31越谷市 取組	32桶川市 取組	33久喜市 取組	34八潮市 取組	35三郷市 取組	36蓮田市 取組	37幸手市 取組	38吉川市 取組
1)ハード対策の主な取組											
■洪水を河川内で安全に流す対策											
・洪水を河川内で安全に流す対策	継続して実施										
	平成28年度										
■危機管理型ハード対策											
・危機管理型ハード対策	平成32年度										
	平成28年度										
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備											
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備	継続して実施										
	平成28年度										
	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施										
・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	平成28年度										
	平成28年度										
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	防災行政無線デジタル化更新工事 ・防災無線をアナログからデジタルに改良。【平成27年度】 ・防災行政無線のほか、情報伝達手段の多重化の検討を行う。	・情報配信のための登録メール、ツイッター、LINE、アラートを整備済み。 ・防災行政無線については、平成24年12月で現行のアナログ機器が使用できなくなることから、平成33年度までにデジタル化の再整備実施に向けて検討中。【～平成33年度】	・防災行政無線の放送内容をメールで配信するサービスを平成23年12月から実施している。 ・防災行政無線については、平成30年5月の新庁舎移転が完了し次第、デジタル化を進めていく予定。【平成30年度～】	・防災行政無線デジタル化について、平成26年度は基本設計、平成27年度は実施設計を行った。 ・防災行政無線の放送内容をメールで配信するサービスを平成23年1月から実施している。 ・防災行政無線デジタル化の整備を実施する。【平成28年度～】 ・本庁舎防災無線室の通信制御装置及び消防組合の遠隔制御装置の整備【平成28年度】 ・本庁舎防災無線室のオプション装置を整備する。【平成29年度】 ・各地区の屋外拡音子局(全266局)を整備する。【平成28年度～31年度】	・平成31年度まで固定系防災行政無線のデジタル化整備を実施中。 ・防災行政無線戸別受信機を各町会に配布。 ・アラート、市メール配信システム、緊急速報メールを整備済み。	・固定系(同報系)はデジタル行政無線を完備している。 ・移動系無線についてはデジタル化を検討している。 (H29～H32で検討)	・防災行政無線デジタル化工事済(基地局及び屋外拡音受信子局) ・固定系防災行政無線の音声難聴区域の解消に向けて、対策を検討する。 ・移動系防災行政無線のデジタル化について、平成32年度までに行う予定。	・デジタル行政無線を完備している。【平成28年度】 ・防災防犯情報のメール配信サービスを行っている。【平成26年度】	・デジタル防災行政無線を整備中。【平成28年度】 ・情報配信手段については、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、スマートフォンアプリ(Yahoo!防災速報)、埼玉テレビデータ放送を整備済み。	
	平成28年度	防災行政無線デジタル化更新工事	平成30年度予定の防災行政無線デジタル化再整備工事の詳細設計に向けて、情報収集を実施。	防災行政無線のデジタル化更新整備工事を開始。	固定系防災行政無線を30基デジタル化整備した。	三郷市メール配信サービスを開始した。	戸別受信機の導入についての検討。	メール配信サービスの実施、及びメール登録の推進を行った。	同報系防災行政無線のデジタル化完了。【平成28年度】 ・情報配信手段については、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、スマートフォンアプリ(Yahoo!防災速報)、埼玉テレビデータ放送、防災行政無線電話応答サービスを整備済み。		
	平成28年度	下高島地区水防拠点(避難地盛土)を整備中。 平成28年度 下高島地区水防拠点(避難地盛土)を整備中。									
・河川防災ステーションや避難地盛土の整備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	下高島地区水防拠点(避難地盛土)を整備中。									
	平成28年度	下高島地区水防拠点(避難地盛土)を整備中。									
	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	防災倉庫に水防資機材を配備 ・必要資機材は防災備蓄倉庫等に備蓄。 ・適宜水防資機材の更新及び適切な管理を行う。	水防資機材については、2箇所に配備している。 ・台風、ゲリラ豪雨時に市民から土壌及び排水ポンプの設置要望を受けた際、迅速に対応できるよう常備している。	大雨時、市民から土壌や排水ポンプの設置要望を受けた際、迅速に対応できるよう常備している。 ・台風、ゲリラ豪雨時に市民から土壌及び排水ポンプの設置要望を受けた際、迅速に対応し、被害を最小限に抑えられるようにする。	久喜市を含む5市町で組織される水防事務組合(利根川東横流域水防事務組合)で水防資機材を保有している。	土のう、ブルーシートを保管している。定期的に土のうを作成し、計画的に管理している。	水防団が利用しやすいように資機材の配置計画を立てている。 ・適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行う。	平成29年度に、水防活動資器材(ライフジャケット等)を各水防団へ配備する。 ・利根川東横流域水防事務組合により、各水防団に資機材を配備している。	水防団が利用しやすいように資機材の配置計画を立てている。		
平成28年度	防災倉庫に水防資機材を配備 ・関係課と情報共有を実施。										
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	防災倉庫に水防資機材を配備 ・必要資機材は防災備蓄倉庫等に備蓄。 ・適宜水防資機材の更新及び適切な管理を行う。	水防資機材については、2箇所に配備している。 ・台風、ゲリラ豪雨時に市民から土壌及び排水ポンプの設置要望を受けた際、迅速に対応できるよう常備している。	大雨時、市民から土壌や排水ポンプの設置要望を受けた際、迅速に対応し、被害を最小限に抑えられるようにする。	久喜市を含む5市町で組織される水防事務組合(利根川東横流域水防事務組合)で水防資機材を保有している。	土のう、ブルーシートを保管している。定期的に土のうを作成し、計画的に管理している。	水防団が利用しやすいように資機材の配置計画を立てている。 ・適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行う。	平成29年度に、水防活動資器材(ライフジャケット等)を各水防団へ配備する。 ・利根川東横流域水防事務組合により、各水防団に資機材を配備している。	水防団が利用しやすいように資機材の配置計画を立てている。		
	平成28年度	防災倉庫に水防資機材を配備 ・関係課と情報共有を実施。									
	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	市役所本庁舎建て替えを予定しており、新庁舎において、浸水しない高さへの自家発電装置を設置予定【平成32年】 ・市役所本庁舎西棟屋上階に設備がある。 ・その他庁舎等の自家発電設備等の耐水化について検討していく。	・対象施設:本庁舎、第二庁舎、第三庁舎 各庁舎ごとに非常用発電設備を設けている。 庁舎敷地内は浸水想定区域内にある。非常用発電設備に關して、本庁舎は、地上の架台の上に設置。 第二庁舎、第三庁舎は、屋上に設置しているため浸水の恐れなし。	庁舎は浸水区域外 ・本庁舎敷地内の自家発電装置について、ハザードマップの浸水想定を考慮の上、周りの地面より高い場所へ設置している。	・本庁舎の代替施設として、八潮消防署、八潮メセナを防災拠点と位置づけている。 ・市庁舎の代替施設として、八潮消防署、八潮メセナを防災拠点と位置づけている。	・対象施設:三郷市消防・防災総合庁舎3階 庁舎は浸水想定区域にあるが、本部を3階に設置することにより災害対応の継続は可能、と想定される。	・対象施設:蓮田市役所庁舎 庁舎は浸水想定区域から離れている。また、非常用の発電機は庁舎の屋上に設置されている。	・災害対策室の自家発電装置は、想定浸水深より高い位置に設置。 ・可搬式の発電機を購入した。	・対象施設:吉川市役所本庁舎、第二庁舎 ⇒庁舎移転の予定【平成30年度～】 移転に併せて、自家発電装置の耐水化を実施予定		
平成28年度	市役所本庁舎建て替えを予定しており、新庁舎において、浸水しない高さへの自家発電装置を設置予定【平成32年】 ・庁舎等の自家発電設備について、耐水化を確認。 ・平成30年度に着工(現本庁舎の一部解体)予定の本庁舎建設工事に向けて、平成28・29年度で詳細設計を実施。	・対象施設:本庁舎、第二庁舎、第三庁舎 各庁舎ごとに非常用発電設備を設けている。 庁舎敷地内は浸水想定区域内にある。非常用発電設備に關して、本庁舎は、地上の架台の上に設置。 第二庁舎、第三庁舎は、屋上に設置しているため浸水の恐れなし。	・本庁舎敷地内の自家発電装置について、ハザードマップの浸水想定を考慮の上、周りの地面より高い場所へ設置している。	・本庁舎の代替施設として、八潮消防署、八潮メセナを防災拠点と位置づけている。	・対象施設:三郷市消防・防災総合庁舎3階 庁舎は浸水想定区域にあるが、本部を3階に設置することにより災害対応の継続は可能、と想定される。	・対象施設:蓮田市役所庁舎 庁舎は浸水想定区域から離れている。また、非常用の発電機は庁舎の屋上に設置されている。	・災害対策室の自家発電装置は、想定浸水深より高い位置に設置してある。	・可搬式の発電機を購入した。			
・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集、伝達設備	継続して実施 または 平成29年度から 順次実施	・災害対策本部専用のパソコンなどの設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXなどを使用する。 ・災害対策本部は、市役所本庁舎西棟の会議室に設置するとしている。 ・パソコン等設備については、普及していない。 ・災害対策本部を設置した際に必要となる、情報の収集・伝達のための設備(パソコン、FAX、CCTV表示モニター)の整備を行う。	・災害対策本部は、原則、市長室の隣の会議室に設置されるため、無線設備を備えているが、本庁舎が被災した場合も想定し、代位となる第二庁舎の大会議室にも同様に備えている。 ・また、災害情報管理システムを構築し、職員が一元化・共有化する体制を整備している。 ・平成27年度に移動系デジタル防災行政無線を整備し、地区防災拠点となる地区センターや指定緊急避難場所・指定避難所となる小中学校、各ライフライン機関等にFAXを備えた無線子局を整備した。	・災害対策本部は桶川市役所本庁舎に開設することになる。 ※現在は庁舎建設のため、仮設庁舎にて開設する	・災害対策本部設置時は、平常時の業務で使用している職員毎の端末やFAX等を使用して情報収集及び伝達を行う。 ・固定系・移動系防災行政無線、トランシーバー、衛星携帯電話、消防無線及びモバイルWi-Fiルーターのほか、埼玉県災害オペレーション支援システム、埼玉県衛星系・地上系防災行政無線を整備している。	・災害対策本部は、消防・防災総合庁舎3階に設置することとしている。 ・災害対策専用パソコンは5台あり、それ以外は、職員が普段使用しているノートパソコンを用いることになる。危機管理部門の事務室が併設されているのでFAX等は常設している。大型TVがあり、パソコンと接続することでCCTVを表示できる。	・災害対策室にあるFAXやTV、CCTV表示モニターを使用し、パソコンについては職員が普段使用しているノートパソコンを用いる。 ・県の災害オペレーション支援システム等を使用し情報収集及び伝達を行う。	・災害対策本部は、第二庁舎の会議室に設置することとしている。 ・災害対策専用パソコンはある。FAXは常設していないので、倉庫に保管されているものを使用する。また、TVはあるが、パソコンと接続する大型モニターはない。			
	平成28年度	情報伝達のFAX機を購入 ・平成30年度に着工(現本庁舎の一部解体)予定の本庁舎建設工事に向けて、平成28・29年度で詳細設計を実施。 ※平成30年5月の新庁舎移転までは、仮設庁舎にて開設する。	・災害対策本部は桶川市役所本庁舎に開設する。 ※平成30年5月の新庁舎移転までは、仮設庁舎にて開設する。	平成29年1月26日災害対策本部設置訓練を実施。	上記のほか、BtoFAXを導入し、各自防災組織への連絡体制を強化した。	・災害対策室にあるFAXやTV、CCTV表示モニターを使用し、パソコンについては職員が普段使用しているノートパソコンを用いるようになっている。	同報系防災行政無線のデジタル化に伴い、避難所近傍の子局にアンサーバック機能を付与した。				
	平成28年度	排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策									

<市町> 黒字:取組等、赤字:フォローアップ調査による追記内容 概ね5年で実施する取組の追加・修正 平成28年度の取組内容

取組項目	目標時期	39白岡市 取組	40上里町 取組	41宮代町 取組	42杉戸町 取組	43松伏町 取組	44野田市 取組	45柏市 取組	46我孫子市 取組	47足立区 取組	48葛飾区 取組
1)ハード対策の主な取組											
■洪水を河川内で安全に流す対策											
・洪水を河川内で安全に流す対策	継続して実施										
	平成28年度										
■危機管理型ハード対策											
・危機管理型ハード対策	平成32年度										
	平成28年度										
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備											
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備	継続して実施										
	平成28年度										
・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施		・要注意箇所監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を検討する。					六丁四反水路(普通河川)に簡易水位計、六丁四反調整池にCCTVカメラを設置している。		浸水常襲地区において簡易水位計、CCTVカメラを設置済みである。	
	平成28年度							実施済み		引き続き改良や設置について検討する。	
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・平成28年度に防災行政無線デジタル化の整備工事を施工中。 ・デジタル化により、安心安全メールやホームページ、SNS等の他の情報伝達手段との連携が強化される。 ・「白岡市安心安全メール」(登録制メール)にて、防災無線で流した内容をメール配信している。	・デジタル防災行政無線(移動系)を完備している。【平成24年度】  ・防災行政無線(同報系)については、アナログで運用しており、今後はスプリアス規格の対応、デジタル化への移行に向けた電波調査を行う。	・防災行政無線デジタル化を準備中。  ・デジタル防災行政無線の整備を予定している。(工事の入札済み)	・登録制メール配信、アラートを整備済み。 ・自主防災会会長へ個別受信機1台あり。		平成25年度からデジタル化工事を行っている。(平成28年度完了)	・デジタル防災行政無線を完備している。(平成24年度に設備を完備、平成25年度から運用) ・各公共施設や福祉施設に戸別受信機を設置している。 ・希望のある聴覚障がい者を対象に戸別文字表示機能付きの戸別受信機を無料で貸し出している。	・防災行政無線のデジタル化の整備が完了している。 ・防災情報のメール配信体制を構築している。	・防災行政無線のデジタル化の整備が完了している。【平成27年度】	・防災行政無線のデジタル化に向け、平成28年度に設計委託、29～32年度に工事を予定している。  ・防災行政無線のデジタル化実施設計【平成28年度】 工事【平成29年～31年度】
	平成28年度		・防災行政無線デジタル化工事が完了した。  スプリアス規格について調査したところ、規格をクリアしていたことが判明、それを踏まえ、引き続きデジタル化への移行を行う予定。	・防災行政無線デジタル化整備中。			デジタル化工事完了	・上記取組内容を継続して実施中。  ・防災行政無線のデジタル化は整備済み。 ・防災講習会等で、防災情報のメール配信サービスの普及啓発を行った。	防災行政無線の維持管理を実施している。	・実施設計完了	・防災行政無線のデジタル化の整備が完了した。 希望する聴覚・視覚障害者に電話・FAXで避難情報の発信訓練を行った。
・河川防災ステーションや避難地盛土の整備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施							・河川事務所と協力して、河川防災ステーションの整備を行っている。			
	平成28年度							継続している			
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・土のう、ブルーシート等を備蓄している。土のうは、一定数を確保するように管理している。	・資機材の充実を図る。	・担当課において水防資機材を準備中。	・町内3箇所の水防倉庫に水防資機材を配備している。(利根川栗橋流域水防事務所組合)	水防回が利用しやすいよう、資機材の充実を図る	土のうや綿などの水防資機材は市内6か所に配備している  ・適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行う。【H28】	・安全帯、ライフジャケット等安全装備資機材を配置している。	・我孫子市水防計画に基づき配備済みである。 ・市内に4箇所水防倉庫を設置しており、土のう、綿、シート等を保管している。	東京水防計画の資材標準備蓄品目を参考に資機材を保管している。	消防団に6組ゴムボートを貸与している
	平成28年度	・出水期前に職員による土のう作成作業を実施した。		・担当課において水防資機材を購入した。		今年度実施予定なし	継続している	・安全帯、ライフジャケット等安全装備資機材を配置済み、引き続き管理していく。	土のう等を購入し、資機材の充実を図った。	・救命胴衣などの水防資機材を新規で配備した。	消防団に6組ゴムボートを貸与している
・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・市役所庁舎に隣接する土地に建設中の生涯学習施設の屋上に72時間使用可能な非常用発電設備を備える予定(平成30年度完成予定)	・対象施設:上里町役場庁舎 浸水想定区域にあるが、地盤も高い位置にあるため、浸水はしないと想定される	・防災行政無線デジタル化工事に伴い非常用発電装置についても整備予定。	・役場庁舎及び代替庁舎となる「すぎどア」には、自家発電が整備済みである。	・浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上階に置く、非常用電源を確保する、浸水しない高さへの自家発電装置を移転する等の対策を検討する。	・対象施設:野田市役所庁舎 浸水想定区域から離れており浸水の想定はしていない。  ・浸水想定区域より離れており浸水の想定はしていないが、今後必要性、重要性が生じた場合には柔軟に対応する。	・災害対策本部となる市役所庁舎は、浸水想定区域から離れており、利根川からの浸水は想定していないが、水害対策等必要であれば検討していくこととした。	・市庁舎や指定避難所は、洪水時に安全性が確保される箇所に位置している。	・庁舎及び自家発電装置の耐水化について、本庁舎の各入り口に、止水板が設置できる構造となっている。 また、浸水した場合に備えた排水ポンプは設置済みである。  ・災害拠点病院の耐水化については、把握していない。	・浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上階に置く、非常用電源を確保する、浸水しない高さへの自家発電装置を移転する等の対策を検討している。
	平成28年度	・建設工事を実施中。		・防災行政無線デジタル化工事に伴い非常用発電装置を設置中。		今年度実施予定なし	今後必要性、重要性が生じた場合には柔軟に対応する				
・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備	継続して実施 または 平成29年度から 順次実施	・通常業務用パソコン、タブレット、FAX(電話回線)、防災行政無線(同報系、移動系)、非常用電話(地上系、衛星系)、埼玉県防災用FAX(地上系、衛星系)、災害時緊急連絡用携帯電話等。	・災害対策本部は、庁議室に設置することとしている。 ・災害対策専用パソコンは1台あるが、それ以外には、職員が等段使用しているノートパソコンを用いるしかない。FAXは発設していないので、総務課に設置されているものを使用する。	・災害対策本部は、市長室の隣の会議室に設置することとしている。 ・情報収集資機材については、防災行政無線デジタル化整備工事の中で設置予定。	パソコン、FAX  ・災害対策本部専用の部屋は無いため、会議室で対応する。 ・移動系防災行政無線の親局の利用可能 各段使用しているパソコンを利用する。	・設備については以下のとおり (1)パソコン 防災安全課職員が平常時に使用している端末が10台、En-net(緊急情報ネットワークシステム)専用端末が1台、千葉県防災情報システム専用端末が1台。 (2)電話 NTT電話が5台、防災電話が1台。 (3)FAX NTTFAXが1台、防災FAXが1台。	・災害対策本部は、本庁舎3階の庁議室に設置することとしており、災害対策本部設置訓練を実施した。	・災害対策本部の設置場所は、議会議室1階AB会議室に設置することとしている。 ・災害対策本部の設置場所は、本庁舎又は庁舎分館内の会議室に設置することとしており、庁舎運用は事務所に必要な設備の設置を行う。	・防災行政無線、高所カメラ、災害用定点カメラ、MCA無線、DIS(東京都災害情報システム)等を配備。 ・河川水位については、区の水位・雨量監視システム及び都の水防災害総合情報システムにて情報収集。	・情報の収集・伝達のための設備(パソコン、FAX、CCTV表示モニタ等)の整備はしているが、庁舎が浸水すると使用できなくなる	
	平成28年度	・普段業務に使用しているインターネット回線及びノートPCは様々な制約があり、非常時に支障が出るおそれがあるため、防災用のインターネット回線を開設し、タブレットPC及びノートPCを購入した。		・情報収集資機材については、防災行政無線デジタル化整備工事の中で整備中。		実施済み	・上記内容と同様。	・災害対策本部は、本庁舎3階の庁議室に設置することとしており、災害対策本部設置訓練を実施した。	災害対策本部を設置する会議室の維持管理及び設置に必要な設備の管理を行っている。		・情報の収集・伝達のための設備(パソコン、FAX、CCTV表示モニタ等)の整備はしているが、庁舎が浸水すると使用できなくなる
・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施										
	平成28年度										

<市町>黒字:取組等、赤字:フォローアップ調査による追記内容 概ね5年で実施する取組の追加・修正 平成28年度の取組内容

取組項目	目標時期	49江戸川区	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都
		取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
1)ハード対策の主な取組								
■洪水を河川内で安全に流す対策								
・洪水を河川内で安全に流す対策	継続して実施							
	平成28年度							
■危機管理型ハード対策								
・危機管理型ハード対策	平成32年度							
	平成28年度							
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備								
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備	継続して実施							
	平成28年度							
・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施		・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。		・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。 H28年11月:水位雨量テレメーター改修及び河川監視カメラシステム工事着手。 H30年出水期までに13基設置予定(伊勢崎土木管内:利根川上福島観測所、広瀬川(三光と下武上)、利根川(八幡と(堤保泉)、荒川(堀口と(松原橋) 太田土木管内:石田川(下田島)と(牛沢)、草川(徳川橋)と(前島)、蛇川(細谷) 館林土木管内:金田川(橋の本橋)1)	・水防警報河川の水位観測所(20箇所)へ河川監視カメラを設置し公開。		・必要に応じて、許可構造物周辺に簡易水位計や量水標、CCTVカメラを設置する。
	平成28年度		<河川課> ・水位計の増設について検討中。 ・カメラ設置の工事を実施中、次年度からの配付向け準備中。		H28年:河川監視カメラシステム構築中	・県管理河川20箇所において河川監視カメラを設置 ・水位表示板を河川監視カメラより確認可能にする		
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施							
	平成28年度							
・河川防災ステーションや避難地盛土の整備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施							
	平成28年度							
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施		・水防資機材の充実を図る(予定)。 ・新技術を活用した水防資機材による配備充実を検討する(予定)。	・水防活動を支援するための水防資機材等を配備する。	・県内12土木事務所に水防倉庫を設置し、資機材の整備を図っている。 ・地域防災計画に基づく水防資材の備蓄を毎年行っている。	・県内に県管理水防倉庫を17箇所設置し、資機材の整備を図っている。 ・水防計画に基づき、水防資材の補充を随時行っている。	・水防活動を支援するための水防資機材等を配備する。	・水防資機材倉庫等に土のう袋や水のう袋、ショベル、ツルハシ、一輪車等を配備している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。
	平成28年度		<河川課> ・各出先事務所へ新技術(水のう)を配備し、活動時の資機材充実を図った。	・地域防災計画に基づく水防資材の備蓄を毎年行っている。	毎年度実施	・上記取組を実施	・水防活動等で使用した水防資材を補充	・水防資機材倉庫等に土のう袋や水のう袋、ショベル、ツルハシ、一輪車等を配備している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。
・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施		・本庁舎については浸水深以上の2階に非常用電源を確保。 ・小中学校改築の際は体育館や防災倉庫を2階に整備する等の対応を検討している。	・県庁舎については、浸水の可能性が無い。 ・災害対策本部を設置する本庁舎と出先総合庁舎は浸水想定区域内にない。 ・災害拠点病院は浸水想定区域内にない。	・利根川の浸水想定においては、県庁舎(出先の行政業務所含む)及び災害拠点病院は浸水想定区域外である。	・埼玉県本庁舎は、浸水想定区域外にある。	・県庁舎については、浸水想定区域外にある。	・都庁舎については、浸水想定区域外にある。
	平成28年度		水害時の対応に配慮した学校改築を継続中。	(危機管理課) 特になし。	特になし。	該当なし	無し	・都庁舎については、浸水想定区域外にある。
・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備	継続して実施 または 平成29年度から 順次実施		・防災行政無線(デジタル化)、高所カメラ、MCA無線、DIS(東京都災害情報システム)、河川管理者の映像共有化システムを配備。 ・県防災情報ネットワークシステムの整備。 ・各市町村間での情報共有。 ・災害対策室の大型スクリーンの整備等。	・災害対策本部は、危機管理センターに設置することとしている。スクリーンや放送設備等が設置され1箇所で会議することが可能となっている。(85インチ×3及び50インチ×1のモニターがある。)このほか、県庁のヘリポート映像や関東地方整備局からの映像配信ラインのほか、内閣府、国土省及び消防庁との直通電話機も設置されている。	・県庁7階に災害対策本部室が設置されており、約50人が1箇所で会議することが可能となっている。(85インチ×3及び50インチ×1のモニターがある。)このほか、県庁のヘリポート映像や関東地方整備局からの映像配信ラインのほか、内閣府、国土省及び消防庁との直通電話機も設置されている。	・災害対策本部は危機管理防災センター本部会議室に設置し、大画面のスクリーンモニターを配備している。 ・その他、防災行政無線で各防災機関との連絡を行うための統制室、災害時に職員等が集まり、実際に情報を収集、分析、指揮するためのオペレーションルームが存在する。 オペレーションルーム内には、インターネットへ接続できるパソコン、行政無線、パソコン画面を映し出すテレビモニター等を配備している。	・災害対策本部や災害警戒本部を設置した際に必要となる、情報の収集・伝達のための設備を設置する。	・水防対策本部は、都庁第二本庁舎6階にあり、河川状況監視や情報伝達のためにパソコン、FAX、モニター等を配備している。
	平成28年度		防災行政無線のデジタル化を継続中。	(危機管理課) ・県・市町村 関係機関で情報共有ができるよう、県防災情報ネットワークシステムを整備した。 ・災害対策本部室、災害対策室、情報指命室に大型モニターを整備した。	特になし。	整備済み	上記の設備を引き続き整備している。	・災害対策本部には大画面のスクリーンモニターを設置済み、新規設置は無し
・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施		・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。	・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。	・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。	・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。	・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化の検討。	・排水機能の向上や浸水時においても排水活動を継続するための施設の整備及び耐水化を検討中。
	平成28年度			・船井排水機場について、耐水化(耐水壁の設置)を実施。	未実施			・18内排水機場を対象に委託業務を発注し検討中。

取組項目	目標時期	利根川上流河川事務所 取組	気象庁	水資源機構	01古河市	02常総市	03取手市	04守谷市	05坂東市	06五霞町	07境町	08栃木市
					取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
2)ソフト対策の主な取り組み												
①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組												
■住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知												
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	継続して実施	・河川氾濫時の浸水深や出水時の避難所等を示した看板の公共施設や電柱等への設置に関する自治体支援を行う。			・市内全域の電柱に水害の浸水想定看板(表示)を設置予定。現在、現地調査中。【平成28年度】		・過去の小貝川での洪水被害を受けた一部地域において実施している。	・公共施設や電柱を中心に水害の浸水実績看板(表示)を検討する。	・河川沿川で浸水が予想される区域の電柱に標高表示を実施している。	・市内の電柱、学校、公共施設等に水深、避難経路などの表示看板を検討する予定。【平成29年度～】	・本事業に積極的に取り組んでいる。	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板を設置している。【平成27年度】 ・浸水想定区域の見直しに合わせて、実施予定。
	平成28年度				・鬼怒川における想定浸水深の表示板を現在、設置中。 ・小貝川については、洪水浸水想定区域公表後、設置予定。		・東京電力タウンプランニング株式会社と広告付避難場所等電柱看板に関する協定を締結した。				・本年度はマンパワー不足で実施できず、今後も継続して実施予定。	
・越水開始予測情報の提供	平成29年度から順次実施	・リードタイム(避難指示時間)を考慮した堤防天端到達時間(避難判断水位や氾濫危険水位到達からの時間)の予測情報を市区町へ提供する。										
	平成28年度											
・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション	平成29年度から順次実施	・市区町別に、注視すべき水位観測所や、破壊すると氾濫水が到達する堤防区間と浸水シミュレーション結果を示した資料を作成し、提供する。										
	平成28年度	・自治体別の浸水シミュレーション結果の作成・公表(H28一部完)										
・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供	平成29年度から順次実施	・家屋倒壊、氾濫水の最大深度の観点から立ち退き避難が必要なリスクの高い区域の表示を行う。										
	平成28年度											
■避難計画、情報伝達方法等の改善												
・住民等への情報伝達方法の改善	平成28年度から順次実施	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、アラート、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・対象区域住民自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・防災行政無線スピーカーを防災行政無線が聞こえにくい地域(難聴地域)に設置。【平成28年度～】 ・古河市防災・防犯情報メールを導入【平成29年度～】	・有事の際は、防災行政無線、市ホームページ、市メールサービス、緊急速報メール、報道機関の協力を得て広報を行う。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、ホームページ、メールマガジン、ツイッター、フェイスブックによる情報伝達を行う。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、アラート、報道機関の協力を得て広報を行う。	・広報車、市ホームページ、市情報メール配信サービス(登録者のみ)、エリアメールでの周知。 ・対象区域の区長(自治会長)に対する電話連絡。 ・防災ラジオによる防災行政無線の稼働を今年度新規開始予定。【平成28年11月】	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、アラート、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・対象区域住民自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・各地域の民生委員、自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知遅れを防ぐ。 ・防災行政無線のデジタル化の検討を行う。【平成28年度～】	・地域防災計画に情報伝達の体制を記載している。また、現在作成中の避難計画の中で改善方法を考えていく。 ・29年度に補助事業で、災害情報伝達手段等の高度化事業が計画されていて、その実施実施結果を踏まえて町内の計画を進めていく。 ・IT企業の協力を得て、情報伝達の改善に取り組み事業を29年度に実施する運びとなった。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、コミュニティFM、広報車、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、アラート、報道機関の協力等により広報を行った。 ・同報系防災行政無線を約120基増設し、全体で185基整備する。【平成28年度～】 ・コミュニティFM放送が聞こえにくい地域(難聴地域)の調査を実施し、改善を図る。【平成28年度～】 ・防災ラジオの自治会への配付と、購入費用の一部助成を実施する。【平成28年度～】 ・住民自治組織の長への連絡体制を構築する。【平成28年度】 ・自主防災組織を充実させ、地域コミュニティ内の協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知遅れを防ぐ。【平成28年度～】	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、コミュニティFM、広報車、フェイスブック、ツイッター、アラート、報道機関の協力等により広報を行った。 ・同報系防災行政無線を46基増設し、全110基の整備。 ・コミュニティFM放送の難聴地域の調査を実施。 ・防災ラジオの購入費用の助成を実施。		
	平成28年度			・株式会社茨城放送と災害時における放送要請に関する協定を締結した。		・防災ラジオの運用を開始。		・情報伝達の高度化事業は補助が受けられなかった。				
・リアルタイム情報の提供やプッシュ型洪水予報の情報発信	平成28年度から順次実施	・避難行動のきっかけとなる洪水予報等のリアルタイム情報のプッシュ型配信を行う。										
・避難勧告等の発令基準の改善	継続して実施	・ハザードマップにて避難情報発令の目安を記載している。 ・タイムラインを策定済。 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定を検討している。【平成29年度～】	・避難判断マニュアルの作成を検討する。【平成29年度～】	・水位観測所の避難判断水位を基準としており、利根川については取手新町水位観測所、小貝川については小貝川水海道水位観測所を基準としている。 ・取手市避難勧告等の判断・伝達マニュアルを策定済み。【平成24年度】	・災害対応マニュアルを作成し、担当職員にわかりやすい指針を示した。 ・地域防災計画の見直しを行なっている。【平成28年度～】	・災害対策本部での協議・判断により発令しているため、明文化されたものはない。今後避難判断マニュアルの作成を検討していきたい。 ・地域防災計画の改訂に合わせて、避難勧告判断マニュアルの見直しを検討【平成29年度】	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。【平成24年度】 ・避難勧告判断マニュアルを地域防災計画に掲載し、わかりやすい避難勧告・指示の発令基準を設定した。【平成24年度】	・地域防災計画では発令基準を設けている。 ・国土省利根川上流工事事務所の呼び掛けにより、利根川における水害を想定した「水害対応チェックリスト」の作成と、「避難勧告等の発令に着目したタイムライン」の策定をした。 ・地域防災計画の改訂に合わせて、避難勧告判断マニュアルの見直しを検討【平成29年度】	・地域防災計画において、避難勧告・避難指示等の発令について、記載している。 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、避難勧告・避難指示の発令基準を定めている。 ・平成27年9月関東・東北豪雨災害の検証結果を踏まえ、地域防災計画を改定する。【平成28年度】			
	平成28年度			・「ハザードマップにて避難情報発令の目安を記載している。」「タイムラインを策定済。」「避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定を検討している。【平成29年度～】」	・避難勧告等の発令基準を記載した「取手市防災対策NEWS」を全戸配布した	・地域防災計画及びマニュアル作成を実施中	・避難判断マニュアルを作成中。	・28年度に作成した、広域避難計画で検討と対策を実施した。また、29年度は補助事業で広域避難についての検討を再度実施予定である。	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを改訂。 ・栃木市地域防災計画を改訂した。			
・避難場所・避難経路の再確認と改善	継続して実施 または平成28年度から順次実施	・指定避難所については、ハザードマップ等で市民へ周知している。 ・避難所は主に学校、及び公民館などの県政、市有施設としている。 ・多くの市民が避難所を利用できるように地区ごとに避難先の避難所を指定している(強制というわけではない) ※洪水時、古河市は川沿いを中心に広く浸水する可能性があるため、浸水域の地区には指定避難所の指定をしていないようになっている。	・避難所はホームページにより周知しているが、避難経路については未策定のため、今後策定する。【H28年度～】	・浸水想定区域外にある小中学校等を避難場所として設定済み。 詳細は、取手市洪水避難地図に記載。 ・避難経路について未策定であり、今後策定について検討していく。	・避難場所について、ハザードマップ、ホームページで情報公開している。 ・ハザードマップ(防災マップ)の改正【平成29～30年度】	・避難所はホームページ及びハザードマップにより周知しているが、避難路については未策定のため、今後策定し周知を図る予定である。【平成29年度】	・市内のほぼすべてが浸水想定区域となるため、公共施設で2階以上にある建物を緊急避難場所とし、学校、公民館などの公共施設を避難所として指定している。これらは、ハザードマップ、ホームページで情報公開している。 ※避難経路は設定していない。 ・避難所はハザードマップ、ホームページ、広報誌により周知しているが、避難経路については未策定のため、今後、検討する。【H28年度～】	・市内のほぼすべてが浸水想定区域となるため、公共施設で2階以上にある建物を緊急避難場所とし、学校、公民館などの公共施設を避難所として指定している。これらは、ハザードマップ、ホームページで情報公開している。 ※避難経路は設定していない。 ・避難所はハザードマップ、ホームページ、広報誌により周知しているが、避難経路については未策定のため、今後、検討する。【H28年度～】	・現在、境町広域避難計画の策定中。 29年度事業として、補助を受けて、共同調査事業として、昨年の災害の検証と、詳細な避難計画の策定を予定している。 ・指定避難所は、ハザードマップ・ホームページで公開している。 ・高台となる緊急避難地(桜づつみ)を整備している。 ・指定避難所は、ハザードマップ・ホームページで公開している。 ・避難所は防災マップ、ホームページ、広報誌により周知しているが、避難経路については未策定のため、今後策定する。【H28年度～】			
	平成28年度			・利根川を挟んで千葉県側にある取手市の飛び地内において、民間の専門学校と災害協定を締結し災害時の避難場所・避難所として指定を行った。			・28年度に作成した、広域避難計画で検討と対策を実施した。また、29年度は補助事業で広域避難についての検討を再度実施予定である。	・指定緊急避難場所を土砂災害、水害、地震に分けて120箇所指定。 ・公民館、学校等の施設103箇所を指定避難所として指定。 ・高台となる指定緊急避難場所(都賀南部地区)の整備の実施設計を行う。				

取組項目	目標時期	09佐野市	10小山市	11野木町	12伊勢崎市	13太田市	14館林市	15玉村町	16板倉町	17明和町	18千代田町
		取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
2)ソフト対策の主な取り組み											
①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組											
■住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知											
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	継続して実施	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。 ・ハザードマップ更新に合わせ、新浸水想定区域に、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。	・東京電力タウランニング株式会社と広告付避難場所等電柱看板に関する協定を締結した。 ・浸水実績のある公共施設に表示看板を設置する。	・浸水想定区域には、電柱、学校、公共施設に水深などの表示看板を設置している。 ・「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結しており、町内各所に設置してある電柱に避難場所、避難経路を示していく。	・避難誘導看板の設置を検討する。	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。	・まるごとまちごとハザードマップ整備を検討する。【平成29年度～】	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。	・今後、浸水想定区域内の避難経路などの電柱に、夜間でも視認できる表示看板を設置していく。【平成29年度～】	・今後、浸水想定区域の電柱、学校、公共施設等に水深、避難経路などの表示看板を設置していく予定。	・浸水想定区域の表示について検討する。【平成29年度～】
	平成28年度		広告付き看板を準備中						取組なし		
・越水開始予測情報の提供	平成29年度から順次実施										
平成28年度											
・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション	平成29年度から順次実施										
平成28年度											
・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供	平成29年度から順次実施										
平成28年度											
■避難計画、情報伝達方法等の改善											
・住民等への情報伝達方法の改善	平成28年度から順次実施	・避難情報を発令した場合、防災行政無線、消防車等による広報、FMHP、SNS、ケーブルテレビ、緊急通報メール、アラート、自治会町への電話連絡等で伝達している。また、登録制のメールサービスを平成28年10月より運用を開始した。	・同報系防災行政無線、小山市安全安心情報メール、アラート、緊急通報メール、行政テレビ及び車両広報により情報伝達を行う。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、町ホームページ、広報車、メール配信サービス、エアメール、アラート等により広報を行う。 ・対象区域の自主防災組織及び自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・避難行動要支援者への対応については、現在検討中。 ・今後、防災行政無線スピーカーを防災行政無線が聞こえにくい地域(難聴地域)に設置していく予定。	・防災行政無線、登録制メール、広報車、フェイスブック、ツイッター、緊急通報メール、報道機関の協力を得て行う。 ・自主防災組織の長に連絡をして、関係地域内の全ての人に伝わるように留意する。	・避難の準備情報・勧告・指示を発令した場合は、下記の方法により市民へ伝達する。 ・インターネット(おおた安全・安心メール、市ホームページ、広報課ツイッター) ・固定電話(登録者) ・携帯電話各社による緊急通報メール ・市広報車、消防車等による巡回 ・テレビ、ラジオへの放送依頼 ・防災行政無線	・テレビ・ラジオを通じた広報・館林ケーブルテレビを通じた広報。 ・広報車による広報。 ・ホームページへの掲示。 ・たてばやし安全安心メールによる配信(登録制メール配信サービス)。 ・携帯電話事業者が提供する緊急通報メール。	・地元区長への電話連絡。 ・広報車、水防団車等による広報。 ・登録制の情報メール配信。→「メルたま」 ・緊急災害情報配信サービス(携帯会社3社) ・災害に係る情報発信(ヤフー・ラジオ放送による情報発信(FMたまむら))	・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令した場合は、広報車、登録制メール、緊急通報メール、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・自主防災組織との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、広報車、町公式サイト、メール配信サービス、緊急通報メール、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・防災行政無線を整備する。【平成28年度】	・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、安全・安心メール、緊急通報メール、報道機関の協力を得て広報を行う。
	平成28年度		上記実施済み。	防災行政無線を6基増設した		上記により、情報伝達を行う。	たてばやし安全安心メールの加入啓発を実施した。	取組なし	デジタル同報系防災行政無線を整備。		
・リアルタイム情報の提供やブッシュ型洪水予報の情報発信	平成28年度から順次実施										
平成28年度											
・避難勧告等の発令基準の改善	継続して実施	・地域防災計画、水防計画に記載、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成済み。	・国の基準を準拠。 ・内水被害による判断基準を規定している。	・避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を定めている。 ・避難勧告等の判断マニュアルを作成し、わかりやすい避難勧告・指示等の発令基準を設定した。	・避難判断マニュアルを作成してある。	・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」(内閣府ガイドライン参考)を定めている。	・避難勧告等の判断・伝達マニュアル(内閣府ガイドライン参考)を定めている。	・利根川水系 避難準備情報: ①上福島観測所の水位が3.70mに達し、かつ水位の上昇が見込まれる場合 ②降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 ③漏水等が発見された場合 避難勧告: ①上福島水位観測所の水位がはん濫危険水位である5.24mに到達した場合 ②異常な漏水等が発見され河川氾濫のおそれがある場合 避難指示: ①付近の堤防高に到達する ②堤防が決壊するおそれがある ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成を受けて、洪水ハザードマップの改定を行う。【平成29年度以降】	・地域防災計画に避難勧告等の発令基準を記載している。 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、わかりやすい避難勧告・指示の発令基準を設定した。【平成24年度】 ・マニュアルは町ホームページで周知している。	・避難判断マニュアルを作成し、担当職員にわかりやすい避難勧告・指示の発令基準を設定した。【平成24年度】	・水害対応チェックリストで「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示」の発令基準を記載している。 ・地域防災計画の見直しを実施しており、地域防災計画にも記載を予定している。【平成28年度】
	平成28年度		平成28年12月に避難準備情報等の名称変更に伴い、地域防災計画の見直しを実施している。			上記マニュアルを策定済み。	取組なし				
・避難場所・避難経路の再確認と改善	継続して実施 または平成28年度から順次実施	・市有施設を緊急避難場所及び避難所として指定。その他、各自治会で一時避難場所を指定してもらっている。 ・洪水ハザードマップは全戸配布済み、ホームページで情報公開中。【平成26年】 ・避難経路提示はない。	・避難経路については、市では示していないが、自主防災組織の一部は避難経路図を示した防災マップを作成している。 ・指定緊急避難場所・大規模公園 ・指定避難所・小・中学校、高等学校、大学校、県立体育館、県立プール館 ・自主防災組織に対し、避難経路を示したマップなどの作成を指導する。	・避難所については、平成27年9月関東・東北豪雨を教訓に見直しを実施している。 ・「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結しており、町内各所に設置してある電柱に避難場所、避難経路を示していく。	・小中学校や公民館等を指定しており、ハザードマップ作成の際に、洪水時に使用できるかの検証を行っている。	・災害種別ごとに指定緊急避難場所を定めており、洪水等については、浸水想定区域外もしくは浸水深0.5m未満の区域に立地する2階以上の施設を指定している。	・洪水ハザードマップを全世帯に配布済み。 ・洪水ハザードマップを転入者等に配布(随時)。 ・洪水ハザードマップを市ホームページに公開。 ・行政区掲示板、各コンビニに該当地区の避難場所の案内掲示。	・役場庁舎、学校、幼稚園、保育所、児童館、社会体育館、文化センター、老人福祉センター、道の駅を指定避難所としている。 ・町内の北西方向の高い場所、高い建物等への緊急避難を案内する。 ・車両を使用しての避難案内をする。	・3階以上または高台にある浸水しない公共施設(学校や公民館)を避難所として指定している。 ・避難所の位置は、洪水ハザードマップ(全戸配布)と町ホームページで周知している。 ・避難経路を策定し、町ホームページ等で周知する。【平成29年度～】	・町内は平地が多いため、大きな建物の2階以上場所を避難場所(公共・民間)として指定している。 ・避難場所については、ホームページで情報公開を行っている。 ・避難経路の設定は、未策定のため、今後検討していく。【平成29年度～】	・町内は平地が多いため、大きな建物の2階以上場所を避難場所(公共・民間)として指定している。 ・避難場所については、ホームページで情報公開を行っている。 ・避難経路の設定は、未策定のため、今後検討していく。【平成29年度～】
	平成28年度		出前講座などを活用して、自主防災会への避難経路等の作成を指導中。	指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所を設定した		災害種別ごとに指定緊急避難場所を定めている。	行政区回覧板用の避難場所表示ステッカーを作成・配付し、避難場所の周知を行った。	取組なし			

取組項目	目標時期	19大泉町	20邑楽町	21さいたま市	22熊谷市	23行田市	24加須市	25本庄市	26春日部市	27羽生市	28鴻巣市
		取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
2) ソフト対策の主な取り組み											
① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組											
■ 住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知											
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	継続して実施	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。	・まるごとまちごとハザードマップ整備を検討する。	・企業と、避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定を締結しており、順次、設置を拡充している。	・浸水想定区域の見直し後、必要に応じて、まるごとまちごとハザードマップの整備を検討していく。	・今後、まるごとまちごとハザードマップの整備について検討を行う。	・市内では大利根地域の一部で、実際にカスリーン台風による洪水被害が発生したときの浸水深を、電柱に巻き付けた看板に避難所情報と併せて表示・周知している。	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。	・避難場所に指定避難場所であることを表示する看板を設置している。 ・各駅に避難場所案内看板を設置している。 ・避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定を東京電力グループ及びNTTグループの広告代理事業者と締結しており、電柱に避難場所案内看板を随時設置している。	・避難所等の看板設置促進のため、地域貢献型電柱広告に関する協定を民間企業と締結した。	・浸水想定区域内の電柱、学校、公共施設等に水深、避難経路などの表示看板を設置する予定。 ・企業と「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結して、町内各所に設置してある電柱に避難場所、避難経路を示していく予定。
	平成28年度	・設置の検討を行った。	・今後も検討していく。		上記のとおり変更なし	・まるごとまちごとハザードマップの整備については、現時点において予定なし		検討中	平成28年度は10箇所、協定による避難場所案内看板が設置された。	・協定を周知するため、啓発チラシを庁舎内において配布した。	未実施
・越水開始予測情報の提供	平成29年度から順次実施										
・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション	平成29年度から順次実施										
	平成28年度										
・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供	平成29年度から順次実施										
	平成28年度										
■ 避難計画、情報伝達方法等の改善											
・住民等への情報伝達方法の改善	平成28年度から順次実施	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、広報車、登録制メール配信サービス、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・防災行政無線を整備する(平成28年度)	・避難勧告・指示は同報系無線による屋外放送、サイレン、広報車、おらおら知らせメール、テレビ、ラジオ放送等伝達手段を複合的に活用する。 ・自治会又は自主防災組織への電話 ・緊急速報メール、インターネット(HP、ツイッター、フェイスブック)による情報伝達 ・ファクシミリによる関係各所への一斉送信 ・防災行政無線(放送内容確認テレフォンサービス含む)、広報車の利用 ・震災省オペレーション支援システムを利用したアラートへの情報配信(ラジオ、テレビ等報道機関への広報協力要請)	・避難勧告・指示を発令した場合は、下記伝達手段により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 市HP、防災課HP、テレビデータ放送(Lアラート)、フェイスブック、ツイッター、エリアメール・緊急速報メール、防災行政無線、広報車	・避難勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声機、市職員、消防団員による巡回等により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・自治会又は自主防災組織への電話 ・緊急速報メール、インターネット(HP、ツイッター、フェイスブック)による情報伝達 ・ファクシミリによる関係各所への一斉送信 ・防災行政無線(放送内容確認テレフォンサービス含む)、広報車の利用 ・震災省オペレーション支援システムを利用したアラートへの情報配信(ラジオ、テレビ等報道機関への広報協力要請)	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市職員、消防団員による巡回等により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・自治会又は自主防災組織への電話 ・緊急速報メール、インターネット(HP、ツイッター、フェイスブック)による情報伝達 ・ファクシミリによる関係各所への一斉送信 ・防災行政無線(放送内容確認テレフォンサービス含む)、広報車の利用 ・震災省オペレーション支援システムを利用したアラートへの情報配信(ラジオ、テレビ等報道機関への広報協力要請)	地域防災計画上に、災害広報として、防災行政無線や電話・FAXなどをもち、段階的に、誰が、何を、どのように、情報伝達していくかを定めている。	・防災行政無線、緊急速報メール等で情報伝達を行うことを地域防災計画で規定している。	・避難情報を発令した場合は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、アラートなどのツールを活用し広報を行う。 ・各自治会あて一斉FAXを利用し、情報を提供する。	・防災行政無線、メール配信サービス、緊急速報メール、アラート無線、タウラー無線、市ホームページ、twitter等公式ソーシャルメディア、道路情報表示板等を有効的に活用し、情報伝達を迅速かつ的確に行う。	・「避難準備・高齢者等避難開始」避難勧告「避難指示(緊急)」を発令した場合は、防災行政無線、広報車、サイレン、口頭伝達、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、インターネット等を通じて広報を行う。 ・消防団員、自主防災組織の協力を得て、当該地区の避難行動要支援者にも周知徹底を図る。
	平成28年度	・防災行政無線施設整備が完了した。	平成29年2月28日ケーブルテレビ株式会社と協定を締結。	上記のとおり変更なし	・従前のとおり実施			防災行政無線デジタル化完了に伴い、無線と連動した自動応答の実施や、本庁舎と支所に設置した電光掲示板での情報伝達が新たに行えるようになった。	・テレビデータ放送の活用について検討したが、予算確保の面から見送りとなった。	・「避難準備・高齢者等避難開始」避難勧告「避難指示(緊急)」を発令した場合は、防災行政無線、広報車、サイレン、口頭伝達、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、インターネット等を通じて広報を行う。 ・消防団員、自主防災組織の協力を得て、当該地区の避難行動要支援者にも周知徹底を図る。	
・リアルタイム情報の提供やブッシュ型洪水予報の情報発信	平成28年度から順次実施										
・避難勧告等の発令基準の改善	継続して実施	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、避難勧告・指示の発令基準を設定した。(平成27年度修正)	・地域防災計画及び避難勧告等の判断伝達マニュアルで避難勧告等の発令基準を定めている。	1)当該地域又は土地建物等に災害が発生する恐れがある場合 2)市内雨量観測所降雨指標(予想を含む)・時間雨量30mm以上 3)関連水位観測所河川水位指標・危険度レベル3以上 4)土砂災害警戒情報が発表されたとき 5)大雨警報(土砂災害)発表、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の判定基準を超過」した場合 6)大雨警報(土砂災害)が発表されている状態で、記録的短時間大雨情報が発表された場合	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・八斗島水位観測所の水位が避難判断水位3.9mに到達した場合、状況に応じ、避難準備情報を発令する。また、氾濫危険水位4.8mに到達した場合や到達するおそれがある場合、避難勧告又は避難指示を発令する。	地域防災計画上に、河川ごとに、配備体制(第1～第3)こと、また避難準備情報、避難勧告、避難指示のそれぞれの避難情報ごとに、それぞれの発令基準となる、水位を設定している。	・地域防災計画では警戒水位で避難準備情報、避難判断水位で避難勧告、氾濫危険水位で避難指示となっている。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 ・避難勧告等マニュアルを作成中。
	平成28年度	・上記取組を継続している。		上記のとおり変更なし	・従前のとおり実施			春日部市避難勧告等の判断伝達マニュアルの見直しを行った。	・特になし	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	
・避難場所・避難経路の再確認と改善	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	洪水時の避難場所、避難所については、浸水想定区域外の施設を指定している。 ・公園や学校、公民館などを緊急避難場所、避難所に指定している。 ・住民にはハザードマップ、ホームページ等で周知している。	・避難経路については、ハザードマップ等を参考に、住民自身で事前に確認していたかどうか確認している。 ・指定緊急避難場所、緊急避難所は、主に小中学校や公民館を指定している。 ・市の大半が浸水想定区域になっており、避難場所の附帯を限定して使用可としている。(中央小中学校2階以上使用可と洪水ハザードマップに掲載している。)	・浸水想定区域外の公園等(屋外施設)を指定緊急避難場所とし、浸水のおそれがない場所等(※)にある学校、公民館、保育所等(屋内施設)を指定緊急避難場所兼指定避難所とした。 ※指定避難所は「1階層の場合、浸水深0.5m未満の場所にあること」「2階建ての場合、想定浸水深が2.0m未満の場所にあること」「3階建て以上の場合、想定浸水深が5.0m未満の場所にあること」を満たす施設を指定している。 ・これらは、ハザードマップ及びびららのカレンダー(全戸配布)に掲載し、ホームページでも情報公開している。	・指定緊急避難場所、緊急避難所は、主に小中学校や公民館を指定している。 ・市の大半が浸水想定区域になっており、避難場所の附帯を限定して使用可としている。(中央小中学校2階以上使用可と洪水ハザードマップに掲載している。)	地域防災計画上に、防災活動拠点として、震災と風水害対策の、それぞれ別に避難所や避難場所のほかに救護物資搬入施設等を含めた防災活動拠点を指定している。	・指定避難所、指定緊急避難場所についてホームページに掲載している。 ・既往の地域防災計画で定める避難所・避難場所については、ハザードマップにおいてその浸水深等を示している。	・ハザードマップやホームページで避難場所を提示している。 ・浸水の生じない場所はフロアとなる公共施設等を緊急避難場所とし、そのうち、建物を有する箇所を避難所として指定している。 ・市のポータルサイト(オランダ)や各駅の避難場所案内看板等で避難場所への案内をしている。なお、避難場所案内看板にはQRコードによる案内もしている。	・指定避難所は、小・中学校の体育館や公民館棟を応用的に使用するが、1階が浸水する見込みの場合、施設の2階以上を使用する。指定避難所については、食料・日用品・資機材等の備蓄を浸水のおそれのない安全な場所で管理することが出来る施設を対象に指定する。 ・これらについては、ホームページやハザードマップで情報公開している。	・防災マップ、ホームページで避難場所・避難経路を周知している。	
	平成28年度	・上記取組を継続している。		上記のとおり変更なし	・従前のとおり実施		自主防災訓練での避難訓練の実施や訓練時及び各種イベント等において、防災啓発リーフレットを配布し、避難場所・避難経路の再確認を行っている。	・特になし	・防災マップ、ホームページで避難場所・避難経路を周知している。		

取組項目	目標時期	29深谷市	30草加市	31越谷市	32桶川市	33久喜市	34八潮市	35三郷市	36蓮田市	37幸手市	38吉川市
		取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
2)ソフト対策の主な取り組み											
①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組											
■住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知											
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	継続して実施	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。	・市内小中学校に指定避難場所の看板設置済み。 ・電柱に避難場所等の案内広告を設置していく。	・電柱への看板設置に関する協定を締結し、電柱への避難場所案内表示を随時設置している。	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板の設置を検討する。	電柱に張り付ける形で設置している39箇所の看板を平成27年度末に更新した。昭和22年カスリーン台風時の実績浸水深及び付近の避難所について記載している。	・想定浸水深を表示する看板は未整備であるが、市内150箇所の電柱に、避難所誘導看板を設置している。 ・避難所誘導看板の設置箇所を増やす。	・市内小中学校に指定避難場所の看板設置済み。 ・現在、電柱に掲示はしていないが、今後、浸水深などの情報を掲示することを検討している。	・広告関連業者と協定を結び電柱広告に公共スペースを設け、避難所・避難場所の掲示に努めている。	・カスリーン台風時の浸水深が分かる場所については、電柱に表示看板が設置されている。	・市内小中学校、県立高校、一部公共施設に指定避難場所の看板設置済み ・指定避難場所誘導看板を20箇所設置済み ・企業と避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定を締結しており、順次、設置を拡大している。
	平成28年度	検討中	・東京電力グループ会社と、電柱への看板設置に関する協定を締結。	上記の協定に基づき、市内6か所の電柱に避難場所案内表示を設置。	・浸水想定区域にある電柱に浸水深の表示看板の設置を検討する。 ・江川に関しては、立入禁止の表示看板を常設しており、江川が氾濫するおそれがある場合はチェーン等で江川に近づけないようにしている。	避難所誘導看板を75箇所設置した。	東京電力グループ会社と電柱への看板設置に関する協定を締結済み。今後は、協定に基づき電柱への看板設置を進めている。	上記の協定に基づき、新規に2箇所設置。	・カスリーン台風時の浸水深が分かる場所については、電柱に表示看板が設置されている。	・市内小中学校、県立高校、一部公共施設に指定避難場所の看板設置済み ・指定避難場所誘導看板を20箇所設置済み ・企業と避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定を締結しており、順次、設置を拡大した。	
・越水開始予測情報の提供	平成29年度から順次実施										
・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション	平成29年度から順次実施										
・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供	平成29年度から順次実施										
	平成28年度										
■避難計画、情報伝達方法等の改善											
・住民等への情報伝達方法の改善	平成28年度から順次実施	防災行政無線、深谷市メール配信サービス、テレビ埼玉メニュー、テレドーム、緊急通報メール、広報車、アラートなどの伝達手段により周知を行う。	・地域防災計画(水害編)に記載している。 [市]対象地域住民に対し、市防災行政無線(同報系)、広報車、口頭等により避難勧告等を伝達、インターネットのホームページ等に掲載 [消防]消防団員、消防車両、口頭等により伝達、自主防災組織等の協力による組織的な伝達 [放送機関]市は各放送機関に避難勧告・指示の内容の放送を要請	・避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、アラートなど、状況により緊急通報メールにて行う。 ・広報車 ・電話 ・テレビ等報道機関への広報依頼 以上を整備済み。 ・桶川市地域防災計画等で定めている情報伝達手段を、有事の際に迅速かつ正確に市民に周知できるようにする。	・防災行政無線 ・桶川市防災情報メール ・桶川市HP ・広報車 ・電話 ・テレビ等報道機関への広報依頼 以上を整備済み。	・地域防災計画で伝達方法について記載している。 防災行政無線、市ホームページ、緊急通報メール、アラート、指メール配信システム、広報車、一斉FAX、自主防災組織との連携。	・防災行政無線 ・広報車 ・緊急通報メール(エリアメール) ・三郷市公式サイト ・SNSの活用 ・アラート一地域データ放送等 以上を整備済み。 他の河川と配信時期を合わせて、プッシュ型メール配信受ける。	・防災行政無線、広報車、市ホームページ、市公式メール配信サービス、防災無線放送確認ダイヤル、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・本部体制設置の際に自主防災会長に連絡。 ・埼玉県災害情報支援システムのアラート機能を活用して、情報発信を行う。 ・ケーブルテレビ会社と締結した「災害時における放送等に関する協定」に基づき、情報発信を行う。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、消防団、メール配信サービス、緊急通報メール、アラート、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・対象区域住民自治組織の長に連絡し、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・自主防災組織と自治会との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、ホームページ、登録制メール、ツイッター、スマートフォンアプリ(Yahoo!防災速報)、緊急通報メール、アラート、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・対象区域住民自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。	
	平成28年度	防災行政無線、深谷市メール配信サービス、テレビ埼玉メニュー、テレドーム、緊急通報メール、広報車、アラートなどの伝達手段により周知を行う。	-	上記を継続(特種の改善等はなし)		桶川市地域防災計画等にて定めている情報伝達手段を、有事の際に迅速かつ正確に市民に周知できるようにする。	市ホームページに防災情報のリンク先を集約したリンクページを作成した。	三郷市メール配信サービスを開始した。	5月17日アラート全国総合訓練に参加し、アラート機能活用及びテレビ会社と連携した情報発信について訓練した。	メール配信サービスに登録するように、市民に対して呼びかけを行った。	・自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携を強化した。
・リアルタイム情報の提供やプッシュ型洪水予報の情報発信	平成28年度から順次実施										
・避難勧告等の発令基準の改善	継続して実施	・職員初動マニュアル(風水害編)、避難判断マニュアルを作成し、発令基準を記載している。	・地域防災計画(水害編)で避難準備情報、避難勧告等の発令判断基準を記載している。 ・避難判断基準等の見直しを検討していく。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 (荒川水位観測所の避難判断水位4.8mを超えた時点で避難準備情報を発令し、氾濫危険水位5.6mを超えた時点で避難勧告を発令)	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 (荒川水位観測所の避難判断水位4.8mを超えた時点で避難準備情報を発令し、氾濫危険水位5.6mを超えた時点で避難勧告を発令)	地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準について記載している。	現状は以下のとおり定めている。 避難準備情報:氾濫注意情報が発表され、河川水位の状況や気象情報等から判断して一定時間後、避難を要する状況になる可能性がある場合。 避難勧告:避難判断水位に到達し、その後水位の上昇が見込まれる場合。 避難指示:氾濫危険水位に到達し、その後水位の上昇が見込まれる場合。	・地域防災計画(あるいは水防計画等)で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・地域防災計画及び水防計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。
	平成28年度	・職員初動マニュアル(風水害編)、避難判断マニュアルを作成し、発令基準を記載している。	-	地域防災計画の改訂なし	・桶川市地域防災計画(平成27年2月)に定められている発令基準を基に避難勧告等を発令する。 ※次回改訂時期は未定。	継続して実施した。				・地域防災計画及び水防計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。
・避難場所・避難経路の再確認と改善	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・浸水想定区域外の公民館や学校などの公共施設を指定緊急避難場所として指定している。 ※避難経路の掲示はしていない。	・ハザードマップにより避難場所を周知している。 ・避難場所等を記載したハザードマップを改訂し、市民に配布していく予定。	・水害時の指定緊急避難場所や指定避難所となる施設は、2階以上の部分としている。 ・災害発生時における道路の損壊や周囲に安全な場所に避難するため、平常時から市民自らが指定緊急避難場所や指定避難所を認識しておくよう出張講座や防災マップ等で啓発している。 ※本市では、道路の破壊、周辺の火災や浸水等により通行が困難になることも考えられるため、地域ごとの避難場所や避難経路を固定化していない。	・避難場所を桶川市HP、防災ガイド等で周知している。 ・避難経路については、自主防災組織と連携を図り、地域に適した避難経路を策定する。	・現在指定緊急避難場所として106箇所、指定避難所として77箇所指定している。指定避難所は学校や福祉施設等を指定しているが、指定緊急避難場所はその他に公園等も指定している。指定緊急避難場所106箇所のうち、58箇所は洪水に対応しており、具体的には学校の2階以上などを利用することを想定している。 避難経路については、ハザードマップ等を参考に、住民自身事前に確認していただくようお願いしている。	現状は以下のとおり定めている。 避難場所・避難所:小学校、中学校、高校 避難勧告:避難判断水位に到達し、その後水位の上昇が見込まれる場合。 避難指示:氾濫危険水位に到達し、その後水位の上昇が見込まれる場合。	避難場所は小中学校・高校等と指定している。浸水時は浸水深以上の階層としている。 ・地域防災計画において、指定緊急避難場所については、大型施設等の浸水しない階層の立体駐車場など、立ち入り可能な場所で、あらかじめ施設管理者に同意を得て指定することになったり、今後指定していく予定。	・浸水区域から離れた公共施設を避難所に指定している。 ・広告関連業者と協定を結び電柱広告に公共スペースを設け、避難所・避難場所の掲示に努めている。 ・避難場所の絶対数が不足する地域を検証する。	・公共施設がある場所の浸水深を考慮して、建物が浸水しない上層を緊急避難場所として指定している。 これは、ハザードマップ、ホームページで情報公開している。 ・情報を公開しているが把握していない市民もいるので、今後も引き続き周知していく。【平成28年度〜】	・指定緊急避難場所、指定避難所は防災マップ、ホームページ、広報誌、その他情報発信ツールにより周知している。 ・避難経路は現場の状況や居住地により異なるものとする。出張講座等で避難経路の選定方法や、避難時の注意点を周知している
	平成28年度	・浸水想定区域外の公民館や学校などの公共施設を指定緊急避難場所として指定している。 ※避難経路の掲示はしていない。	・避難場所等を記載したハザードマップを改訂し、市民に配布した。	出張講座を33回実施(予定を含む)防災マップを最新データに更新(毎年)	・避難場所については桶川市HP、桶川市防災ガイド等で周知済み。	継続して実施した。				・公共施設がある場所の浸水深を考慮して、建物が浸水しない上層を緊急避難場所として指定している。 ハザードマップ、ホームページで浸水時に使用できる避難場所を示しているの、市民に事前に確認しておくように呼びかけを行った。	・指定緊急避難場所、指定避難所は防災マップ、ホームページ、広報誌、その他情報発信ツールにより周知している。 ・避難経路は現場の状況や居住地により異なるものとする。出張講座等で避難経路の選定方法や、避難時の注意点を周知した

取組項目	目標時期	39白岡市	40上里町	41宮代町	42杉戸町	43松伏町	44野田市	45柏市	46我孫子市	47足立区	48葛飾区
		取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
2)ソフト対策の主な取り組み											
①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取組											
■住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知											
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	継続して実施	・企業との協定により、電柱広告を活用した避難所誘導案内を設置した。	・学校、公共施設等に避難所などの表示看板を設置している。	・過去の水害の浸水深を、電柱などに明示している。	・現在17箇所設置済み。	・今後、まるごとまちごとハザードマップの整備の検討を行う。	・現在、野田市で浸水域等を示す看板の整備は行っていない。 ・今後、看板設置の必要性について、検討をしていく。 ※洪水対応の可否を表示した避難所看板を設置した。	・避難所の案内表示板は設置している。 ・今後、地震、水災害等にに応じた災害種別を表示した避難所看板を整備していく。 ※まるごとまちごとハザードマップの整備は実施していない。	・避難所の案内表示板は設置している。 ※まるごとまちごとハザードマップの整備は実施していない。	・新たな浸水想定区域図に基づいて、設置を進めていく予定。(ただし、当区にとって一番大きな被害が想定される河川の浸水想定深を表示予定)	・まるごとまちごとハザードマップは整備済み
	平成28年度	・東京電力との協定により、電柱広告を活用した避難所誘導案内を設置した。		・今年度においても新規に2箇所設置した。		今年度実施予定なし	引き続き実施中。	一部看板のリニューアル化及び多言語化を実施した。	避難場所案内標識の修繕(2箇所)を実施した。		・まるごとまちごとハザードマップは整備済み
・越水開始予測情報の提供	平成29年度から順次実施										
・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション	平成29年度から順次実施										
	平成28年度										
・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供	平成29年度から順次実施										
	平成28年度										
■避難計画、情報伝達方法等の改善											
・住民等への情報伝達方法の改善	平成28年度から順次実施	・防災行政無線、広報車、白岡市安心メール(登録制メール)、緊急通報メール、インターネット(ホームページ等)、回覧、ハンドマイク、県の防災システム(災害用オペレーション支援システム)を用いてアラートへの発信。 ・ケーブルテレビ企業と協定を締結しており、要請をすれば、ケーブルテレビにて情報公開可能。	・避難準備、避難勧告、避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、町公式ホームページ、フェイスブック、防災メール、アラート、報道機関との協力を得て広報を行う。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車等を通じて伝達するとともに、消防団、自主防災組織等の協力を得て、町民への周知徹底を図るとともに、町本部は、避難勧告・指示情報を町ホームページ等に掲載する。 ・広域にわたって避難の勧告及び指示の伝達を行う必要があるときは、県を通じて各放送機関に対して、避難勧告又は指示内容の放送の協力要請をする。	・防災行政無線、広報車、登録制メール、エリアメール、アラート	・防災行政無線、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、アラート、報道機関の協力を得て、広報を行う。 ・自主防災組織等の地域コミュニティとの協力、連携により、住民への周知徹底を防ぐ。	・地域防災計画において避難情報や避難所開設情報等については、防災行政無線や登録制メール(野田市安全安心メール「まめメール」)、ホームページ、ツイッター、広報車を活用する旨を記載している。その他にもアラート(データ放送)、各携帯会社(NTTドコモ、ソフトバンクモバイル、KDDI)による災害緊急連絡メールも活用する。	・防災行政無線、車による巡回広報、ホームページ、メール配信サービス、ツイッター、ケーブルテレビ文字放送による周知を行う。 ・既存の情報伝達手段の他に、必要に応じて整備を検討していくこととした。	・防災行政無線の放送、メール配信、広報車による巡回、ホームページへの掲載、ツイッターへの掲載、デジタルサイネージ、エリアメール、あだち安心電話。 ・避難情報を発令した場合は、防災行政無線、広報車、区公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急連絡メール、アラート、あだち安心電話、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・防災行政無線が聞こえない地域(難聴地域)に防災行政無線スピーカーの増設を予定。	・防災行政無線、広報車、エリアメール(docomo)、緊急連絡メール(sofbank、KDDI)、安全・安心情報メール、区ホームページ、区公式フェイスブック、区公式ツイッター、かつしかFM、J.COM東葛葛飾、NHK総合テレビのデータ放送	
	平成28年度	・防災行政無線のデジタル化により、メール配信等の他の情報伝達手段との自動連携が可能となった他、放送内容を電話で聞くことができるテレフォンサービスを導入した。		同上	メール配信サービスの登録の推進及びその他「川の防災情報」等周知している。	継続して実施	引き続き実施中。		メール配信登録者増加に向けた取り組みの実施(我孫子市総合防災訓練会場などにおいて)した。	区の防災アプリで河川水位や河川の映像をリアルタイムで確認できるよう整備した。	・防災行政無線、広報車、エリアメール(docomo)、緊急連絡メール(sofbank、KDDI)、安全・安心情報メール、区ホームページ、区公式フェイスブック、区公式ツイッター、かつしかFM、J.COM東葛葛飾、NHK総合テレビのデータ放送
・リアルタイム情報の提供やプッシュ型洪水予報の情報発信	平成28年度から順次実施										
・避難勧告等の発令基準の改善	継続して実施	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 ・利根川の水位観測所(栗橋)の水位が「避難判断水位」(8.00m)に達した際に、「避難準備情報」の発令を判断する。 ・利根川の水位観測所(栗橋)の水位が「汎危険水位」(8.50m)に達した際に、「避難勧告」等の発令を判断する。	・地域防災計画等で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 ・地域防災計画の見直しを行う予定。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	現状は以下のとおり定めている。 ・避難準備情報は、利根川(栗橋)が汎危険水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ・避難勧告は、利根川(栗橋)が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ・避難指示は、破壊したとき、破壊に繋がるような大量の漏水、亀裂、内水はんだにより、近隣で浸水が床上に及んだ時、特別警報が発令された時。	・地域防災計画で各避難情報の発令基準を定めており、ホームページや洪水ハザードマップにて周知している。 ・現在、水害に対する避難の判断基準については、地域防災計画で定めており、避難勧告については次のとおりとしている (1)避難行動要支援者の場合 ・栗橋観測所 汎危険水位に到達した状況(はん危険情報が発令されたとき) ・野田・芽吹橋観測所 3時間後に両観測所のいずれかにおいて汎危険水位に達すると予想される状況 (2)一般(避難行動要支援者でない方)の場合 ・野田・芽吹橋観測所 1時間後に、両観測所のいずれかにおいて汎危険水位に達すると予想される状況	・地域防災計画において、水防上の基準水位にあわせた避難の発令基準、対象区域を位置づけている。 ・避難に関する発令基準は、地域防災計画で位置づけられている。	・地域防災計画において、各河川の水位における避難情報の発令基準を定めている。	・利根川の避難勧告等の発令基準についても検証し、定める予定		
	平成28年度	・避難情報の名称が変更となったため、広報誌等を通じて周知していく。		同上		今年度実施予定なし	引き続き実施中。	・H29.2に地域防災計画の見直し・修正を実施。引き続き、水防上の基準水位にあわせた避難の発令基準、対象区域を位置づけた。	発令基準の検証を開始した。		利根川の避難勧告等の発令基準についても検証して、定める予定
・避難場所・避難経路の再確認と改善	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・避難経路に関しては、市長の指示がなされた場合は、その経路とする。 ・特別の指示がない場合は「土木班」が指定をするが、状況により、指定が困難な場合には特に指定しない場合もある。	・指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している。【平成27年度】 ・避難所は防災マップ、ホームページ、広報誌により周知しているが、避難経路については未策定のため、今後策定する。【H28年度～】	・グラウンドや公園、体育館、公民館などの公共施設を避難場所として指定している。これらは、ハザードマップ、ホームページで情報公開している。 ※避難経路は設定していない。	・小中学校や公民館を指定緊急避難場所、指定避難所に指定している。これらは、ハザードマップに掲載しており、町ホームページで情報を公開している。 ・避難経路については未策定のため、今後検討する。	・小中学校、県営公園(高台)等を指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している。これらは、町ホームページで情報を公開している。 ・避難経路については未策定のため、今後検討する。	・避難所として指定されている主な公共施設は各公民館や各小中学校であり、洪水に対応している避難所については、想定される浸水の程度によって3階以上や2階以上が対応可能であると設定している。 ・浸水時に対応可能な避難所の情報については、野田市で配布している「防災ハンドブック」や「洪水ハザードマップ」に掲載しており、窓口での配布のほか、ホームページでも公開している。 ※避難経路については特に提示していない。	・洪水ハザードマップ及びホームページにより周知している。 ・学校、近隣センター等を避難所に指定している。 ※避難経路については定めていない。	・指定緊急避難場所・指定避難所やさまざまな避難経路をハザードマップに掲載しており、周知している。 また、上記ハザードマップは市ホームページにおいても情報公開している。	・足立区洪水ハザードマップに掲載しており、ホームページで情報公開している。 ・浸水しない地域への避難ができなかった場合に、緊急的に生命を守るために垂直避難ができるように、区の240施設を「洪水緊急避難建物」として指定した。 ・自治体間が、民間マンション等と水害時の一時避難に関する協定を締結できるように、ガイドラインを作成する等して支援をしている。	
	平成28年度	・東京電力との協定により、電柱広告を活用した避難所誘導案内を設置した。		同上		今年度実施予定なし	上記取組内容と同様。	・洪水ハザードマップに、要配慮者利用施設を新たに明記した。 ・避難経路は定めていないが、防災講習会等において、各自定める(た)避難経路の安全性等を確認するよう啓発した。	避難場所・避難経路の再確認を実施した。	・浸水しない地域への避難ができなかった場合に、緊急的に生命を守るために垂直避難ができるように、区の240施設を「洪水緊急避難建物」として指定した。 ・自治体間が、民間マンション等と水害時の一時避難に関する協定を締結できるように、ガイドラインを作成する等して支援をしている。	

取組項目	目標時期	49江戸川区	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都
		取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
2) ソフト対策の主な取り組み		①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組						
		■住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知						
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	継続して実施	・水害に対する区民の意識を啓発するため、小中学校の校舎や公園、堤防など区内174箇所に「水位標識板」を設置済み。 ・洪水浸水想定区域の見直し後、公共施設や電柱を中心に看板の設置を検討していく。						
	平成28年度	まるごとまちごとハザードマップの必要性について検討中。						
・越水開始予測情報の提供	平成29年度から順次実施							
	平成28年度							
・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション	平成29年度から順次実施							
	平成28年度							
・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供	平成29年度から順次実施							
	平成28年度							
		■避難計画、情報伝達方法等の改善						
・住民等への情報伝達方法の改善	平成28年度から順次実施	・防災行政無線デジタル化による取り換えに伴い、避難地域を改善する。【平成27年度～31年度】 ・メールニュース・ツイッター・フェイスブック・FMラジオ・ケーブルテレビによる情報伝達手段の整備。						
	平成28年度	防災行政無線のデジタル化を継続中。						
・リアルタイム情報の提供やプッシュ型洪水予報の情報発信	平成28年度から順次実施							
	平成28年度							
・避難勧告等の発令基準の改善	継続して実施	現状は以下のとおり定めている。 【避難準備情報】 八斗島が氾濫注意水位1.90mに到達し、更に水位上昇が見込まれるとき 【避難勧告】 八斗島が避難判断水位3.90mに到達し、更に上昇するおそれがあるとき 【避難指示】 八斗島が氾濫危険水位4.80mに到達したとき  ・広域避難の促進を目的とした、自主広域避難の呼び掛け、広域避難勧告といった早期段階における避難情報の発表を検討中。						
	平成28年度	江東5区広域避難推進協議会を立ち上げ検討中。						
・避難場所・避難経路の再確認と改善	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	避難場所：区内(大島小松川公園、葛西南部地区)2箇所、区外(国府台)1箇所 避難経路：指定なし。徒歩で避難  ・広域避難の見直しをする予定。						
	平成28年度	江東5区広域避難推進協議会を立ち上げ検討中。						

取組項目	目標時期	利根川上流河川事務所 取組	気象庁	水資源機構	01古河市	02常総市	03取手市	04守谷市	05坂東市	06五霞町	07境町	08栃木市
					取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
・避難誘導体制の充実	継続して実施				・地域防災計画に避難誘導の方法を記載している。(市、消防機関、警察等と連携し、市民が安全かつ迅速に避難できるように記載有り)	・常総市地域防災計画に避難誘導体制について記載する。【平成28年度～】	・市職員、消防職員、自主防災組織、警察官が連携して、避難誘導に努める。	・警察、消防団、自主防災組織等が連携して避難誘導に努める。	・警察、消防団、自主防災組織等が連携して避難誘導に努める。	・避難誘導の体制は以下の通り。 (1)避難の誘導は、警察官、消防団、町職員等が連携し実施する。 (2)消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか平時から避難経路の安全性の向上に努める。 (3)避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。 (4)学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒施設利用者等を安全に避難誘導する。 ・避難に自家用車を使用しないよう指導する。 ・年1回防災訓練を実施しており、その際は警察や消防にも協力してもらっている。	・現在、境町広域避難計画を策定中である。 ・29年度の事業として、補助を受けて、共同調査事業として、昨年の災害の検証と、詳細な避難計画の策定を予定している。	・地域防災計画に記載されている体制は以下のとおり。 (1)避難の誘導は、警察官、消防団、市職員等が連携し実施する。 (2)消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか平時から避難経路の安全性の向上に努める。 (3)学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒施設利用者等を安全に避難誘導する。 ・毎年防災訓練を実施しており、その際には警察や消防にも協力してもらっている。 ・地域防災計画の避難誘導体制について、具体的なマニュアルを策定する。【平成28年度～】 ・避難行動要支援者の避難誘導と確認について、自主防災組織等の協力体制を整える。【平成28年度～】
	平成28年度						・今年度も取手市防災会議を3月に開催した際、警察・消防・行政・自主防災組織が一堂に集う機会があり、その際に連携の再確認を行った。				28年度に作成した、広域避難計画で検討と対策を実施した。また、29年度は補助事業で広域避難についての検討を再度実施予定である。	・栃木市支え合い条例を制定し、要配慮者の避難誘導体制について検討した。警察及び消防、消防団等の協力の下、総合防災訓練1回、地域防災訓練2回実施。 ・地域防災計画の避難誘導体制について、マニュアルを策定。
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施				・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけてもらうように助言するように検討する。	・要配慮者施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけ、避難訓練等を支援する。【平成28年度～】	・毎年、市内で開催されている「障害者のための防災訓練」に参加している ・要配慮施設に対し、水害時の避難計画を策定するよう助言を検討していく	・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけてもらうように助言するように検討する。	・担当課と調整し今後検討していく。【平成28年度～】	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討する。	・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけてもらうように助言するように検討する。	・要配慮者利用施設において水害に関する避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけてもらうように助言するように検討する。 ・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における訓練の実施を検討していく。【平成29年度～】
	平成28年度						・要配慮者利用施設における避難計画作成状況調査を実施					避難計画の作成支援を行っている。
<b>■企業防災等に関する事項</b>												
・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	浸水対策や避難計画の策定に向けた検討を行い、資料提供等、支援を実施する。										
	平成28年度											
・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	浸水対策や避難計画の策定に向けた検討を行い、資料提供等、支援を実施する。			・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。	・浸水想定区域内にある大規模工場に対し、避難計画の策定状況と訓練実施状況を確認し、助言した。 ・その他の大規模工場に対して、現状確認と助言の検討を行っていく。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。	・市内の大規模工場について、浸水対策計画の策定支援を検討する。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。
	平成28年度						・未実施。		・未実施。			・洪水ハザードマップにより周知している。
<b>■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等</b>												
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	平成29年度	・管理河川の洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの策定・公表を行う。										
	平成28年度											
・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・広域避難計画(案)の策定のためのワークショップ開催等支援を行う。	・気象情報等の視点で作成に必要な情報の提供及び策定を支援する。		・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画を策定を検討する。	・鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の中で広域避難計画(案)を策定【平成29年度】	・利根川における想定最大規模降雨の浸水想定区域図が策定された後、広域避難計画を策定していく。	・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画を策定を検討する。	・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画を策定を検討する。	・今後、近隣市町と連携し、広域避難計画を検討していく予定。	・現在、境町広域避難計画の作成を作成中。 ・29年度の事業として、補助を受けて、共同調査事業として、昨年の災害の検証と、詳細な避難計画の策定を予定している。	・今後広域避難計画の策定を検討していく。【平成28年度～】
	平成28年度		江東6区広域避難推進協議会に参加し、関係各々の広域避難実施体制の検討を行った。						広域避難も含めた避難計画を検討中。		28年度に作成した、広域避難計画で検討と対策を実施した。また、29年度は補助事業で広域避難についての検討を再度実施予定である。	・近隣市町との広域避難について、協定締結予定。
・広域避難のための避難場所の確保	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施				・災害協定を締結している加須市・栃木市・野木町・板倉町と3市2町で広域避難を進めている	・今後、鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会関係市町の協力を得て、避難場所の指定をお願いする予定【平成29年度】	・協議中。 ・今後とも協議を行い、広域避難場所について検討していく。	・隣接する市町と避難所の相互利用に関する協定の締結を検討する。	・境町と茨城県の協定に基づき坂東総合高校を受け入れ施設として指定している。	自治体間の相互災害時応援協定を結ぶ中で、避難所を定め相互の広域避難を検討する。	・現在、境町広域避難計画を作成中。 ・広域避難場所の確保として、町外の施設と協定書(覚書)を交わしている。今後とも町外の施設と協定締結に向けて進めている。	・隣接する市町と避難所の相互利用について調整している。【平成28年度】 ・隣接する市町と避難所の相互利用に関する協定を締結する。【平成28年度】
	平成28年度						・隣接市と広域避難に関して協議を行った。				28年度は県立高校1校と広域避難についての協定を結んだ。もう1校についても前向きに進んでいる	・隣接する市町と避難所の相互利用等について協定締結予定。
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	平成29年度から 順次実施				・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。	・想定最大規模降雨における洪水を対象に、広域避難計画も反映した洪水ハザードマップを策定。【平成30年度】	・龍ヶ崎市とつくばみらい市、千葉県我孫子市とは広域避難について協議し、ハザードマップに広域避難のための方向を記載している。 ・広域避難場所が策定した際、広域避難場所をハザードマップに記載する。	・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。	・市内で避難場所を確保できる見込みがある。	・広域避難の情報を入れたハザードマップを更新中。 ・境町広域避難計画ハザードマップの完成後、町内の全戸に配布を予定している。	・広域避難の情報を入れたハザードマップの作成を検討する。【平成28年度～】	
	平成28年度						・隣接市と広域避難に関して協議を行った。				ハザードマップは関東・東北豪雨を受けて改訂版を町内全戸に配布した。	・ハザードマップの改訂について検討した。

取組項目	目標時期	09佐野市	10小山市	11野木町	12伊勢崎市	13太田市	14館林市	15玉村町	16板倉町	17明和町	18千代田町
・避難誘導体制の充実	継続して実施	・警察、消防団、自主防災組織等が連携して避難誘導に努める。	・学校施設管理者への連絡体制が出来ている。 ・要配慮者、避難行動要支援者については、対応マニュアルに従い民生委員等が対応する。 ・警備会社と避難誘導、避難対象地域の警戒巡視について災害時応援協定を締結する予定。	・要配慮者、避難行動要支援者への対応について、現在、マニュアルを作成している。 ・避難時に危険となる箇所や避難経路の標示等については、現在、「道路冠水マップ」を作成し対応しようとしている。	・市、消防機関及び警察機関は連携し、避難誘導を行う。 ・地域住民や自主防災組織の協力を得て、災害時要援護者の安全確保に努める。	・市職員、消防機関、自主防災組織等が連携して避難誘導に努める。	・市、警察、消防、自主防災組織等が連携して避難誘導に努める。	・地域防災計画に沿って、各関係者が初動対応を図る。 ・広報等で、住民に対して避難場所、避難経路、危険箇所の確認等を促す。	・警察、消防機関、町職員等が連携して、組織的な避難誘導を実施する。 ・避難行動要支援者の所在を把握しておく、自主防災組織等の協力を得て避難誘導を実施する。 ・避難する際には、自家用車を使用しないよう指導する。 ・避難訓練を年1回実施しており、警察、消防機関に協力してもらっている。	・避難誘導の体制は以下の通り。 避難の誘導は、警察官、消防団、町職員等が連携し実施する。 消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか平時から避難経路の安全性の向上に努める。 避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。 ・避難に自家用車を使用しないよう指導する。 ・地域防災計画に避難誘導体制について記載する。	・避難誘導の体制は以下の通り。 (1) 避難の誘導は、警察官、消防団、市職員等が連携し実施する。 (2) 避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。 ・避難に自家用車を使用しないよう指導する。 ・避難誘導体制について検討する。【平成29年度～】
	平成28年度	・警察、消防団、自主防災組織等が連携して避難誘導に努める。	継続して実施する。	避難する際の参考となるよう洪水ハザードマップの作成に併せ、「道路冠水マップ」を作成した。		関係機関が連携し、避難誘導に努める。	総合防災訓練において避難誘導訓練を実施した。	・取組なし(今年度は地域防災訓練が雨天により中止)			
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・社会福祉施設に防災無線等の通信手段を整備し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりを行う。	・要配慮者利用施設における避難計画(災害マニュアル)を定めており、各施設において計画に基づく訓練を実施している。	・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけようよう助言するように検討する。	・施設ごとに避難計画を作成するように依頼する。	・該当施設を戸別訪問し、避難確保計画の策定、訓練実施の推進を図っている。	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。【平成29年度】	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。	・要配慮者利用施設と連携し、町の避難訓練と併せて訓練を実施するよう促進する。【平成29年度～】	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討していく。【H28年度】	・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけようよう助言する。【H28年度】 ・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討していく。【平成28年度～】
	平成28年度		平成28年9月、警備会社との協定締結済み。	施設ごとに避難計画を作成するように依頼した。		H26年度該当施設を戸別訪問を実施済み。		福祉施設関係者を集め「地域とのネットワーク作り」を図る。(H29.3.5)			
<b>■企業防災等に関する事項</b>											
・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施										
	平成28年度										
・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。	・水防法第15条第1項第4号ハの規定に基づき用途と規模を条例で制定後、実施していく。	・水防法に基づき、大規模工場等の用途及び規模の基準を条例で定め、該当する浸水想定区域内の工場等へ個別訪問を行い、周知を図っている。	・資料提供等により計画策定の支援を行う。	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を検討する。	・町内の大規模工場について、浸水対策計画の策定支援を予定している。	・町内の大規模工場について、浸水対策計画の策定支援を予定している。【平成28年度～】
	平成28年度		対象なし				H26年度該当施設を戸別訪問を実施済み。		取組なし		
<b>■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等</b>											
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	平成29年度										
	平成28年度										
・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・地域防災計画に記載あり。	・近隣市町間で、広域支援連携を進めている。	・小山市・栃木市・結城市・下野市と4市1町で協定の締結に向けて準備を進めている。	・広域避難計画は未策定だが、地域防災計画に広域的避難について記載している。	・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画の策定を検討する。	・近隣町と連携し、策定の検討。【平成28年度～】	・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、必要に応じて広域避難も含めた避難計画の策定を検討する。	・近隣市町と協議し、広域避難計画を策定していく予定。【平成29年度～】	・今後広域避難計画を策定していく。	・今後広域避難計画を策定していく予定。【平成28年度～】
	平成28年度	・地域防災計画に記載あり。	・小山市・栃木市・野木町・結城市・下野市と4市1町で協定の締結に向けて準備を進めている。	協定の締結に向け、調整を図っている。		想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、必要に応じて広域避難も含めた避難計画の策定を検討する。		取組なし			
・広域避難のための避難場所の確保	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・隣接する市町と避難所の相互利用に関する協定の締結を検討する。	・茨城県結城市の承諾を得て、結城市東中学校を隣接する小山市中河原地区住民の水害時の避難所として指定している。 ・広域支援連携を進め、避難所の確保を行う。	・町内の指定避難所を活用する。 ・小山市・栃木市・結城市・下野市と4市1町で協定の締結に向けて準備を進めている。 ・災害協定を締結している古河市・加須市・栃木市・板倉町と3市2町で準備を進めている。	・本庄市、深谷市と3市で協力協定を締結している。 ・避難者の受入れについては指定避難所を利用する。	・近隣市町と協議し、広域避難場所の確保を検討する。	・近隣町と連携し、避難場所確保の検討を実施。【平成28年度～】	自治体間の相互災害時応援協定を結ぶ中で、避難所を定め相互の広域避難を検討する。	・近隣市町と協議し、広域避難場所を確保する予定。【平成28年度～】	・今後、館林市などの近隣自治体の協力を得て、広域避難場所を確保する予定。	・今後、館林市・邑楽郡内の町の協力を得て、広域避難場所の検討予定。【平成29年度～】
	平成28年度		・小山市・栃木市・野木町・結城市・下野市と4市1町で協定の締結に向けて準備を進めている。	協定の締結に向け、調整を図っている。	本庄市、深谷市との協力協定を締結。	群馬県及び近隣市町と連携を図り、必要に応じて広域避難場所の確保を検討。	館林・明和・千代田地区洪水防災に関する打合せ会議に参加し検討を行った。	取組なし	・近隣市町と協議し、広域避難場所の候補施設を選定した。		
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	平成29年度から 順次実施	・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。	・水害時に隣接市の公共施設を避難所として指定していることを洪水ハザードマップに記載公表している。 ・水害時における隣接市との避難所指定について、さらに充実を図り、洪水ハザードマップ改訂に合わせて掲載していく予定。	・近隣市町との協定締結が終了した後に実施。	・ハザードマップを新しく作成する際に検討する。	・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。	・近隣町と連携し、策定の検討。【平成28年度～】	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示された次第、検討する。	・想定最大外力を反映した洪水ハザードマップを作成する際、広域避難を考慮して近隣市町の浸水区域や避難場所を併せて表示する。【平成29年度～】	・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。	・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。【平成29年度～】
	平成28年度		・小山市・栃木市・野木町・結城市・下野市と4市1町で協定の締結に向けて準備を進めている。			防災マップ改定の際に検討する。	館林・明和・千代田地区洪水防災に関する打合せ会議に参加し検討を行った。	取組なし			

取組項目	目標時期	19大泉町	20邑楽町	21さいたま市	22熊谷市	23行田市	24加須市	25本庄市	26春日部市	27羽生市	28鴻巣市
		取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
・避難誘導体制の充実	継続して実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導の体制は以下の通り (1) 避難誘導は、町職員のほか、警察官、消防団員、区長等の協力を得て行い、できるだけ地域ごとの集団避難を心がけるものとする。</li> <li>(2) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。また、夜間においては可能な限り照明器具等を使用して避難中の事故防止に努めるものとする。</li> <li>(3) 避難立退きにあたっては、高齢者、障害者等避難行動要支援者を優先して行うものとする。</li> <li>(4) 避難は、原則として徒歩によるものとするが、状況により高齢者、障害者、乳幼児、病人又は歩行困難者は、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うものとする。</li> <li>・タクシー事業者や、観光バスを所有する旅行業者と、災害時における避難者の移送の協力に関する協定を結んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町、消防機関、警察機関及び自主防災組織が相互に連携し、最も安全と思われる避難経路を選定し、避難誘導を行う。</li> <li>・避難者の通行を確保するため、避難経路の要所に誘導員を配置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者への避難誘導は、自治会、自主防災組織、民生・児童委員が行う。</li> <li>・避難経路については、ハザードマップ等を参考に、住民自身で事前に確認していただくようお願いしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の誘導は、消防職員、消防団員又は警察官が行う。自主防災組織は、これらの機関に協力する。</li> <li>・避難の誘導は、道路、橋りょう等の状況から安全な経路を選び誘導する。特に、危険箇所には人員を配置する。避難は、原則として、避難者による自力避難とする。</li> <li>・避難にあたっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者を優先させる。ただし、自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、総務部等が準備した車両により避難させる。</li> <li>・市民に対しては、自家用車を使用した避難により浸水等に巻き込まれることのないよう、周知及び広報に努める。</li> <li>・隔年で市総合防災訓練を実施しており、その際は消防団に協力してもらい避難誘導訓練を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導の体制は以下の通り。 (1) 避難の誘導は、警察官、消防団、市職員等が連携し実施する。</li> <li>(2) 自治会、自主防災組織は、自らが主体となって、事前に安全を確認している避難経路による避難に努めるものとする。</li> <li>(3) 避難行動については、原則として徒歩によるものとするが、状況により要配慮者又は歩行困難者を、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画上に、避難対策として、避難の仕方や避難のタイミング、民生委員などが避難誘導する災害時要支援者への避難のあり方や、学校などの文教対策としての避難対策などを定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画では、各施設管理者、警察署、消防機関、自主防災組織等が避難誘導にあたることとなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な避難活動を実施するために、避難経路の指定、避難場所標識の整備、誘導体制の確立を整備している。</li> <li>・避難行動要支援者名簿を作成、及び災害時要支援者避難支援制度を導入し、自治会等の地域の支援者の協力により避難支援を行う体制を構築している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難にあたっては自治会単位とし、市は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児などの自力避難が困難な人、また地理に不案内な人、日本語を解さない人等の避難誘導要支援者の確実な避難のため、自治会や自主防災組織と連携し、安全で迅速な避難を図る。</li> <li>・既に河川が氾濫し、移動が危険な場合は、自宅の上階や安全が確保された屋内などに留まるという避難行動も重要であることに留意しながら誘導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の誘導は、警察官、消防団、自治会、自主防災組織、市職員が連携し実施する。</li> <li>・避難にあたっては自治会単位とする。</li> <li>・避難行動要支援者の確実な避難のため、自治会や自主防災組織と連携し、安全で迅速な避難を図る。</li> </ul>
	平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記取組を継続している。</li> </ul>			上記のとおり変更なし		従前のとおり実施			避難場所案内看板の設置や、自治会等による要支援者の支援体制の確保を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難を自治会単位としている為、自主防災組織リーダー養成訓練において、自治会長を対象に水害を想定したDIG訓練を実施した。</li> </ul>
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域内の福祉施設に対し、避難計画作成についての働きかけを行った。</li> <li>・避難計画作成等について説明、協力を進めていく予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域の支援を実施予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉担当課と調整し、避難計画策定の支援や、要配慮者利用施設における訓練の促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉担当課と調整し、避難計画策定の支援や、要配慮者利用施設における訓練の促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけてもらうよう検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップに浸水想定区域の要配慮者利用施設に対し、水防計画の策定や、水防訓練の実施を呼びかけている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に対し、水防計画の策定や、水防訓練の実施を呼びかけている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、病院や福祉施設の入所者、通所者の避難誘導が実施できるよう、施設管理者と自主防災組織等との連携協力体制を確立するよう支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉担当課や高齢者担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画の策定に向けた支援を検討していく。</li> <li>※要配慮者利用施設における浸水対策計画は現在策定されていない。</li> </ul>
	平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の要配慮者利用施設に避難確保計画の作成状況を確認し、計画作成に係る相談を受け付けた。</li> </ul>			上記のとおり変更なし		検討を実施			防災対策課の窓口や電話で、要配慮者利用施設の避難計画の策定や訓練実施についてアドバイスを行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難計画の作成及び訓練実施について、検討を継続。</li> </ul>
■企業防災等に関する事項											
・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施										
	平成28年度										
・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難計画作成等について説明、協力を進めていく予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域の見直しなど情報提供に努め、避難計画等の作成を促進する。(予定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模工場に対して、避難計画の策定支援を行う。(予定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模工場の定義の条例化については、他市町村の動向を注視しながら検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模工場に対して、避難計画の策定に向けた検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の大規模工場に対して、避難計画の必要性を周知すると共に、策定支援を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。</li> </ul>
	平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難計画作成等の説明について検討した。</li> </ul>			上記のとおり変更なし		検討を実施		検討中	現在、指定施設なし	・特になし
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等											
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	平成29年度										
	平成28年度										
・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び近隣市町と広域避難計画について協議・策定していく予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び近隣市町と広域避難計画を協議・策定していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画の策定を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、広域避難計画の策定を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域図に基づき、広域避難を含めた避難計画策定の検討に努める予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画上に、避難対策として、特に避難準備情報発令時の事前避難における中心的な避難方法として位置付けている。具体的には、自治体間の相互災害時応援協定を結ぶ中で、避難所を定め相互の広域避難に役立てる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画を策定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難計画は策定していないが、市地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、近隣市町と協議を実施し、広域避難計画を検討していく予定。</li> </ul>
	平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣市町と広域避難計画等について協議を行った。</li> </ul>	検討中		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(参考)荒川上流河川事務所の取組の一つ「荒川右岸広域避難検討会」に近隣自治体とともに参加し、荒川氾濫時の広域避難についての検討に着手した。</li> </ul>	検討を実施		現在、利根川の最大規模の浸水想定区域が示されるのを待っている。	広域避難計画策定について検討した。	・特になし	未実施
・広域避難のための避難場所の確保	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び近隣市町との広域避難計画の協議の中で検討予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難計画の協議の中で検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県及び株式会社さいたまアリーナと協定を締結しており、他市町村からの避難者を受け入れる体制をとっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妻沼小島地区(利根川北岸の地区)の住民等を対象とした群馬県太田市の施設を、指定避難所兼指定緊急避難場所(太田市立南小学校、太田市立南中学校、指定緊急避難場所(太田市沢野スポーツ広場)に指定している。</li> <li>・(参考)原子力災害時の広域避難受け入れに関して、現在静岡県(焼津市)と協議中である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県や協定先と連携を図り市外の避難場所確保の検討に努める予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画上に、避難対策として、加須市、渋川市、深谷市、伊勢崎市と災害時協定を締結しているが、具体的な施設までは決まっていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難に関して、既存の指定避難場所を利用し受け入れる体制を構築している。特に、茨城県と静岡県からの避難に関して、埼玉県と連携し、春日部市で受け入れる想定数が満たされる施設を整備している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県金山町、山梨県富士河口湖町、群馬県藤岡市・富岡市、神奈川県藤沢市、静岡県藤枝市、愛知県江南市・鳥津市などと大規模災害に備えた相互応援に関する協定を締結している。</li> <li>※他市町村からの避難者受け入れ等に関しては具体的な取り決めができていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時応援協定を締結している福島県金山町及び静岡県三島市を含め、大規模災害時の避難場所について検討していく予定。</li> <li>・原発事故を想定した広域避難として、茨城県及び静岡県から避難者の受け入れについては依頼を受けており、施設の指定について検討している。</li> </ul>	
	平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣市町と広域避難計画等について協議を行った中で検討した。</li> </ul>	検討中		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(参考)荒川上流河川事務所の取組の一つ「荒川右岸広域避難検討会」に近隣自治体とともに参加し、荒川氾濫時の広域避難についての検討に着手した。</li> </ul>	検討を実施		広域避難者に関して、市内で受け入れる避難場所を指定し、受け入れる体制を整えた。	・特になし		未実施
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	平成29年度から 順次実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難の情報を記載したハザードマップの作成を検討予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難の情報をいれたハザードマップを今後検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示され次第、検討に入る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示され次第、検討に入る予定。</li> <li>・利根川洪水ハザードマップにおいて、妻沼小島地区(利根川北岸の地区)の住民等を対象とした指定避難所兼指定緊急避難場所(太田市立南小学校、太田市立南中学校、指定緊急避難場所(太田市沢野スポーツ広場)を掲載し、全戸配布している。【平成19年度、平成27年度】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内を4地域に分割し、裏面の両面刷りで、震災・風水害時の広域避難のイメージがわかるようなマップを作成中であり、平成28年中に配布する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示され次第、検討に入る予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。</li> <li>・洪水ハザードマップは近隣市町と共同で作成した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域図が示され次第、ハザードマップの改定と併せて検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップで北本市方向に避難するよう示している</li> </ul>	
	平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域が改定された際に作成するハザードマップについて、近隣市町との協議を進め、広域避難の情報を記載するか検討した。</li> </ul>	検討中		上記のとおり変更なし		検討を実施		訓練等で配布し、周知している。	・次年度のハザードマップ改定について、内容の検討を行った。	・ハザードマップで北本市方向に避難するよう示している

取組項目	目標時期	29深谷市	30草加市	31越谷市	32桶川市	33久喜市	34八潮市	35三郷市	36蓮田市	37幸手市	38吉川市
・避難誘導体制の充実	継続して実施	避難誘導は「救援避難部」が消防本部、警察、消防団、自治会及び自主防災会等の協力を得て実施する。	・地域防災計画(水害編)に記載している。 市職員、消防職員、消防団員、警察官等は相互に協力し、避難者を避難所又は避難場所へ誘導し、安全に移送。 ・災害時要配慮者合帳等を基に、地域住民及び自主防災組織等の協力の下に、災害時要配慮者の発見と誘導に努める。	・市民を適切に避難誘導するため、市は、あらかじめ自主防災組織における避難誘導組織を整備するよう指導するとともに、市、消防、警察と自主防災組織との連携体制を確立している。 ・要配慮者の避難誘導に際しては、自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等の多様な主体と連携している。	・有事の際、市職員、警察、消防、消防団員、自主防災組織等の関係機関が連携し、市民の避難誘導及び安全の確保を行えるようにする。	・地域防災計画で避難誘導体制について記載している。 ・市の総合防災訓練において、毎年避難誘導訓練を実施しており、避難行動要支援者にも参加していただいている。	・広報誌による災害情報の発信、広報誌による避難行動要支援者の避難誘導を計画している。	・市が、消防本部、警察、消防団員、自主防災会などの協力を得て実施する。 ・要支援者については優先的に避難誘導する。 ・避難時に危険となる箇所、避難経路等の指示は行っていない。	避難誘導の体制は以下の通り。 (1) 避難の誘導は、警察官、消防団、市職員等が連携して実施する。 (2) 消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか平時から避難経路の安全性の向上に努める。 (3) 避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。 (4) 学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒施設利用者等を安全に避難誘導する。	避難誘導の体制は以下の通り。 (1) 避難の誘導は、自主防災組織、自治会、警察官、消防団、市職員等が連携して実施する。 (2) 避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。 (3) 学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒施設利用者等を安全に避難誘導する。	避難の誘導は、市職員、消防団員、自主防災組織が実施するものとし、状況に応じ、地区ごとに責任者及び誘導員を定めておくものとする。被害の規模等により対応が困難な場合には、必要により、警察官、消防職員、自衛官等に協力を要請する。
	平成28年度	避難誘導は「救援避難部」が消防本部、警察、消防団、自治会及び自主防災会等の協力を得て実施する。	-	県との連携による自主防災組織リーダー養成講座を実施 災害時要支援者避難支援制度に基づく合帳を更新、自治会等の関係機関に配布	-	平成28年9月3日久喜市防災訓練実施。 避難行動要支援者にも参加していただいている。	継続して実施した。	-	避難誘導体制の継続。	-	避難の誘導は、市職員、消防団員、自主防災組織が実施するものとし、状況に応じ、地区ごとに責任者及び誘導員を定めておくものとする。被害の規模等により対応が困難な場合には、必要により、警察官、消防職員、自衛官等に協力を要請する。
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・福祉担当課と連携し要配慮者利用施設における支援を検討していく。	・関係課と調整し、要配慮者利用施設を対象とした避難訓練等について検討していく。	・関係課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。(H29年度～)	・平成28年度内に担当課と調整予定	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画作成や、避難訓練の実施支援を検討していく。	・要配慮者施設関係課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。 ※要配慮者利用施設における浸水対策計画は現在策定されていない。	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。	・地域防災計画で社会福祉施設に対して、緊急体制の確保や避難誘導計画について記載している。	・要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成や避難訓練の実施について記載している。
	平成28年度	・福祉担当課と連携し要配慮者利用施設における支援を検討していく。	-	特段の取組なし	・平成29年度も引き続き担当課等と調整を図る。	要配慮者施設関係課と調整し、要配慮者の避難体制について検討を行った。	-	・福祉担当課による避難計画の作成に対する支援により、一部の施設において避難計画の作成に着手した。	・要配慮者利用施設における福祉避難所開設訓練を実施	-	要配慮者利用施設における福祉避難所開設訓練を実施
<b>■企業防災等に関する事項</b>											
・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平成28年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	浸水想定区域内に大規模工場はないが、必要に応じて市内工場へ情報提供等を実施する。	・大規模工場の避難計画について、必要な資料提供等、支援を検討する。	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	・平成29年度以降、大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。 ・避難訓練についても、実施を検討していく。	・浸水想定区域内に大規模工場があるものの調査を予定している。	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。
	平成28年度	浸水想定区域内に大規模工場はないが、必要に応じて市内工場へ情報提供等を実施する。	-	特段の取組なし	-	実施に向けて検討した。	-	-	-	・該当する大規模工場が市内にはない。	・対応なし
<b>■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等</b>											
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	平成29年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平成28年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画(または水防計画等)に広域避難対策に関する内容を記載している。	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画(または水防計画等)に広域避難対策に関する内容を記載している。 ・広域避難計画の策定について検討していく予定。	・広域避難計画は策定していないが、隣接市への広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。 ・地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。	・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画の策定を検討する。	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。	・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画を策定している。	・広域避難計画は策定していないが、隣接市への広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。 ・広域避難を考慮したタイムラインの変更について、検討していく。	・隣接市町村との避難所相互利用に関する協定を結んでいる。 ・広域避難を考慮したタイムラインの変更について、検討していく。	・広域避難計画は策定していないが、隣接市への広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。	・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画の策定を検討する。
	平成28年度	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に該当する内容を記載している。	-	特段の取組なし	・洪水ハザードマップを桶川市HP、桶川市防災ガイドで通知済み。 ・荒川が決壊するおそれがある場合に備え、広域避難も含めた避難計画の策定を進める。 ・群馬県安中市、栃木県真岡市、茨城県那珂市、新潟県阿賀野市、埼玉県川島市など災害時における相互応援に関する協定を締結している。	・想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画を策定している。	・実施に向けて検討した。	・隣接市との避難所相互利用に関する協定を結んでいる。 ・広域避難を考慮したタイムラインの変更について、検討していく。	・利根川が洪水した場合の、広域避難の実現性について検討。	・対応なし	-
・広域避難のための避難場所の確保	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・近隣市町村と災害時相互応援協定を締結している。	・県南4市(川口市、蕨市、戸田市、本市)は避難場所の相互利用に関する協定を結んでおり、各市が指定するすべての避難場所を利用することができるとしている。 ・広域避難場所の確保について、他自治体と協議していく予定。	・下記の近隣市町村と災害協定を締結し、避難場所等の相互利用を行う。 災害時に対する相互応援及び協力に関する協定(草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町) 災害時における避難場所相互利用に関する協定(春日部市) 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	・群馬県安中市、栃木県真岡市、茨城県那珂市、新潟県阿賀野市、埼玉県川島市など災害時における相互応援に関する協定を締結している。 ・総合防災訓練等で、災害協定都市との連携強化を図る。	・近隣市町で構成する田園都市づくり協議会で災害時相互応援協定を結んでおり、各市町が指定する全ての避難所を利用できる。	・下記の近隣市町村と災害協定を締結し、避難場所等の相互利用を行う。 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 災害時に対する相互応援及び協力に関する協定(草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町) 足立区と八潮市との災害時における相互応援に関する協定 災害時におけるみどり市と八潮市との相互応援に関する協定書	・災害に対する相互応援及び協力に関する協定(草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町) ・行田市、館山市、葛飾区、長野県安曇野市、奈良県三郷町、福島県広野町、西会津市	自治体間の相互災害時応援協定を結ぶ中で、避難所を定め相互の広域避難に役立てる予定。 ・埼玉県内の全ての市町村で相互に協力する協定を結んでおり、被災者の一時収容のために施設を提供される。	・近隣市町で構成する田園都市づくり協議会で災害時相互応援協定を結んでおり、各市町が指定する全ての避難所を利用できる。 ・埼玉県内の全ての市町村で相互に協力する協定を結んでおり、被災者の一時収容のために施設を提供される。	・近隣市町と災害協定を締結し、避難場所等の相互利用を行う。 ・災害に対する相互応援及び協力に関する協定(草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町)
	平成28年度	・近隣市町村と災害時相互応援協定を締結している。	-	特段の取組なし	-	継続して実施した。	-	-	・他自治体との相互応援協定により避難場所は確保されている。	・災害に対する相互応援及び協力に関する協定(草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町)	-
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	平成29年度から 順次実施	・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。	・近隣自治体とハザードマップの共同作成について検討する。	・既に広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。 洪水ハザードマップは近隣市町と共同で作成した。	・今後策定予定 ・桶川市防災ガイド(洪水ハザードマップを含む)の次回改訂時に、広域避難を考慮したハザードマップの作成を検討する。	次回ハザードマップ改訂時に広域避難情報の記載について検討する。	・既に広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。 洪水ハザードマップは近隣市町と共同で作成した。	・既に広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。 洪水ハザードマップは近隣市町と共同で作成した。	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示され次第、検討に入る予定。 ・平成30年度以降に手直しし、利根川の浸水想定区域を含めたマップの作成を行い、全戸に配布する予定。	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示され次第、検討する。	・既に広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。 洪水ハザードマップは近隣市町と共同で作成した。
	平成28年度	・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。	-	特段の取組なし	-	継続して実施した。	-	-	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図など、ハザードマップ作成に必要な情報の収集。	・洪水時の避難方法については、自治会や自主防災会への出前講座にて周知を行った。	-

取組項目	目標時期	39白岡市	40上里町	41宮代町	42杉戸町	43松伏町	44野田市	45柏市	46我孫子市	47足立区	48葛飾区
		取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
・避難誘導体制の充実	継続して実施	・避難は自ら行うことを原則としているが、要配慮者等、自力による避難が困難な場合には、車両等による輸送を行う。 ・危険な地域には指示、誘導を行い、必要に応じて、誘導員を配置する。 ・避難誘導は、避難所等の救助物資配給を考慮し、自主防災組織、行政区等の単位で行う。 ・避難順位はおおむね、次の順位で行う。第1順位「病弱者・障がい者」、第2順位「高齢者・妊産婦・乳幼児・児童」、第3順位「一般市民」 ・学校に関しては避難誘導マニュアルを作成し、教職員は運用の精通、日頃から避難訓練を実施し、児童・生徒に災害時の行動について周知しておく。	・避難誘導の体制は以下の通り。 (1)避難の誘導は、警察官、消防員、消防団員等の協力により連携して地域ごとに効率よく実施する。 (2)学校、会社、事業所、その他多数の人が集まる場所における避難等の措置は、その場所の責任者、管理者等による自主統率を原則とする。ただし、学校及び夜間多人数が集まっている場所等については、必要に応じて職員を派遣し、避難誘導に必要な措置をとる。 (3)自動車による避難及び家財の持ち出し等は中止させる。	・町職員は避難勧告又は指示が発せられた場合、消防職員、消防団、自主防災組織等と協力して避難場所等安全な場所に町民を誘導又は移送する。	・町、警察、消防機関等により、自主防災組織の協力を得て避難誘導を行う。	・住民の避難誘導は、自主防災組織、自治会、消防団が行う。 ・避難行動要支援者の避難は、自主防災組織、民生委員、児童委員等が支援する。 ・学校・幼稚園・保育園の園児・児童・生徒や、社会教育施設の利用者は、施設管理者が誘導する。	・避難誘導体制については以下のとおり (1)市民等の避難誘導は、自主防災組織等による市民の自主的な避難誘導を原則とするが、避難勧告・指示等を発令した場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等が自主防災組織等の協力により実施する。 (2)学校、幼稚園、保育所(園)、事業所、スーパーその他多数の人が集まる場所における避難誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。 ○避難行動要支援者での対応について ・野田市避難行動要支援者支援計画に基づき、市から平常時に、自主防災組織等へ要支援者名簿の提供を行っている。自主防災組織等を中心に、地域で要支援者の個別計画を作成し、避難の際の支援者を決めている。	【在宅者】 ・消防団、消防局、警察官、町会、自治会、区等が協力し、組織的に避難を誘導する。 ・要配慮者の登録名簿に基づき、安否確認と避難誘導を行う。 【学校、病院】 ・学校、病院、社会福祉施設、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、施設利用者の避難誘導を行う。	・避難誘導は、自主防災組織等が行うことを原則とし、浸水箇所や水路等には必要に応じて水防団等を配置し警戒にあたるのが位置づけられている。 ・要配慮者は、策定済みの避難行動要支援者支援計画に基づき名簿を作成するとともに、自助・共助・公助を分担した体制を構築している。	・地域防災計画に、避難情報に基づく区、警察、消防等と連携した避難誘導について記載している。	・個人情報の外部提供に同意した避難行動要支援者の名簿を、希望する自治町会に配布して、避難時の支援などについて依頼している。 ・避難誘導の体制や要配慮者の移送等について検討する。
	平成28年度	・各自自主防災組織の防災訓練において、避難誘導訓練が実施された。		同上		継続して実施	上記取組内容と同様	・避難誘導体制は、上記のとおり引き続き実施することとした。	避難行動要支援者名簿を作成し、警察、社会福祉協議会、民生委員、自治会に配布した。	-	
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・地域防災計画で、要配慮者利用施設に対して、避難誘導計画の作成や訓練の実施について記載している。 ・要配慮者利用施設による避難誘導計画の作成や訓練の実施について支援する。	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や、避難訓練の実施支援を検討していく。	・防災に関する訓練を事業所ごとに事業所主体で実施している。	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討する。	・福祉担当課と調整し、訓練の実施支援を検討していく。	○学校施設 ・市内公立幼稚園については、浸水を対象とした浸水対策計画や避難計画は策定されていないが、浸水の発生を想定し、引き渡し訓練は実施している。 ○児童館、子育て支援所等 ※避難訓練を実施しているが、浸水を対象としたものではない。 ○障がい福祉施設 施設からの要請があれば支援を検討したい。 ○高齢者福祉施設 一部の指定管理者施設では風水害時の対応マニュアル作成している。 ※指定管理者施設の避難訓練は火災・地震を想定したものである。 ※市が管理する福祉センターでは、風水害を想定した施設の避難マニュアルは作成していない。 ※避難訓練は火災を想定して実施している。 ○保育施設 ※避難訓練は実施しているが、浸水を対象としたものではない。 ○避難計画 各種施設別に、水害を対象とした避難計画作成の検討もしくは支援の検討をするとともに、関係部署と協議を進める。 ※また施設によっては、避難計画導入の必要性を検証した上で、避難計画を検討する。 ※なお、保育施設については、避難計画等を記載している避難マニュアルについて、水害等を念めて内容の検討をしていく。 ○避難訓練 各種施設別に、水害を対象とした避難訓練の実施の検討もしくは支援の検討をするとともに、関係部署と協議を進める。	・介護保険事業所を対象に避難計画等の作成について集団指導を実施済み。	・要配慮者施設における避難計画の作成を要請している。	・要配慮者施設における避難計画の作成を要請している。	・区立の障害者通所施設(ウェルビア作成済み)や保育園では、避難計画を作成している。 ・訓練を実施している施設もある。
	平成28年度			同上	・障害者団体と防災訓練を実施。	今年度実施予定なし	上記取組内容と同様	避難計画等の作成等、周知を行なった。	避難計画作成に向けた説明会への参加を要請した。	庁内検討会を開催した。	要配慮者利用施設を対象に、避難計画作成のための説明会を実施した
<b>■企業防災等に関する事項</b>											
・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施										
・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・対象となる施設について調査し、必要に応じて水防法の規定に基づき用途と規模を条例で制定後、実施していく。	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	町内に大規模工場がない	対象外	・大規模工場の避難計画等の策定支援を検討する。	・大規模工場に対する避難計画策定の周知について検討する。 ・大規模工場に対する、避難計画の策定支援について検討する。	対象外		区内に大規模工場はない。	平成26年度に、水防法改正についての説明会を大規模工場も対象として実施して、避難計画や浸水防止計画の作成について説明した。区ホームページでは、避難計画や浸水防止計画の雛形を公開している。
	平成28年度			同上		今年度実施予定なし	・上記取組内容と同様。		避難計画等の作成等、周知を行なった。	-	区ホームページで、避難計画や浸水防止計画の雛形を公開している。
<b>■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等</b>											
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	平成29年度 平成28年度										
・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に広域避難対策に関する内容を掲載している。	・広域避難計画は策定していないが、周辺市町との協定を締結している。	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。	・近隣自治体と連携した広域避難計画の策定の必要性について検討する。	・田中調整池があり、浸水想定区域の範囲を考慮すると、市内の避難所等でも対応可能であるため、広域避難の必要性はない。	・広域避難計画は策定しないが、周辺の市町との協定を締結している。 ※市内における避難場所等、収容人数を満たしている。 ・協定に基づく訓練等の取組みを検討する。【平成28年度～】	・江東6区広域避難推進協議会において協議中。	・新たな浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画を策定予定
	平成28年度			同上		今年度実施予定なし	上記取組内容と同様	・広域避難の必要性がないため、広域避難計画の策定は不要。	協定に基づく避難訓練の検討を開始した。	江東5区広域避難推進協議会において協議中。	新たな浸水想定区域図に基づき、広域避難も含めた避難計画を策定予定
・広域避難のための避難場所の確保	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・近隣市町で構成する東部中央都市連絡協議会及び田園都市づくり協議会において構成市町と相互応援及び避難所相互利用の協定を締結している。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・東部中央都市連絡協議会(春日部市、蓮田市、白岡市、杉戸町、宮代町)及び田園都市づくり協議会(久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町、宮代町)において構成市町と相互応援の協定を締結しており、避難場所を確保している。	他市町と協定を締結している。	自治体間の相互災害時応援協定を結ぶ中で、避難所を定め相互の広域避難を検討する。	・隣接する市町と避難所の相互利用に関する協定の締結を検討する。	・隣接市と避難に関する相互支援の協定を締結している。	・隣接市と避難に関する相互支援の協定を締結している。	利根川決壊時には、区内全域が浸水する訳ではなく、区内で避難場所が確保できるため、広域避難の必要性が認められない。	・利根川上流部の破壊により、区内避難所だけでは浸水区域に居住する区民を収容しきれなくなった場合には、区より西部の特別区に受け入れを依頼するが、具体的な避難先は決まっていない
	平成28年度			同上		今年度実施予定なし	・上記取組内容と同様。	・引き続き、協定を結んでいる。	相互支援協定を締結している自治体等との情報交換を実施した。	-	・利根川上流部の破壊により、区内避難所だけでは浸水区域に居住する区民を収容しきれなくなった場合には、区より西部の特別区に受け入れを依頼するが、具体的な避難先は決まっていない ・新たな浸水想定区域図に基づき、広域避難場所の確保についても検討していく予定
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	平成29年度から 順次実施	・想定最大規模の浸水想定区域の公表後、ハザードマップの改訂と併せて検討する。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・検討中	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示され次第、検討する。	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図が示され次第、検討する。	・広域避難の情報を入れたハザードマップを今後検討する。	・田中調整池があり、浸水想定区域の範囲を考慮すると、本市の避難所等でも対応可能であるため、広域避難の必要性はない。	・市内における避難場所等、収容人数を満たしている。	利根川決壊時には、区内全域が浸水する訳ではなく、区内で避難場所が確保できるため、広域避難の必要性が認められない。	・利根川のハザードマップについても作成を検討し、その際には広域避難の記述についても考慮する予定
	平成28年度	・平成28年度当初予算にハザードマップ改訂に関する予算を計上した。		・地域防災計画改訂業務について発注しており、その中で今後検討していく。		今年度実施予定なし	検討していく	・広域避難の必要性がないため、広域避難を考慮したハザードマップの作成は不要。	なし	-	利根川のハザードマップについても作成を検討し、その際には広域避難の記述についても考慮する予定

取組項目	目標時期	49江戸川区	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都
		取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
・避難誘導体制の充実	継続して実施	・地域防災計画に避難勧告、指示に基づく、区、警察、消防による自主防災組織と連携した住民誘導について記載している。						
	平成28年度	江東5区広域避難推進協議会を立ち上げ検討中。						
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・水没後も活動を継続できるようなBCPづくりを促し、要配慮者施設どうしの受け入れのための連携、協定締結等の支援を検討する。						
	平成28年度	要配慮者利用施設の避難計画作成義務化に向けた対応を検討中。						
<b>■企業防災等に関する事項</b>								
・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施							
・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施							
	平成28年度	大規模工場の用途、規模等の現状について庁内関係部署と検討中。						
<b>■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等</b>								
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	平成29年度 平成28年度							
・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・江東5区広域避難推進協議会において協議中。	・広域避難計画策定の参考となるよう、指定避難所等について水没の可能性等の有無を検討するよう市町村に依頼した。 ・市町村の広域避難計画の策定を支援する。	・市町の広域避難計画の策定を支援する。	・新たな洪水浸水想定区域図に基づく洪水リスク情報等を県管理河川の減災協議会により情報共有し、減災に向けた取組を検討することとしており、本協議会を通じて検討する。	・直轄河川事務所及び市町における広域避難計画の策定を支援	・市町における氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定を支援する。	・中央防災会議「洪水・高橋氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」において検討している。
	平成28年度	江東5区広域避難推進協議会を立ち上げ検討中。	〔危機管理課〕 ・市町村の広域避難計画策定支援のためのワーキンググループを設置した。	・市町に対し、広域避難計画の策定を働きかけていく。	・H29.2月、県河川管理の減災対策協議会を設立。各市町村に対し、地域部会を通じて減災に向けた取組を検討する旨を確認。 ・H29.3月、県管理河川の減災協議会(安中地区 地域部会)を開催。 ・市町の広域避難所の確保のため、隣接する県の協力が必要となった場合は、市町と一緒に協議を行うなどの支援をする。(適宜) (洪水リスク情報等を県管理河川の減災協議会により情報共有し、減災に向けた取組を検討することとしており、本協議会を通じて広域避難についても検討する)	・上記取組を実施	・特に無し	・検討を行っている。
・広域避難のための避難場所の確保	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・長野県安曇野市【昭和49年】、山形県鶴岡市【昭和54年】と友好都市関係。 ・23区と相互協力支援の協定を締結。【平成25年度】 ・千葉県市川市と災害時における相互支援協定を締結。【平成20年度】 ・茨城県東茨城郡城里町と災害時における相互支援協定を締結。【平成27年度】 ・今後、避難先の自治体範囲を拡大して、災害時協力協定の締結を目指すとともに具体的な避難施設を確保する。	・東日本大震災の際など、必要に応じて、県有施設を避難所として開設した。 ・県が避難所を開設する場合のマニュアル作成を検討する。	・市町の広域避難所の確保のため、隣接する県の協力が必要となった場合は、市町と一緒に協議を行うなどの支援をする。(適宜)	・H29.2月、県河川管理の減災対策協議会を設立。各市町村に対し、地域部会を通じて減災に向けた取組を検討する旨を確認。 ・H29.3月、県管理河川の減災協議会(安中地区 地域部会)を開催。	・県地域防災計画において、市町村は広域避難場所を選定確保するよう規定しており、市町村の地域防災計画においても、同様に規定するよう助言している。	・市町の広域避難所の確保のため、隣接する県の協力が必要となった場合は、市町と一緒に協議を行うなどの支援をする。	・中央防災会議「洪水・高橋氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」において検討している。
	平成28年度	江東5区広域避難推進協議会を立ち上げ、東京都と連携して広域避難先を検討中。	〔危機管理課〕 ・横町と坂東市との広域避難に関する協定について助言した。	・広域避難のための避難場所の必要性について、市町と検討する。	・H29.2月、県河川管理の減災対策協議会を設立。各市町村に対し、地域部会を通じて減災に向けた取組を検討する旨を確認。 ・H29.3月、県管理河川の減災協議会(安中地区 地域部会)を開催。	引き続き上記の取り組みを実施した。	・特に無し	・検討を行っている。
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	平成29年度から 順次実施	・23区内の高台や隣接する千葉県市川市の国府台を広域避難先としたハザードマップを公表している。 ・各河川、事象ごとに分けたハザードマップの作成。						
	平成28年度	ハザードマップの作成を準備中。						

取組項目	目標時期	利根川上流河川事務所 取組	気象庁	水資源機構	01古河市	02常総市	03取手市	04守谷市	05坂東市	06五霞町	07境町	08栃木市
					取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
<b>■避難勧告の発令に着手したタイムラインの作成</b>												
・避難勧告の発令に着手したタイムラインの作成	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・タイムライン運用版への改訂支援を行う。	・気象情報に対する防災行動との関連整理について、市区町のタイムライン検討・見直しに適宜協力する。		・利根川・渡良瀬川の台風による洪水を対象とした避難勧告の発令等に着手したタイムラインを作成済み。	・タイムラインを策定済み。【平成28年5月末】	・作成済み【平成28年度】	・タイムラインを作成済み。【平成28年度】	・タイムラインを作成済み。	・タイムラインの試作版を作成済み。【平成28年度】	・利根川における水害を想定した「水害対応チェックリスト」の作成と、「避難勧告等の発令に着手したタイムライン」の策定をした。	・タイムラインの試作版を作成済み。【平成27年度】
	平成28年度		荒川下流タイムライン検討会に参加し、関係各団体の支援を受けた。利根川流域区市町村からの問合せに対応できるように準備した。			・緊急速報メール配信、避難準備情報等の名称変更に伴い、タイムラインの一部見直しを行った。	・作成したタイムラインを28年3月1日に新聞に折り込み配布を行った。			・タイムラインの試作版を検証・見直しをして、運用版を作成する。【平成29年度】	・タイムラインの試作版を検証・見直しをして、運用版を作成する。【平成29年度】	・タイムラインの試作版を検証・見直しをして、運用版を作成する。【平成28年度】
・タイムラインに基づく実践的な訓練	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・タイムラインに基づいたロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する。	・水防管理者が実施する訓練に必要な対応に協力する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練に必要な対応に協力する。	・タイムラインに基づき関係機関等による訓練の実施を検討する。	・今年9月にタイムラインに基づき、関係機関による洪水時情報伝達訓練を実施。	・訓練実施の検討をしている。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインの運用版を作成し、それに基づいたロールプレイング及び避難行動実動訓練等を実施する。【平成28年～】
	平成28年度		東京消防庁・江戸川区合同総合水防訓練に参加したほか、情報伝達訓練として、利根川・荒川・多摩川洪水予報連絡会による洪水予報伝達演習を実施した。	下流自治体のタイムラインの策定状況の情報収集を行った。		・当市で作成した「度恩川・小貝川におけるタイムライン」を活用し、代表機関による洪水時情報伝達シミュレーションの実施・査察を行い、関係機関で水防意識の共有を図った。	・未実施。		訓練の実施を検討中。			・タイムラインを活用した、園上訓練を実施。【H28.8】 ・総合防災訓練において、タイムラインを活用した。
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)	平成29年度から 順次実施		・定時的情報としての「警報級の現象になる可能性」を提供する。 ・大雨注意警報の発表時の時系列で危険度を色分けした表示を実施する。 ・メッシュ情報の充実化を行う。 ・大雨、洪水注意報・警報基									
	平成28年度		「警報級の可能性の提供」、「危険度の色分け」、メッシュ情報の充実化等について、運用開始に向けた準備を進め、気象情報および区市町村に概要説明を実施した。									
<b>■防災教育や防災知識の普及</b>												
・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・災害情報普及支援室の設置、運営を行う。	・自治体と双方向のホットライン窓口を設定し、気象の見通し等に係る解説に対応するほか、平常時から問合せに応じる。		・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、防災交差点としている。	・問い合わせ窓口を設置する。【平成28年度～】	・ハザードマップについては、総務部安全安心対策課にて問い合わせを受けている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、生活経済部交通防災課としている。	・水害に関する事前準備の問い合わせ窓口は総務部交通防災課としている。	・災害時の事前準備に関する問い合わせについては、生活安全課が窓口となっている。	・災害に対する窓口は総務部・防災安全課としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務部危機管理課としている。
	平成28年度		・問合せ窓口の設置・公表(H28発) 区市町村からの気象に関するホットライン窓口を設定し、担当予報官が今後の気象の見通し、留意点等について解説する体制をとった。									上記に同じ
・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	講演会及び出前講座を実施する。	・出前講座の実施等、河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。		・洪水時の避難方法等について、自治会や自主防災会に説明会を実施した。【平成28年～】	・実施を検討する。【平成28年度～】	・出前講座等で水防災についても適宜説明を行っている。	・洪水時の避難方法等について、自治会や自主防災会に説明会の実施を検討する。	・要請があった場合に防災講座を実施している。	・町水防計画書について、各行政区長、消防団へ説明会を開催している。	・各地区や利根川の氾濫により一番の危険区域には積極的に防災の説明会を開催している。また、地域での避難訓練には関係機関が関わって支援を行っている。	・総合防災訓練や地域防災訓練において、水害対応に関する訓練内容を追加して実施する。【平成28年度】
	平成28年度		各流域の水防連絡会等の機会を捉え、気象情報の利活用による早めの防災対応について周知を行った。また、改善される情報の概要説明を行った。			・自主防災組織の必要性や防災への意識向上を図る研修会等を実施。	・各地区への出前講座の開催、避難訓練への参加を実施した。	・防災講演会・防災訓練時に説明会を実施			本年度も機会あるごとに、各種説明を実施した。	・11月27日実施の総合防災訓練にて水害を想定した訓練を行った。 ・職員出前講座を20回実施し、市民への水防災の意識高揚を図った。
・教員を対象とした講習会の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	講演会及び出前講座を実施する。	・河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。		・古河市では市関係部署並びに市内公立校の代表で「古河市学校防災推進委員会」を組織し、そこで年1回の研修会を行っている。	・市内小中学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り組んでいく。【平成29年度～】	・小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間で行う水防災教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員対象に研修会の実施を検討する。 ・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等の実施を検討する。	・一部の小中学校で実施した ・実施の拡大について検討する【平成28年度～】	・小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間で行う水防災教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員対象に研修会の実施を検討する。 ・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等の実施を検討中。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	・教育委員会の呼び掛けにより、教員に対し防災説明会を実施した。	・小中学校の学級活動や総合的な学習の中で、水災害教育に取り組んでもらうため、教員を対象に、水災害についての説明会(勉強会)を実施する。【平成28年度～】
	平成28年度		東京都教育庁主催の「学校安全教室指導者講習会」、埼玉県「南部管内中学校安全担当指導者講習会」、千葉県「実践的安全教育総合支援推進委員会」等に出席、教員等を対象とした防災講演等を実施。			・一部の小学校にて防災打ち合わせを実施	・安全・防災教育担当の教員対象に研修会の実施や河川管理者による出前講座等の実施を検討中。				本年度も機会あるごとに、各種説明を実施した。	・「市防災教育基本プログラム」を作成し、全教職員約900名に配布した。4月以降に授業で活用する。
・小中学生を対象とした防災教育の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	講演会及び出前講座を実施する。	・河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。		・市立の各学校では従来より学期毎に避難訓練を行っている。	・市内小中学校の総合学習授業の中で、茨城大学協力のもと、クロスロードゲーム等を行い、水災害教育に取り組んだ。	・白山小学校にて実施【平成27年度】	・一部の小中学校で実施した ・実施の拡大について検討する。【平成28年度～】	・要請があった場合に小学生を対象に防災講座を実施している。	・総合的な学習の時間や学級活動等で、各学校の重鎮に基づいて説明会を実施している。またあらゆる機会を通して防災教育を実施している。	・各学校の重鎮に基づいて説明会を実施している。またあらゆる機会を通して防災教育を実施している。	・小中学校の学級活動や総合的な学習の中で、水災害教育に取り組んでもらう予定。【平成28年度～】
	平成28年度		・小学生を対象とした水防学校を関係する自治体とともに実施(継続実施)	関東地方整備局と連携した学校防災教育の推進体制を整え、リーディング校における体験授業の協力を実施した。		・防災教育の一環として、茨城大学と連携し、市内小中学校一斉防災訓練を実施。(クロスロードゲーム、引き渡し訓練等)	・一部の中学校にて土のう作り体験を実施	小学生を対象とした防災講座を28年度1回実施。			本年度も機会あるごとに、各種説明を実施した。	・「市防災教育基本プログラム」を作成し、4月以降に授業で活用し、小中学生への防災教育を実施する。
・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・カスリーン台風祈念式典等を開催する。 講演会及び出前講座を実施する。			・自治会や各団体に対して防災出前講座を実施。	・平成27年9月関東・東北豪雨災害における被害状況をホームページに掲載している。【平成27年度～】	・来月、鬼怒川決壊のパネル展示を実施予定	・ホームページで、災害写真の掲載や、防災知識を高めるための検討する。	・ホームページにて現在の防災情報を掲載している。	・平成28年度に完成予定の五霞町水防センター(仮称)へ水害写真、防災意識を高めるための紹介などを掲示する予定。	・平成27年9月関東・東北豪雨災害の記録集を作成中。【平成28年度】	・ホームページで、災害写真の掲載や、防災知識を高めるためのページを設ける。【平成28年～】
	平成28年度		・カスリーン台風70周年関連行事の開催(防災講演会、実行委員会など、H28着手)	・各取組への協力方法などについて検討を行った。 ・パンフレット「大雨や台風によって「集中豪雨への備え」を内容改定し、防災イベント等での配布に取り組みほか、ホームページ上でも公開している。		・平成27年9月関東・東北豪雨災害における被害状況をホームページに掲載。	・鬼怒川決壊のパネル展示を実施。	防災講演会により説明会を実施	防災講座を自治会や団体に対して17回実施。		本年度も機会あるごとに、各種説明を実施した。	・平成27年9月関東・東北豪雨災害の記録集を作成し、市HPに掲載している。 ・平成27年9月関東・東北豪雨災害の被害箇所地図を作成し、全自治会に配布。

取組項目	目標時期	09佐野市	10小山市	11野木町	12伊勢崎市	13太田市	14館林市	15玉村町	16板倉町	17明和町	18千代田町	
		取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	
<b>■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成</b>												
・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・タイムラインを作成済み。【平成28年6月】	・タイムライン作成し、ホームページに掲載済み。	・タイムラインの運用版を作成済み。	・タイムラインを作成済み	・タイムラインの試作版を作成済み。	・タイムラインを策定済み。	・チェックリストを見直すとともに、タイムラインの試作版を作成する。【平成28年度】	・タイムラインの試作版を作成している。	・タイムラインの試作版を検証・見直しをして、運用版を作成する。【平成29年度～】	・タイムラインの試作版を検証・見直しをして、運用版を作成する。	・タイムラインの運用版を作成済み。【平成27年度】
	平成28年度	・タイムラインを作成済み。【平成28年6月】	内容の見直しを随時行い、最新データ更新を平成28年11月に実施済み。			タイムラインを作成済み。		タイムラインの試作版作成。	タイムラインの試作版を検証した。			
・タイムラインに基づく実践的な訓練	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。 ・実災害で運用する。	・風水害実動訓練を実施。(平成28年5月) ・今後は、主にライフライン事業所に対し風水害実動訓練を平成28年5月24日実施済み。	・タイムラインに基づく実践的な図上訓練を実施する予定【平成29年度】	・タイムラインに沿って水防演習を実施した。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施の検討。【平成28年度～】	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。【平成29年度～】	・今年度市町村のタイムラインを作成し、来年度にそれに基づいたロールプレイング及び避難行動実動訓練等の実践的な避難訓練を検討する。	・ロールプレイング及び避難行動実動訓練等の実践的な避難訓練を検討する。【平成29年度～】	
	平成28年度	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施はなかった				タイムラインに基づく訓練実施を検討。		取組なし				
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)	平成29年度から 順次実施											
	平成28年度											
<b>■防災教育や防災知識の普及</b>												
・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・危機管理課を窓口としている。	・小山市防災ガイドブックに関する問い合わせ窓口は消防本部防災対策課。洪水ハザードマップに関する問い合わせ窓口は、建設水道部建設政策課としている。	・総務課 消防交通係としている。	・総務部安心安全課で対応している。	・防災に関する問合せについては、総務部危機管理室で対応している。	・問い合わせ窓口は総務部安心課としている。	・生活環境安全課 消防防災係を窓口としている。	・ハザードマップの見方など、水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務課としている。	・ハザードマップの見方など、水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務課としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務課防災管理係としている。	
	平成28年度	・危機管理課を窓口としている。	平成29年度より消防本部防災対策課は、消防本部危機管理課に組織名称が変更となる。		総務部安心安全課で対応している。	危機管理室で対応している。						
・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・自治会や各団体にに対して防災出前講話を実施している。 ・各自主防災組織が開催する避難訓練を支援している。	・小山市水防訓練で、浸水対象地域である自治会を対象として、避難訓練を実施した。 ・今後、出前講座を活用して、住民に対し水防災の説明を実施する予定。	・地域住民を対象に、思川の氾濫を想定した避難訓練を定期的実施している。	・利根川水系連合・総合水防演習の一環で住民による避難訓練を実施した。	・不定期ではあるが、防災講演会、出前講座等を開催している。	・出前講座などで住民への周知を実施している。	・町内の小学校5校を、順次会場として地域防災訓練を毎年開催している。 ・地区の自主防災組織等を対象として、町の災害史等について出前講座等を実施している。	・地域住民を対象に、利根川及び渡良瀬川の氾濫を想定した避難訓練を毎年1回実施している。【平成23年度～】 ・洪水時の避難方法等について、自主防災組織(行政区)単位で説明会(防災講習会)を毎年1回実施している。【平成23年度～】	・地域住民を対象に、利根川(または渡良瀬川等)の氾濫を想定した避難訓練を定期的実施予定。	・全町民に、水害に関する意識アンケート調査を実施した。【平成26年】 ・各地域住民を対象に、平成26年に実施したアンケートの結果を基に、説明会を実施している。【平成28年度～】	
	平成28年度	・自治会や各団体にに対して防災出前講話を実施。 ・各自主防災組織が開催する避難訓練を支援。	・洪水ハザードマップに関する出前講座を実施。		防災についての出前講座を実施している。	H28.9.10 太田市総合防災訓練を実施。	住民向け出前講座を実施した。(7グループ)	・地域防災訓練中止 ・地域の自主防災組織の防災訓練時に、現ハザードマップについて説明。	・全町民を対象に、避難訓練を実施した。			
・教員を対象とした講習会の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・実施を検討する。	・防災教育セミナーとして、元中央防災委員を講師に招いた講習会を平成22年より開催。平成26年以降は風水害をテーマとした講話やワークショップを実施。平成28年7月には、水害発生を想定した避難所開設訓練を内容に盛り込んだ。	平成29年度において、実施を検討する。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等を検討していきたい。	・避難所となる各小中学校を年1回巡回し、避難所運営や災害全般について意見交換を行っている。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	・利根川上流河川事務所と協力し、小中学校の総合学習授業の中で、水害教育に取り組みってもらうため、教員を対象に、水害についての説明会(勉強会)を実施する。 ・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等の実施を検討する。	・小中学校の総合学習授業の中で、水害教育に取り組みってもらうため、教員を対象に、水害についての説明会(勉強会)を実施する。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。【平成29年度～】	
	平成28年度	・実施する。	・大学館教授(元中央防災委員)を講師に防災教育セミナーを7月と1月に実施。小中学校教員73名が受講。 ・7月に防災リーダー講習会を開催、21名参加。うち4名が2月の日本防災士機構の講習会に参加し、防災士資格を取得。			・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等を検討していきたい。	小中学校全校を巡回し、意見交換を行った。	取組なし				
・小中学生を対象とした防災教育の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・実施を検討する。	・気象庁で作成したDVD教材や、防災教育プログラムを活用しながら、「風水害から身を守る」をテーマとした学習を実施している。 ・少年消防クラブの活動の一つとして、水防災に関する避難訓練などを実施予定。	平成29年度において、実施を検討する。	・堤防センターで過去の水害のパネル展示を行っている。	・住民に対し、ホームページや広報紙、防災講演会等で防災意識の向上を図っている。	・館林市の防災を考える日」事業として、パネル展示、講演会、広報紙に特集を掲載している。 ・市防災訓練(隔年実施)において住民参加型の訓練を実施している。	・子供たちに分かりやすい、被災した地元を題材とした絵本で紹介している。	・総合的な学習の時間や学級活動等で、教員が、水防災教育を含めた安全に関する授業を検討する。	・小学4年生を対象に、水防学校を毎年1回実施している。【平成23年度～】	・小学生などを対象にした、水災害教育を実施。	・中学校1年生の総合学習授業の中で、水災害を含む防災の話をを行った。【平成26年度】 ・小学4・5年生の希望者を対象に、町の防災対策の説明や備蓄倉庫を視察してもらった。【平成27年度～】 ・定期的に、総合学習授業の中で、実施してもらえよう中学校に依頼を検討する。【平成29年度～】
	平成28年度	・実施する。	・各校で防災教育プログラムを活用しながら、「風水害から身を守る」をテーマとした学習や訓練を実施。 ・1月の防災教育セミナーで中学生による避難所開設訓練を実施済み。			・河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等を検討していきたい。		取組なし		・利根川上流河川事務所と協力し、小学4年生を対象とした水防学校を実施した。		
・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・自治会や各団体にに対して防災出前講話を実施。	・過去に水害にあった地域の小学生を対象に、防災宿泊学習を実施。その中で、地域講師より過去の水害の講話を聞いたり、水害の折念碑を見学したりしている。平成28年度は乙女小、下生井小、網戸小の3校合同で8月に実施済み。	平成29年度において、実施を検討する。	・堤防センターで過去の水害のパネル展示を行っている。	・住民に対し、ホームページや広報紙、防災講演会等で防災意識の向上を図っている。	・館林市の防災を考える日」事業として、パネル展示、講演会、広報紙に特集を掲載している。 ・市防災訓練(隔年実施)において住民参加型の訓練を実施している。	・子供たちに分かりやすい、被災した地元を題材とした絵本で紹介している。	・町広報紙で防災特集を毎年1回(出水期前)掲載し、防災知識を周知している。【平成22年度～】	・広報紙で防災特集し、防災知識の住民への周知を実施している。	・千代田町民プラザで、過去の災害写真パネルを常時展示している。 ・ホームページで、近年までの災害写真の掲載している。	
	平成28年度	・自治会や各団体にに対して防災出前講話を実施。	・8月に防災宿泊学習を網戸小学校会場で実施済み。小学生31名参加。開会式で「平成27年9月関東・東北豪雨」時の避難所生活について、代表児童による体験発表を実施。		防災についての出前講座を実施している。	様々な方法で防災意識の向上を図っていく。	防災を考える日事業により、パネル展示等啓発、防災講演会を実施した。県総合防災訓練に住民参加型訓練を取り入れて実施した。		・町広報紙で防災特集を掲載し、防災知識を住民へ周知した。			

取組項目	目標時期	19大泉町	20邑楽町	21さいたま市	22熊谷市	23行田市	24加須市	25本庄市	26春日部市	27羽生市	28鴻巣市	
		取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	
<b>■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成</b>												
・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・タイムライン(案)を作成済み【平成28年度】	・新浸水想定図を基にタイムラインを作成予定。【平成28年度】	・市内を複数の河川が流れているため、順次タイムラインを作成している。	・利根川版タイムラインの運用版を作成済み。【平成28年度】	・タイムラインの運用版を作成済み。【平成28年度】	・洪水時の避難情報の発令に着目したタイムラインを設定している。	・タイムラインを作成済み。 ※避難判断水位で避難準備情報、氾濫危険水位で避難勧告、堤防天端水位到達で避難指示となっているが、今後、地域防災計画と整合を図る必要がある。	・タイムラインの試作版を作成済み。【平成28年度】	・タイムラインの試作版を検証・見直しをして、運用版を作成する。【平成28年度】	・タイムラインを作成済み。【平成28年度】	・タイムラインを作成済み。【平成28年度】
	平成28年度	・タイムラインの必要に応じた見直しを検討した。	・タイムライン(案)を策定済み		上記のとおり変更なし	作成			タイムラインの試作版を検証・見直しをして、運用版を検討した。	・特になし	・タイムラインを作成済み。【平成28年度】	
・タイムラインに基づく実践的な訓練	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムライン作成後、訓練を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づいたロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施を検討していく。	・今後、タイムラインに基づく訓練について検討していく。	・地域ごとに洪水避難訓練を実施している。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインの運用版を作成した後、それに基づいたロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する。	今後、防災訓練の内容の検討と併せて、タイムラインの導入を検討していく。	・タイムラインに基づいたロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する。	
	平成28年度	・来年度以降訓練を実施するため、他自治体の事例や手法等を確認した。	・横計中。		上記のとおり変更なし	・他市の動向を注視		横計中	タイムラインの運用版を検討した。	・タイムラインをそのまま使用した訓練ではないが、職員災害対応訓練を実施し、訓練の中でタイムラインを活用、検討した。	作成したタイムラインに基づく訓練を実施	
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)	平成29年度から 順次実施											
	平成28年度											
<b>■防災教育や防災知識の普及</b>												
・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務部安全安心課としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、安全安心課交通安全係としている。	・ハザードマップの見方などや災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務局危機管理部防災課としている。	・危機管理室で対応している。	・ハザードマップの見方の窓口は、防災安全課が窓口になっている。	・問い合わせ窓口を設置済み。(危機管理防災課)	・市民生活部危機管理課が窓口となっている。	・主に問い合わせは、防災対策課で対応している。 ・自主防災訓練等において、事前準備を説明している。	・ハザードマップの見方など水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務部地域振興課としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は企画部危機管理課としている。	
	平成28年度	・上記取組を継続している。			上記のとおり変更なし	・従前のとおり実施			上記の取り組みを継続した。	・特になし	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は企画部危機管理課としている。	
・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・自主防災組織の訓練時等で水防災について説明している。	・総合防災訓練を2年に1度実施している。 ※水防災に特化した説明会や避難訓練は実施していないが、 ・平成29年度に防災訓練を実施予定。	・西区において、避難場所運営委員会を対象に防災研究会を開催(荒上講義他) ・自主防災組織を対象とした防災リーダー研修会において、熊谷地方気象台を講師に招き、水害に関する講演を行う。【平成28年度】	・自主防災組織等を対象とした講演会や一般市民を対象とした市政配講座において、水害に対する備えや洪水ハザードマップの読み方等を説明している。	・自治会に対して、防災知識の普及啓発の説明会を行っている。	・各地域ごとに、説明会及び洪水避難訓練を実施している。年度に2回、二つの地域で実施している。	・自主防災組織リーダー養成講座等で水防災に関する説明についても講義している。また、自治会から説明会の要請があった場合は出前講座を実施する。	・自主防災訓練の講話等で、地域への説明も実施している。	・自治会への出前講座の中で水防災に関する内容も説明している。	・市内における浸水想定や洪水時の避難方法等について、職員出前講座などの際に説明していく予定。	
	平成28年度	・上記取組を継続している。			・自主防災組織等を対象とした講演会や一般市民を対象とした市政配講座において、水害に対する備えや洪水ハザードマップの読み方等を説明した。	・従前のとおり実施			自主防災訓練の講話等で防災啓発リーフレットを活用し、水防災に関する説明を実施した。	・出前講座を実施すると共に、自治会長を対象に水害を想定したDIG訓練を実施した。	・出前講座において洪水時の避難方法について説明を行った。 ・今年度の総合防災訓練において、避難情報伝達訓練という訓練名で、【避難準備・高齢者等避難開始】、【避難勧告】、【避難指示(緊急)】の3段階にわたって、広報車を介した伝達訓練を行った。	
・教員を対象とした講習会の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・教育委員会と協議しながら今後検討していく(時期未定)。	・教育委員会と協議しながら今後検討していく。	・避難所となっている公立学校の施設管理者(校長又は教頭)を対象とした指定緊急避難場所、指定避難所について説明会を開催。	・教育委員会と協議しながら今後検討していく。	・自主防災組織を対象としたリーダー養成講座に市内中学校教諭の参加を促している。	・小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間で行う水防災教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員対象に研修会を実施している。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	・春日部市内小・中学校に勤務する初任者に対して、施設体験研修として首都圏外郭放水路での研修を実施している。施設の見学と所員による講話をとして、外郭放水路の役割と水害への備えなどについて認識を高めている。	今後、担当課と連携し、実施について検討していく。	・教職員に対する防災研修を実施予定。	
	平成28年度	・研修会の実施について検討した。	・横計中。		上記のとおり変更はないが、平成29年度に実施できるよう現在調整中。	・従前のとおり実施		横計中	・避難所となっている小・中学校の校長・教頭(先生を対象)と、避難所開設訓練を実施等 ・平成29年1月6日に春日部市内小・中学校に勤務する初任者に対して、水害への備えなどについて認識を高めていただくために、施設体験研修として首都圏外郭放水路での研修を実施した。 ・平成28年11月15日に学校関係者及び市職員を対象とした避難所開設運営訓練・HUGを実施した。	・検討を継続	未実施	
・小中学生を対象とした防災教育の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・教育委員会と協議しながら今後検討していく(時期未定)。	・教育委員会と協議しながら今後検討していく。	・水災害単独の授業は行っていないが、理科の天候に関する授業で、台風による災害に対する備えや情報活用を取り上げている。	・小学3・4年生の社会科副読本で「竹井津知と万平出し」について取り上げており、授業では過去に荒川の洪水被害があったことと、それを防ぐと万平出し(つき出し土手)を作った竹井津知について説明している。 ・小学5年生の理科で「流れる水のはたらき(河川の浸食・運搬作用)」について学習しており、その際、熊谷市で起きた過去の洪水被害についても説明している。	・日本赤十字社の講師を招き、着衣水泳の授業を行っている。	・防災教育を実施済。	・避難所体験訓練等において実施。	・小学校3・4年生の社会科副読本「わたしたちのかすかべ」に、台風や大雨による被害状況の写真と表を掲載している。それらを利用して水害の恐ろしさや水害を防ぐ手立てとして首都圏外郭放水路の役割等について第4学年で指導している。	今後、担当課と連携し、実施について検討していく。	・総合的な学習の時間や学級活動等で、水防災教育を含めた安全に関する授業を実施する予定。	
	平成28年度	・防災に関する授業の実施について検討した。	・横計中。		上記のとおり変更なし	・従前のとおり実施			各県の年間指導計画に則り実施済	・検討を継続	今年度の総合防災訓練を市内の小中学校で行い、児童と教員に防災型訓練と体験型訓練に参加してもらった。	
・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	防災マニュアルを作成し全戸配布した。【平成27年度】	ホームページや広報紙を通じて防災知識の周知に努めている。	・各区役所情報公開コーナーにて、水害履歴を公表している。	・市内各地で開催している市政配講座及び自主防災組織を対象とした防災講演会において、熊谷市を襲った過去100年間の主な水災害について周知を図っている。 ・毎年市報6月号に大雨や台風への備えについて特集ページを掲載している。 ・全戸配布しているハザードマップやくらしのカレンダー、またホームページでも防災啓発ページを設けて周知を図っている。	・ホームページで被害状況や防災知識に関するページを設けている。	避難訓練とともに説明会を実施している。 また、地区自主防災会による利根川堤防決壊の体験座談会の開催とその記録冊子を作成した。	ホームページに「風水害への備え」について掲載しているが、今後更に内容を充実していく必要があると考える。	・市の防災センターで、過去の災害写真パネル、防災グッズ等の展示を行っている。首都圏外郭放水路の資料も展示。 ・市のホームページで、防災知識や被害状況の情報を掲載している。	防災ガイドブックの配布やホームページへの掲載、防災に関する出前講座などを通じて実施している。	・住民に対し、ホームページや広報紙、防災講演会等で防災意識の向上を図っていく予定。	
	平成28年度	・自主防災組織が実施する防災訓練等で、作成した防災マニュアルを利用した防災講話等を行った。			上記のとおり変更なし	・従前のとおり実施			自動・共助の取り組みや風水害時の避難対策などについて記載したリーフレット「春日部市災害対策のすすめ」をホームページに掲載すると共に、訓練等において配布し、防災啓発をおこなった。	出前講座を実施すると共に、自治会長を対象に水害を想定したDIG訓練を実施した。	本市の出前講座及び防災講演会の中で水災害の啓発を行った。	

取組項目	目標時期	29深谷市	30草加市	31越谷市	32桶川市	33久喜市	34八潮市	35三郷市	36蓮田市	37幸手市	38吉川市
		取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
<b>■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成</b>											
・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	継続して実施または平成28年度から順次実施	タイムラインを作成済み。	・タイムラインは今後策定を検討していく。	・タイムラインを作成済み。	水害対応チェックリストを作成済み	利根川、荒川、江戸川に係るタイムラインを作成済み。	・中川、綾瀬川については、作成済み。 ・江戸川のタイムラインを作成予定。	・利根川のタイムラインは今後策定を検討していく	タイムラインを作成済み。【平成27年度】	・タイムラインを作成済み。【平成28年度】	・タイムライン運用版を作成済み。【平成28年度】
	平成28年度	タイムラインを作成済み。	-	特段の取組なし	-	-	江戸川のタイムラインを作成した。	-	-	タイムラインを作成した。	・タイムライン運用版を作成済み。【平成28年度】
・タイムラインに基づく実践的な訓練	継続して実施または平成28年度から順次実施	タイムラインに基づいた訓練について検討していく。	・タイムラインは今後策定を検討していく。	・今後、タイムラインを活用した訓練に向けて検討を行う。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。 ・タイムラインの作成が終わり次第、訓練の実施等を調整予定。	・今後タイムラインを活用した訓練に向けて検討を行う。	・タイムラインを作成した後、それに基づいたロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインを作成した後、それに基づいたロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。
	平成28年度	タイムラインに基づいた訓練について検討していく。	-	特段の取組なし	-	-	実施に向けて検討した。	-	-	-	・平成29年度に水害を想定した総合的な訓練を行うため、関係者と協議を行った。
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)	平成29年度から順次実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平成28年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>■防災教育や防災知識の普及</b>											
・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	継続して実施または平成28年度から順次実施	・ハザードマップの見方等の問い合わせは、総務防災課で対応している。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、市長室危機管理課としている。 ・今後も継続していく。	水防災に関する問い合わせについては、ホームページや治水課、危機管理課で対応している。	・桶川市 市民生活部 安心安全課を窓口としている。	・水災害の事前準備等の問い合わせについては、消防防災課もしくは各総合支所市民課の防災担当職員が窓口となっている。	・危機管理防災課、道路治水課、下水道課が対応する。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、環境安全部危機管理防災課としている。	・危機管理課が窓口になっている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、市民生活部防災安全課としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、市民生活部市民安全課としている。
	平成28年度	・ハザードマップの見方等の問い合わせは、総務防災課で対応している。	-	特段の取組なし	・問合せ窓口の設置及び公表済み。	-	継続して実施した。	-	-	・市民生活部防災安全課が窓口となっている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、市民生活部市民安全課としている。
・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	継続して実施または平成28年度から順次実施	・自主防災会の訓練の際に、ハザードマップの説明等を行っている。	・地域住民を対象に、防災講演会等で水災害について説明している。 ・引き続き水災害について説明を実施していく。	・出張講座や防災訓練時に水防災に関する説明を実施している。	・今後関係部署等と検討予定 ・平成29年度以降、関係部署と検討予定。	・住民からの依頼に応じて防災講座やハザードマップの説明会等を開催しており、その中で水防災知識の普及啓発を行っている。	・水防災に関し、ホームページ掲載など防災知識啓発活動等の強化について検討する。	・住民からの依頼に応じ、防災講座やハザードマップの説明会を行っている。今後も実施していく。	・依頼があり次第、自治会等を対象に説明会を開催している。	・ハザードマップに基づき、洪水時の避難等について消防団や区長会で説明した。【平成28年度】	・洪水時の避難方法等について、自治会や自主防災会に出席講座を実施している。
	平成28年度	・自主防災会の訓練の際に、ハザードマップの説明等を行っている。	・防災講演会等で水災害について説明を実施した。	自治会等を対象に、出張講座を3回実施(予定を含む)	地域住民から要望があり、ハザードマップ説明会を実施した。	出張講座を実施した。市広域に水防災に関する防災対策を掲載し啓発を行った。	-	・ハザードマップに基づき、洪水時の避難等について消防団や区長会、出席講座で説明した。 ・広報誌に水防災に関する記事掲載した。 ・メール、ツイッター、ブログを活用し、定期的に情報を発信した。	-	-	・洪水時の避難方法等について、自治会や自主防災会に出席講座を実施した。
・教員を対象とした講習会の実施	継続して実施または平成28年度から順次実施	・水災害教育の実施に向けて検討していく。	・教員を対象に、防災講演会等で水災害について説明している。 ・引き続き水災害について説明を実施していく。	・学校からの要請に応じて、教職員や地域住民を対象とした避難所開設訓練等を実施している。	教育研修会安全教育部会に指導者を派遣し講義している	河川事務所の取組に協力し、要望に応じた実施に向けた調整をおこなう予定。	・水災害教育の実施について、教育委員会と協議していく。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。(H29～H32で検討)	・小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間の時間を水災害教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員対象に、引き続き研修会を実施する予定である。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	・教職員を対象とした災害図上訓練を実施予定【平成28年度～】
	平成28年度	・水災害教育の実施に向けて検討していく。	・教員を対象に、防災講演会等で水災害について説明を実施した。	学校からの依頼により、教職員を対象とした研修会、HUI訓練を実施(1回)	-	実施に向けて検討した。	-	・教職員も参加した避難所開設訓練を行った。	-	・教職員を対象とした災害図上訓練を実施した	-
・小中学生を対象とした防災教育の実施	継続して実施または平成28年度から順次実施	・水災害教育の実施に向けて検討していく。	・小学生を対象に、防災講演会等で水災害について説明している。 ・引き続き水災害について説明を実施していく。	実施を検討する。(H29年度～)	・小学校の社会科(地理)・理科(水の流れ・地学)の中で、水災害に関する単元で指導している	河川事務所の取組に協力し、要望に応じた実施に向けた調整をおこなう予定。	・総合的な学習の時間や学級活動等で、教員が、水防災教育を含めた安全に関する授業の実施を検討する。 ・河川管理者(河川事務所や県)による出席講座等を実施する。	・総合的な学習の時間や学級活動等で、教員が、水防災教育を含めた安全に関する授業を検討する。(H29～H32で検討)	・総合的な学習の時間や学級活動等で、安全・防災教育担当の教員や学級担任が、水災害教育を含めた安全に関する授業を、引き続き実施していく。	・社会課の授業で、教員が水防災教育を含めた安全に関する授業を行う。	・児童を対象とした災害図上訓練を実施予定【平成29年度～】
	平成28年度	・水災害教育の実施に向けて検討していく。	・小学生を対象に、防災講演会等で水災害について説明を実施した。	学校からの依頼により、生徒、教職員を対象とした防災講演会実施(1回)	-	小学校の授業で、川の性質、地域の特徴(河川に囲まれている、過去の水害)について学んでいる。	-	-	-	・社会課の授業の中で、幸手市で起こった過去の水災害など、水防災教育を行った。	・平成29年度に市内の小・中学生を対象とした災害図上訓練を実施するために、関係者と協議を行った。
・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	継続して実施または平成28年度から順次実施	・防災知識についてはハザードマップによる周知を行っている。 ・水災害の被害や教訓の伝承については周知していない。	・ホームページ等で、近年の災害写真の掲載、防災技術、防災グッズ、防災知識の紹介ページを設けている。 ・過去の水害状況をまとめた地図を窓口で閲覧できるようにしている。 ・避難場所等を記載したハザードマップを改訂し、市民に配布していく。	・住民を対象とした出張講座を実施している。 ・過去の水害状況をまとめた地図を窓口及び市のホームページで閲覧できるようにしている。	・今後関係部署等と検討予定 ・平成29年度以降、関係部署と検討予定。	市のホームページに大雨時における注意事項等を掲載し、防災の啓発を図っている。	・気象庁、川の防災情報など災害情報のリンク先をホームページに掲載している。 ・台風が接近など災害が発生する恐れがある場合には、気象情報などの市ホームページ掲載や市メール配信サービスで注意喚起している。	・気象庁の防災情報など、災害情報のリンク先を市のHPに掲載している。 ・市教育委員会が市文化財展示館にて、企画展「災害と蓮田～太古から様々な災害と向き合った人々～」を開催した。	・気象庁の防災情報など、災害情報のリンク先をホームページに掲載している。 ・台風が接近する場合には、市民に注意喚起をホームページや防災行政無線で行っている。	・防災技術、防災知識の紹介ページを設けている。 ・過去の水災害の被害状況や水災害の備えについてホームページ掲載するとともに、防災情報ブログ、登録制メールなどで定期的に情報を発信している。 ・台風による市の被害や水害への備え等を、毎年広報誌に掲載して市民に周知している。 ・市民や事業所等からの要望に応じて、職員出席講座でカスリーン台風による市の被害や水害へ自らの備え等について周知している。	・防災技術、防災知識の紹介ページを設けている。 ・過去の水災害の被害状況や水災害の備えについてホームページに掲載するとともに、防災情報ブログ、登録制メールなどで定期的に情報を発信した。 ・台風による市の被害や水害への備え等を、広報誌に掲載して市民に周知した。 ・市民や事業所等からの要望に応じて、職員出席講座でカスリーン台風による市の被害や水害へ自らの備え等について周知した。
	平成28年度	・防災知識についてはハザードマップによる周知を行っている。 ・水災害の被害や教訓の伝承については周知していない。	・避難場所等を記載したハザードマップを改訂し、市民に配布した。	自治会等を対象に、出張講座を3回実施(予定を含む)	-	継続して実施した。	-	-	-	・ハザードマップにより防災知識の周知。 ・気象庁の防災情報など、災害情報のリンク先をホームページに掲載。 ・台風接近時に、注意喚起をホームページや防災行政無線で行った。	-

取組項目	目標時期	39白岡市 取組	40上里町 取組	41宮代町 取組	42杉戸町 取組	43松伏町 取組	44野田市 取組	45柏市 取組	46我孫子市 取組	47足立区 取組	48葛飾区 取組
<b>■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成</b>											
・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・タイムラインを作成済み。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	タイムラインの案を作成済み。【平成28年度】	・タイムライン策定済み。	利根川に係るタイムラインの作成を検討する。	・作成したタイムライン(案)をもとに、見直し検証を行っていく。	・タイムラインを作成済み。	・タイムラインを策定済み。	利根川に係るタイムラインの作成を検討する。	・荒川下流タイムラインを策定後、他河川のタイムラインの策定についても検討する。
	平成28年度			・地域防災計画改訂業務の中で(案)がとれるよう、より具体的に検討予定。		今年度実施予定なし	検証中	・作成済み。	タイムラインの検証を開始した。		荒川下流タイムラインを策定後、他河川のタイムラインの策定についても検討する。
・タイムラインに基づく実践的な訓練	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・平成29年度以降、タイムラインに基づくロールプレイング等の実践的な訓練を実施する。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・今後タイムラインを活用した訓練に向けて検討を行う。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づいたロールプレイング及び避難行動実働訓練等の実践的な避難訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づいた、実践的な訓練の実施を検討していく。	・タイムラインの検証を検討。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。	・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。
	平成28年度			・地域防災計画改訂業務について発注しており、その中で今後検討していく。		今年度実施予定なし	作成したタイムライン(案)をもとに避難訓練の実施を検討する	・引き続き、タイムラインに基づいた、実践的な訓練の実施を検討していくこととした。	タイムラインの検証を開始した。	・足立区・消防署合同水防訓練にて、タイムラインに基づく広域避難訓練を実施	タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を検討する。
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)	平成29年度から 順次実施										
	平成28年度										
<b>■防災教育や防災知識の普及</b>											
・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・窓口は「総合政策部安心安全課」としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、くらし安全課防災安全係としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、町民生活課生活安全担当としている。	・杉戸町住民参加推進連絡部・防災担当が窓口となっている。	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務課庶務防災担当としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせは、防災安全課を窓口としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務部防災安全課としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、市民生活部市民安全課が窓口である。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、都市建設部企画調整課としている。	・防災課で対応する
	平成28年度										防災課で対応している
・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・自主防災組織や市民団体からの要望により、職員を派遣し講座を行う、職員出前講座を開催している。内容としては、過去の被害履歴や洪水ハザードマップの見かた等。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・毎年実施している地域防災訓練において、水防作業の訓練や被害実績の紹介などを実施している。	・出前講座まなびつちやさと塾に於いて、講話等を実施。	・自治会に対して、防災知識の普及啓発の説明会を検討する。	・自主防災組織等の団体から防災に関する講話依頼があった場合は、状況に応じて実施している。 ※住民全体に対し、水防災に関する説明会等は実施していない。 ※市主催の水災害の発生を想定した避難訓練は行っていない。	・水災害に限定した説明会や訓練ではないが、各町会や自治会等の求めに応じて、防災講習会や訓練を実施している。	・水防災に関する説明会を開催予定。	・DVDを使用した講演等を行っている。	・広報紙等で周知の上、要望に応じて水防災に関する説明会等を実施する
	平成28年度	・自主防災組織等からの要望により、出前講座を実施した。				今年度実施予定なし	・引き続き実施中。	・水災害に限定した説明会や訓練ではないが、各町会や自治会等の求めに応じて、防災講習会や訓練を実施した。	水防災に関する避難訓練の検討を開始した。	・江東5区広域避難推進協議会において、水害に関するシンポジウムの開催を検討。	広報紙等で周知の上、要望に応じて水防災に関する説明会等を実施した
・教員を対象とした講習会の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・教職員に対する防災研修を実施予定。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・教職員を対象とした水防に関する防災研修、訓練を実施する。	・幼稚園及び小学校教員を対象に防災研修、訓練を実施した。	・教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	・県主催で実施される。全校の安全主任が集う「安全主任等各地区別協議会」や市内教員の代表が参加する「防災授業実践研修会」等で、防災教育の一つとして水防災についても講習を受けている。 ・研修会に参加した教員により、学んだ内容が校内で周知されるようにしている。	・水災害に限定した説明会や訓練ではないが、学校からの依頼により、講習会やミニ集会等で実施している。	・教員を対象とした講習会を実施予定。	・DVDを使用した講演等を行っている。	・学校からの要望があれば、実施する
	平成28年度				幼稚園教諭を対象に防災研修を実施。	今年度実施予定なし	上記取組内容と同様		検討中。	一部の避難所運営訓練にて、講演会を含めた講演会を実施	学校からの要望があれば、実施する
・小中学生を対象とした防災教育の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・平成27年度は埼玉県防災学習センターにて、風水害について学習している。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・小学校の授業の中で、防災全般についての教育をしている。	・小学校の希望した児童に防災倉庫の見学、説明を実施した。	・総合的な学習の時間や学級活動等で、教員が、水防災教育を含めた安全に関する授業を検討する。	・国や県から配布される防災に関するリーフレットや教材を活用して、洪水等についてその都度児童に指導している。平成27年度は、国より配布された学習教材「防災まちづくり・くにつくり」を希望し、学習に役立った学校があった。 ・夏季休業中などを利用し、各種防災ボスター展に応募し、水災害の危険や対応をよびかけた。	・水災害に限定した説明会や訓練ではないが、学校からの依頼により、児童を対象とした講習会等を実施している。	・小学校4年生の社会科において、「くらしを守る」という単元の中の発展学習として「風水害からくらしを守る」という内容を学習している。参考資料として、我孫子市洪水ハザードマップの活用を行っている学校もある。	・DVDを使用した講演等を行っている。	・一部の小中学校では、特別授業としてNPOや東京大学の学生が、水災害に関する講話をしている。
	平成28年度	・埼玉県防災学習センターにて、風水害について学習した。				今年度実施予定なし	上記取組内容と同様	・水災害に限定した説明会や訓練ではないが、学校からの依頼により、児童を対象とした講習会等を、引き続き実施することとした。		一部の避難所運営訓練にて、講演会を実施	出前講座を実施した
・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・定期的に市広報誌に水害への備えに関する特集記事を掲載し、防災知識の普及啓発に努めている。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・町の歴史資料館において、「宮代の水害」という特別展を実施したことがある。【平成21年度】	・広報紙に掲載、及びまなびつちやさと塾での講話。 ・毎年広報紙に掲載し周知している。	・住民に対し、ホームページや広報紙、防災講演会等で防災意識の向上を図れるよう検討する。	・防災知識については、ホームページや防災ハンドブックにより非常時持出品や避難場所の位置等について周知している。 ・河川の状態や水位が確認できるよう、ホームページにリンク先として国土交通省(川の防災情報)や各河川事務所(河川ライブ情報)のホームページを張り付けている。	・ホームページにて、風水害への知識等について掲載している。その他に住民向け防災講習会等で啓発を行っている。	・市のホームページにおいて、過去の被害状況や、水災害への備えなどについての啓発や情報を掲載している。	・家屋や道路の浸水被害をHPにて公表している。 ・水災害の防災情報については、HPや広報誌にて情報提供している。 ・総合防災訓練(年1回開催)において、普及啓発のための展示ブースを設けている。	カスリーン台風による区の被害や水害への備え等を、毎年広報誌に掲載して区民に周知している 区民や事業所等からの要望に応じて、職員出前講座でカスリーン台風による区の被害や水害への備え等について周知している
	平成28年度	・広報誌に水害への備えに関する特集記事を掲載した。	・住民に対して防災研修会を行い、過去の水害事例や防災に関する知識を周知した。			継続して実施	・カスリーン台風70周年関連行事の開催(防災講演会、実行委員会など、H28着手)	・ホームページや、防災講習会等で周知を図った。	希望者や希望する自治会に対して、ハザードマップを使用した説明や講習会を実施した。	・水災害の防災情報について、HP、広報誌にて情報提供を行った。 ・総合防災訓練にて水災害に関する普及啓発を実施。	カスリーン台風による区の被害や水害への備え等を、毎年広報誌に掲載して区民に周知している 区民や事業所等からの要望に応じて、職員出前講座でカスリーン台風による区の被害や水害への備え等について周知している

取組項目	目標時期	49江戸川区	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都
		取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
<b>■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成</b>								
・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・北区、板橋区、足立区をモデルエリアとした試行版及びチェックリストを参考に、国と連携して江戸川区版のタイムラインを策定する予定。【平成28年度～】						
	平成28年度	荒川下流タイムライン(拡大試行版)の作成に着手した。						
・タイムラインに基づく実践的な訓練	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・大規模水害を想定した訓練は実施していないため、本部訓練の実施から検討する。【平成29年度～】	・同上型訓練のモデル構築を行う(予定)。 ・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加・協力をを行う。	・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加。	・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加・協力をを行う。	・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加・協力をを行う。	・市町におけるタイムラインに基づく実践的な訓練への参加・協力をを行う。	・区の取組を支援していく。
	平成28年度	荒川下流タイムライン(拡大試行版)の作成に着手した。		・市町に対し、タイムラインに基づく実践的な訓練の実施を働きかけていく。	未実施	・年3回の水防連絡調整会議において議題として説明。	・実践的な訓練無し	・区の取組を支援。
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)	平成29年度から 順次実施							
	平成28年度							
<b>■防災教育や防災知識の普及</b>								
・水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・問合せ窓口は、危機管理室防災危機管理課としている。	・問い合わせ窓口を設置する。	・問合せ窓口を設置する。	・問い合わせ窓口を設置する。	・河川砂防課防災担当を問合せ窓口とする。	・問い合わせ窓口を設置する。	・問合せの内容に応じて、関係部署が適宜対応する。
	平成28年度	危機管理室が窓口となって対応。	＜河川課＞ ・窓口を設置した。 ・随時、問い合わせに対応する。	・問い合わせ窓口を設置。 (河川課防災担当)	問い合わせ内容に応じて関係部署が適宜対応	河川砂防課防災担当を問合せ窓口とする。	・問い合わせ窓口の設置を検討	—
・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・水害時(外水氾濫、内水氾濫)の避難方法等について、自治会や各団体向けに防災講演会を実施している。 ・住民説明会や訓練など、多面的に取り組む。	・市町村と合同で実施する総合防災訓練の際の避難訓練を継続実施。	・市町より要請があれば、出前講座等を行うっていく。	・氾濫危険水位等の変更について、対象土木事務所・市町村に説明会を実施した。 ・新たな洪水浸水想定区域に基づく洪水リスク情報等を県管理河川の減災協議会により情報共有し、減災に向けた取組を検討する。	・市町村を集めて水防連絡調整会議を実施している。	・水防災に関する説明会及び避難訓練を実施する。	・風水害の体験型訓練を拡充していく。
	平成28年度	区民、事業者等へ計66回の防災講演会を実施した。	＜河川課＞ 水防管理団体が行う訓練へ毎年継続して参加している。	・市町に対し、水防災に関する説明会や避難訓練の開催を働きかけていく。	・想定最大の外力に基づく、新たな洪水浸水想定区域を策定中であり、H29出水期前までに公表予定。 ・H28.3月県管理河川の減災協議会(安中地区 地域部会)により情報共有	・平成28年度埼玉県水防連絡調整会議を3回実施した。	・要配慮者利用施設の管理者に対し水害・土砂災害に関する説明会を実施	—
・教員を対象とした講習会の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・区内小中学校の教員を対象に、防災(地震、風水害)についての勉強会(年1回)を実施している。【平成26年度～】	・必要に応じて出前講座を実施する(予定)。	・必要に応じて出前講座を実施する。	・必要に応じて出前講座を実施する。	・必要に応じて出前講座を実施する。	・防災授業実践研修会(管理職対象の部)において、録子地方気象台の防災管理官を講師として招き、水災害を含む様々な災害のメカニズムや対処法の講話を行い、各学校における防災教育の推進を図る。	・実施予定なし
	平成28年度	小中学校の校長、教員等を対象とした防災に係る研修会を実施。	＜河川課＞ ・H28は要請なし 各市町村などからの要請に対し、必要により実施する。 (危機管理課) 実施なし	・市町に対し、教員を対象とした講習会の実施を働きかけていく。	未実施	・上記取組を実施	・教員に対する講習会を実施	—
・小中学生を対象とした防災教育の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・小中学校の総合学習の中で、防災教育(地震、風水害)を継続して実施している。【継続中】	・必要に応じて出前講座を実施する(予定)。	・各土木事務所にて、防災教育を実施する。	・自治会に対し、河川管理(防災・減災)について出前講座を実施している。 ・水災害教育実施の支援(適宜)	・必要に応じて出前講座を実施する。	・必要に応じ、教員を通じて啓発活動を実施する。	・「東京防災」を活用した啓発支援に取り組んでいく。
	平成28年度	区の過去の水害について学習するなど、小中学校において防災教育を継続中。	＜河川課＞ ・H28は要請なし 各市町村などからの要請に対し、必要により実施する。 (危機管理課) 実施なし	・以下の小学校で防災教育を実施。 【栃木土木事務所】 H28.7.13 栃木市立真名子小学校 【安房土木事務所】 H28.7.13 佐野市立栃木小学校 H28.12.8 佐野市立岡島小学校	未実施	・上記取組を実施	・実施無し	・「東京防災」を活用した啓発支援に取り組んでいる。
・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・区のホームページや、くらしの便利帳(全戸配布)において防災に関する情報を掲載している。【継続中】	・パンフレット作成による意識啓発を継続実施。	・ローカルテレビ、ケーブルテレビにて防災に関する番組の配信を行っている。	・県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について浸水想定区域図(計画規模によるもの)を作成公表している。 ・「くまもつウォーターフェア」にて啓発資料を展示し、説明。 ・水防災教育実施の支援(適宜)。	・県民の方を対象とした出前講座の実施。 ・水防月間の広報、懸垂幕による啓発活動の実施を検討	・県で配布している広報資料に水害への知識と備えについて掲載、またFMラジオでの防災CMで夏の時期には洪水や土砂災害について放送。	・デジタルサイネージ等を活用した普及啓発。 ・広報と連携した、啓発支援に取り組んでいく。
	平成28年度	防災に関する説明会等を継続して開催。(平成28年度66回)	＜河川課＞ ・H28は要請なし 各市町村などからの要請に対し、必要により実施する。 (危機管理課) パンフレット「自分の身は自分で守る」の作成・配布を実施した。	・どきテレビ、ケーブルテレビにて防災に関する番組の配信を実施。	・想定最大の外力に基づく、新たな洪水浸水想定区域図を策定中であり、H29出水期前までに公表予定。 ・H29.7月「くまもつウォーターフェア」にて啓発資料を展示し、説明実施。 ・H29.2月 防災講演会の実施【大規模水害時の住民避難を考える】(一般公開)	・埼玉県川の防災情報ホームページや河川防災のホームページを設立 ・要配慮者利用施設管理者への河川防災に関する説明会を開催 ・出前講座7回実施。	・継続実施	・デジタルサイネージ等を活用した普及啓発、広報と連携した啓発支援に取り組んでいる。

取組項目	目標時期	利根川上流河川事務所	気象庁	水資源機構	01古河市	02常総市	03取手市	04守谷市	05坂東市	06五霞町	07境町	08栃木市
		取組			取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
2)ソフト対策の主な取り組み												
②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組												
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化												
・河川水位等に係る情報提供	継続して実施	・出水時における水防団等への河川水位等の情報伝達方法の検討及び確立を図る。		・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。 ・水防警報等の河川水位に係る情報は、市消防本部から水防団や市政協力員へ連絡をしている。 ・市役所から関係機関等への連絡系統図を準備している。	・水防団の災害時の行動マニュアルを策定し、情報伝達手段を明記する。【平成28年度】		・災害時優先携帯電話を各分団に貸与しており、情報伝達を行っている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部業務対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。 ・市役所から関係機関等への連絡系統図を準備している。	・河川水位に関しては状況に応じて消防団等に直接提供している。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。 ・水防団(消防団)へ情報伝達手段として、トランシーバーの配備を予定している。【平成28年度～】	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団に連絡することとしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、市消防本部から水防団へ連絡をしている。 ・避難判断・伝達マニュアルを作成する。【平成28年度】
	平成28年度						・平成28年3月より、小貝川(水海道小貝川水位観測所)における「緊急連絡メール」を活用した洪水情報のプッシュ型配信を開始予定。					・避難判断・伝達マニュアルを作成。
・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	継続して実施	・出水期前、自治体、水防団等と洪水に対しリスクが高い区間の合同巡視を実施する。 ・出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施する。		・各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間)があり、指令を受けて巡視を実施する。	・水防団の災害時の行動マニュアルを策定し、河川の受け持ち区間の設定及び巡視内容についても明記する。【平成28年度】		・巡視の受け持ち区間が設定されている。	・各消防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。	・分担の区域があり、要請に基づき巡視を行う。	・各水防団で受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。	・非常時には水防団に地域の河川の巡視を依頼している。	・各水防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。 ・水位観測情報をパソコンだけでなく、目視も行い、水位上昇が見られたら、市内全ての河川を巡視する。 ・毎年、危険箇所の点検等を実施し、危険箇所を把握している。 ・継続的に、各水防団の受け持ち区間について、巡視を実施する予定。 ・パソコンの水位情報や目視から、水位上昇が見られた場合、市内全ての河川を巡視する予定。 ・継続的に危険箇所の点検等を実施し、危険箇所を把握している。
	平成28年度						・巡視区間の再確認、関係部署との連絡体制の確認を行った。					・出水期前に危険箇所の点検を実施。
・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・市区町及び出張所等が備蓄している水防資機材の情報を共有する。		・土のう、ブルーシート等を消防団の水防倉庫に分散して保管している。土のう袋等は水防団と市合同で実施している。	・土のう、ブルーシート等を消防団の水防倉庫に分散して保管している。 ・年に一回、水防倉庫の点検を水防団と市合同で実施している。		・発電機や排水ポンプ等を浸水想定区域外である、市役所庁舎敷地内に保管している	・土壌及び土壌袋・ブルーシート・発電機を保管している。	・土のう、シート等を市所有二か所の水防倉庫に保管している。	・資機材の数量が十分でない場合は、購入を検討する。また、格納する水防倉庫も必要ならば増設する。	・水防資機材を水防倉庫等に分散保管している。	・土のう、縄、シートを消防団の水防倉庫に分散して保管している。 ・点検は数か月に1度実施している。 ・資機材の数量が十分とは考えられないので、今後、拡充を検討する。
	平成28年度						・土のう、ブルーシート等を消防団の水防倉庫に分散して保管。 ・年に一回、水防倉庫の点検を水防団と市合同で実施。	・水防事務組合で保有する、水防倉庫の確認を実施。				・土のう、大型土のう袋、縄、シートを消防団の水防倉庫に分散して保管している。
・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供	平成28年度から 順次実施	・洪水に対しリスクの高い区間を分かりやすく図示した情報図の作成と水防団への提供を行う。										
	平成28年度											
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	継続して実施	・重要水防箇所等の共同点検を実施する。		・国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。		・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。 ・住民については、自主防災組織のリーダーや自治会長に参加をお願いしている。	・国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。住民については、自主防災組織のリーダーや自治会長に参加をお願いしている。	・国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。
	平成28年度						・下館河川事務所が実施した重要水防箇所等の共同点検に参加。	・リスクが高い地区での共同点検を行った際にその地区の自主防災役員に参加していただいた。				・国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加。
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	継続して実施	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。		・消防団が水防団を兼務している。年間を通して定期訓練や火災現場において行っている。	・取手市で、各消防団に対して災害時優先携帯電話を貸与している		・消防団が水防団を兼務しており、伝達(無線、メール)の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼ねており、メールや音声着信による通報システムを普段から使用している。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団(水防団)員への簡易無線機を配備する。【平成28年度～】	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等において、伝達の確認や実施を行っていく。 ・水防団(消防団)員専用のメール配信システムを整備する。【平成28年度～】
	平成28年度						・年間を通して定期訓練の実施及び幹部団員の教養訓練を実施。	・連絡体制の確認を実施。				本年度は携帯を介した情報伝達の多様化を図るため、新しいシステムの試験運用を始めた。本年の結果をみて来年度は広範に行っていく。
・水防団同士の連絡体制の確保	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施			・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・連絡体制を確保する【平成28年度～】		・取手市で、各消防団に対して災害時優先携帯電話を貸与している	・近隣市と応援協定を締結しており、近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・近隣の消防団と連絡が必要な場合は、本部を経由又は団長同士で連絡を取っている。	・水防組合を構成している市町内は、水防本部事務局を通して、連絡を取り合うこととしている。 ・その他については、各市町村の防災担当課を通じて連絡が必要な場合は、連絡を取り合うこととしている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。 ・今後も引き続き、関係消防団長同士で、連絡を取り合う。
	平成28年度						・幹部団員については、緊急連絡先を作成。	・確保済み。				本年度は携帯を介した情報伝達の多様化を図るため、新しいシステムの試験運用を始めた。本年の結果をみて来年度は広範に行っていく。
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・関係事務所持ち回りで、利根川水系連合総合水防演習を実施する。		・平成28年利根川水系合同水防訓練及び東野・小貝水防連合体水防訓練に10名の職員が参加した。【平成28年】 ・毎年、水防管理団体(水防団)が行う訓練へ参加している。	・利根川水系合同水防訓練及び関係機関が行う水防訓練に参加している。		・利根川水系合同水防訓練及び関係機関が行う水防訓練に参加している	・平成28年度利根川水系合同水防訓練に参加した。【平成28年度】	・消防団及び担当職員が毎年参加している。	毎年、水防組合による水防訓練を実施している。【平成28年度】	平成28年利根川水系合同水防訓練に職員及び分団長が参加している。【平成28年】 ・毎年、栃木市と野木町で合同水防訓練を行っている。	平成28年利根川水系合同水防訓練に、2名の職員と15名の消防団員が参加した。【平成28年】 ・毎年、栃木市と野木町で合同水防訓練を行っている。 ・継続的に、利根川水系合同水防訓練等に消防団や職員が参加していく。 ・関係市町と合同水防訓練を行っていく。
	平成28年度						・近隣5市町で構成している水防連合体にて水防訓練を実施。	・実施済み		坂東市・古河市・境町による二市一町水防訓練の実施。	実施出来ず。	平成28年利根川水系合同水防訓練に、2名の職員と15名の消防団員が参加した。 ・栃木市と野木町で合同水防訓練を行った。

取組項目	目標時期	09佐野市	10小山市	11野木町	12伊勢崎市	13太田市	14館林市	15玉村町	16板倉町	17明和町	18千代田町	
		取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	
2)ソフト対策の主な取り組み												
②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組												
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化												
・河川水位等に係る情報提供	継続して実施	・消防本部を通じて消防団に連絡する。 ・消防無線、Eメール指令装置、小山市安全安心情報メール。	・消防無線、Eメール指令装置、小山市安全安心情報メール。	・消防団長を災害対策本部員としており、河川水位に係る情報は、本部会議の際、伝達している。 ・水防警報等の河川水位に係る情報は、町から水防団へ連絡をしている。	・河川水位に係る情報は、市消防本部から消防団へ連絡している。 ・消防本部では、毎年度出水期前に水防担当者会議を実施し、情報伝達や重要水防箇所、水位観測所等について周知を図っている。また、毎年度、消防団に対し水防訓練を実施し、訓練のみでなく水防に関するることについて説明、周知を図っている。	・水防計画に基づき、出動準備等の指令を発令する。	・水防警報等の河川水位に係る情報は消防本部から消防団(水防団)へ連絡をしている。	・町防行政無線 ・ホームページでの河川水位情報等の利用紹介	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から消防団(水防団)や自主防災組織等へ連絡することとしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防組合本部から水防団へ連絡をしている。 ・町役場から関係機関等への連絡系統図を準備している。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防組合本部から水防団へ連絡をしている。 ・町役場から関係機関等への連絡系統図を準備している。	
	平成28年度	・河川巡視を行う消防本部から、災害警報本部へウェブアラームカメラでの動画送信。	実施済み。		・出水期前の5月に水防担当者会議を実施し、情報伝達や重要水防箇所、水位観測所等について周知を図った。また、消防団に対し、水防訓練を実施するとともに、水防に関することについて説明し、周知を図った。	・水防計画に基づき、出動準備等の指令を発令する。						
・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	継続して実施	・各消防団の担当区区内の河川巡視。 ・水防計画による監視ポイントの設定により巡視を行い、各地点において冠水、越水となる恐れを監視。 ・監視している団員には安全管理のため、ライフジャケット着用を図る。	・水防計画による監視ポイントの設定により巡視を行い、各地点において冠水、越水となる恐れを監視。 ・監視している団員には安全管理のため、ライフジャケット着用を図る。	・町水防計画において、消防団(水防団)が実施する巡視区間を設定している。	・消防無線、各消防団が管轄区域の河川を巡視している。 ・消防団員にライフジャケット、トランシーバーを配備している。 ・本市消防本部では、毎年度出水期前に水防担当者会議を実施し、情報伝達や重要水防箇所、水位観測所等について周知を図っている。また、毎年度、消防団に対し水防訓練を実施し、訓練のみでなく水防に関することについて説明、周知を図っている。	消防団の受持区域により巡視を実施。	・各水防団の受け持ち区間は無し、指令を受けて巡視を実施する。 ・毎年、消防本部の指導で水防訓練を実施している。 ・国の機関と連携・実施。	・玉村町は、利根川と烏川に挟まれているため、河川沿川全域を巡視している。	・各消防団(水防団)の受け持ち区間があり、消防署からの指令を受けて巡視を実施する。 ・水位観測情報をパソコンだけでなく、目視確認も行い、水位上昇が見られたら、町内全ての河川を巡視する。	・水防団の受け持ち区間(水防警報受け持ち区間図)があり、指令を受けて巡視を実施する。	・各水防団の受け持ち区間(水防警報受け持ち区間図)があり、消防団長の指令を受けて巡視を実施する。	
	平成28年度	・各消防団の担当区区内の河川巡視。	実施済み。		・出水期前の5月に水防担当者会議を実施し、情報伝達や重要水防箇所、水位観測所等について周知を図った。また、消防団に対し、水防訓練を実施するとともに、水防に関することについて説明し、周知を図った。	消防団の受持区域により巡視を実施。		取組なし				
・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・市内11箇所の水防倉庫へ資機材を保管している。 ・消防団車両にライフジャケットを積載する。	・消防署及び分署等のほか、過去の水害被害があった場所付近の公園に土のうを配備し、また、水防工法に対応する資機材を配備している。 ・毎年、出水期前の水防資機材の点検を実施している。	・毎年度、水防費予算において、土のう・砂等を購入している。	・各水防倉庫に土のう、縄、杭等を保管している。 ・資機材の在庫調査を定期に実施し、必要に応じ資機材の補充等を実施している。 ・消防団員にライフジャケット、トランシーバーを配備している。	・市内7箇所の水防倉庫に土壌等を配備。	・土のう、縄、シートを市内の水防倉庫に分散して保管している。	・玉村消防署にゴムポート2艇を配備済みであり、定期的に点検を実施。 ・玉村消防署に水防トラックを配備済み。 ・役場庁舎に水防車を配備済み。	・土のう等を消防署の水防倉庫に保管している。 ・水防資機材の数量が十分ではないため、購入を検討する。【平成29年度～】	・土のう、シートなどを防災倉庫に分散して保管している。 ・資機材の数量が十分ではないため、購入を検討する。また、格納する水防倉庫も増設する予定。	・組合で保管している資機材のほかに、土のう、スコップなどを役場庁舎に保管している。 ・数量が十分ではない水防資機材の購入を検討する。【平成29年度】	
	平成28年度	・市内11箇所の水防倉庫へ資機材を保管している。 ・消防団車両にライフジャケットを積載する。	・公園、自治会公民館、集会所、消防署、分署等に土のう6、200袋を配備済み。	土のう袋・砂を追加購入	・水防資機材及び完成土のう等の備蓄状況について、出水期前の4月に調査し、土のう袋等の必要資機材を補充した。	・市内7箇所の水防倉庫に土壌等を配備。	館林消防署北分署に土のうの補充を行った。	取組なし				
・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供	平成28年度から 順次実施											
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	継続して実施	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・思川、巴波川、永野川、袖井木川、渡良瀬川には重要水防箇所が23箇所指定されており、共同点検は、小山市消防本部、農村整備課、建設政策課、出張所職員、地元自治会(自主防災組織)、消防団、官轄する消防署等が参加している。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・河川管理者(国、県)が開催する重要水防箇所等の共同点検には、例年市及び消防機関として参加している。 ・住民の参加については、河川管理者が呼びかけており、平成27、28年度には、地元区長が参加している。	平成28年度の県管理河川の合同巡視では、地元区長に参加していただいた。 ・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・烏川水系では、関係者及び住民参加の緊急合同点検を平成27年度に実施した。 ・利根川水系では、国及び県が毎年出水期前に共同点検を実施しているため、住民参加については今後検討していきたい。	・重要水防箇所等の共同点検に行政区長(自主防災組織の代表者)にも参加してもらった。【平成29年度～】	・国が実施している重要水防箇所等の共同点検を実施。【平成28年度】	・今後、共同点検を一緒に実施するか、検討する。【平成29年度】	
	平成28年度	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーに参加してもらった。	共同点検実施済み。	・消防(水防)団幹部を対象に重要水防箇所等の共同点検実施。	・河川管理者(県)が開催する重要水防箇所等の共同点検に、市及び消防機関として参加した。また、同点検に地元区長も参加した。	県主催の管理河川の合同巡視には、地元区長が参加していた。		・住民参加の巡視の取組なし				
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	継続して実施	・消防本部を通じて消防団に連絡する。伝達の確認や実施については日頃の訓練等で行っている。 ・無線やメールなどを活用し情報手段を確保する。	・連絡体制については、既存の災害情報発信メールや自動音声システム(指令台による順次指令)により伝達手段を確保し、月に一度、送受信の点検訓練を実施している。また、情報伝達については消防無線機を確保し、訓練も行っている。	・消防団(水防団)幹部に移動系防災行政無線を配備している。 ・情報の伝達については、日頃の訓練で無線の活用方法を確認している。	・消防団へは、メールによる連絡体制を整備している。 ・火災発生時等のメール配信により、情報伝達訓練を兼ねている。	・市消防本部を通し消防団(水防団)との連携を図っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。(メール等)	・玉村町防行政無線(移動系)配備済み。 ・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	
	平成28年度	・消防本部を通じて消防団に連絡する。伝達の確認や実施については日頃の訓練等で行っている。 ・無線やメールなどを活用し情報手段を確保する。	実施済み。	・火災発生時等のメール配信により、消防団への連絡体制の確認及び情報伝達訓練を実施した。	・市消防本部を通し消防団(水防団)との連携を図っている。		・日頃の訓練等により、連絡体制の確認や伝達を実施した。					
・水防団同士の連絡体制の確保	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・水防団同士の連絡体制の確保する	・近隣市町の団長間で電話による連絡体制が構築されている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。【平成27年9月実施】	・本市の消防団は近隣の消防団と相互応援協定を締結しており、消防団相互に連絡を取り合うとともに、消防機関相互を通じた連絡体制も整備されている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・広域消防組合のため、連絡体制は整っている。 ・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防本部で連絡を取り合うこととしている。	・玉村町防行政無線(移動系)配備済み。 ・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防署を通じて連絡を取り合うこととしている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防署を通じて連絡を取り合うこととしている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・水防団同士の連絡体制の確保する。	
	平成28年度	・水防団同士の連絡体制確保済み(平成27年度)	実施済み。			・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。						
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・毎年、利根川水系合同水防訓練の参加を実施している。	・小山市主催で実施した水防訓練に、関係機関13団体が参加。(平成28年6月) ・荒川排水機場で実施した。関東農政局土地改良技術事務所主催による災害用ポンプ現地講習会に、関係機関5団体が参加。(11月25日)	・平成28年利根川水系合同水防訓練の開催。 ・水防管理団体(水防団)が行う訓練へ62名の消防団員が参加している。	・平成28年度水防技術講習会を国、一都六県とともに主催開催し、関係一円の水防関係者の参加があった。 ・平成28年度第65回利根川水系合同水防訓練を国及び一都六県とともに主催開催し、消防員378人、消防職員33人、市職員30人が参加した。 ・平成28年度第65回利根川水系合同水防訓練に視察研修として消防職員4人、消防団幹部18人が参加した。 ・毎年度、実質的な水防訓練を実施している。	・毎年水防訓練を実施している。	・消防本部で訓練を実施。 ・市総合防災訓練(隔年実施)で実施。	・平成27年度利根川水系合同水防訓練への参加。 ・毎年開催される地域防災訓練の中で、土壌作り(プランター利用等)の簡易土壌含む	・利根川水系合同水防訓練等に水防団(消防団)や職員が継続的に参加する。	・利根川水系合同水防訓練等に水防団(消防団)や職員が継続的に参加する。	・消防組合で行っている水防工法習得講習会に数年に一度参加している。	
	平成28年度	・利根川水系合同水防訓練の参加	今まで同様、隔年での水防訓練を実施予定。	・平成28年利根川水系合同水防訓練の開催。 ・水防演習を実施。	・消防団に対し、土のう作り及び水防工法等の訓練を実施した。 ・関東地方整備局等が主催する、平成28年度水防技術講習会に消防職員が参加した。 ・平成28年度第65回利根川水系合同水防訓練に視察研修として消防職員4人、消防団幹部18人が参加した。	・毎年水防訓練を実施している。	群馬県との共同による総合防災訓練において、実働訓練を実施した。	・町内各地区の自主防災組織活動における防災訓練にて実施。				

取組項目	目標時期	19大泉町 取組	20邑楽町 取組	21さいたま市 取組	22熊谷市 取組	23行田市 取組	24加須市 取組	25本庄市 取組	26春日部市 取組	27羽生市 取組	28鴻巣市 取組
2)ソフト対策の主な取り組み											
②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組 ■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化											
・河川水位等に係る情報提供	継続して実施	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部等から直接消防団(水防団業務)へ連絡することとしている。		・水防警報等の河川水位に関する情報は、FAXにより消防局へ伝達している。		・情報伝達方法については、水防団の事務局である熊谷市消防本部警防課へ情報伝達(FAX、電話等)する。		・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から消防団に伝達し、消防団へ連絡することとしている。	・職員参集メールを活用し、情報提供を行うこととしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、市建設課、または市消防本部から消防団へ連絡する。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。
	平成28年度	・上記取組を継続している。		・水防警報発令時は情報提供を行った。	・台風が接近したとき、水防計画で決められたとおり情報伝達を行った。	・現体制で実施			全職員に向けて、職員参集メールの配信システムを行い、緊急時の情報提供体制の確認を実施した。	・上記を継続実施。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。
・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	継続して実施	・水防団の受け持ち区間はなし。指令を受けて巡視を実施する。	・水防区域は町全域であり、邑楽町地域防災計画に水位周知河川及び重要水防区域が定められている。 ・町及び邑楽消防署は、水害発生のおそれがある場合、初期段階から気象情報を注視し、河川巡視を行っている。	・各水防団(消防団)の受け持ち区間を設定している。 ・毎年、水防訓練を実施し、安全管理について注意をしている。	・大里郡利根川水害予防組合水防計画において河川ごとに担当区間を定めている。	・水防主管課である管理課と消防本部で巡視を行い、必要に応じて各消防団の受持区間について出動指令を発令し巡視を実施。	・市のホームページにおいて、随時閲覧できるようにページを作成・公開済み。	・防災行政無線又は登録制メール。 ・坂東上流水害予防組合では組合内の情報伝達系統網を準備している。	河川事務所等が発出する水防警報にあわせて、該当場所付近の河川巡視を実施している。	・水防計画に基づき、水防団が行う河川巡視等の受け持ち区間を設定している。 ・増水時には、堤防巡視・警戒を実施し、異常を発見した時は、水防工法等により対応する。	・各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間図)があり、指令を受けて巡視を実施している。
	平成28年度	・上記取組を継続している。	基準に基づき適宜巡視を実施した。		・出水期前に利根川上流水害予防組合八斗島出張所及び邑楽県土整備事務所と合同巡視を実施した。	・現体制で実施			大雨警報発令時にパトロール班が、適宜河川巡視を行った。	・上記を継続実施。	・各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間図)があり、指令を受けて巡視を実施している。
・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・町内の消防署2箇所に設置されている水防倉庫に、ブルーシート、土のう等を保管している。	・土のう袋、ロープ、救助用ボート、交通規制看板等を邑楽消防署や町で配備している。	・水防倉庫を設置して資材等を保管している。 ・年1回、資材及び倉庫の点検を行っている。	・土のう、シート等を福川川防災ステーションと水防倉庫3箇所に保管している。	・必要資材を水防倉庫に備蓄している。	水防計画で表示。	・市内3箇所の水防小屋に収納 ・土のう、縄、シートなどを坂東上流水害予防組合の水防倉庫に分散して保管している。保管数の確認点検も適宜実施している。 ・市役所倉庫に土のう袋や水中ポンプ、発電機を所有しており、年に一回は点検を実施している。	・土のう、トラロープ、シート、スコップ等を水防倉庫に保管している。 ・年に一度点検している。	・縄、シャベル、斧、竹、縄、杉丸太、土のう袋、照明器具等を水防倉庫に分散保管している。 ・水防団に水防倉庫の維持管理を委託している。	・土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。 ・点検は数か月に1度実施している。
	平成28年度	・救助用ボートを増備した。			・資機材の備蓄数値の確認をおこなった。	・必要資材を水防倉庫に備蓄			出水期前に水防倉庫の点検を実施した。	・上記を継続実施。	・土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。
・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供	平成28年度から 順次実施										
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	継続して実施	・河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に、該当地区の区長等が参加予定。	・河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に、自治会長等が参加予定。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・水防団、自治協力団体との共同点検を実施している。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	未実施
	平成28年度	・本年度以降の重要水防箇所等の共同点検について、該当地区の区長等の参加について検討した。		・重要水防箇所等の点検は行ったが自治会長等は参加していない。	・重要水防箇所等の共同点検へ地元自治会長の参加を検討			今年度も自主防災組織リーダー養成講座を実施した。消防団や自治会自主防災隊により重要水防箇所の巡視を実施している。	平成28年6月16日に実施した重要水防箇所合同巡視に参加し、洪水リスクの高い区間の点検を行った。	・国、県、市、羽生市水防団による合同巡視を実施した。自治会長等の参加を促すことを検討。	未実施
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	継続して実施	・消防団が水防団を兼務しており、情報の伝達はメーリングリストにより配信している。	・水防団は消防団が兼務しており、毎年訓練を実施。町や消防署との連携はとれている。	・消防団への情報伝達手段としては、メールでの情報伝達、車載デジタル無線機を用いた情報伝達手段が確保されている。 ・情報伝達訓練としては、毎月1回メールの受信確認、各分団ごと訓練や災害活動現場において無難の取り扱いを実施している。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防業務に従事しており、各分団長から団員への連絡体制を整えている。	・水防団等への連絡体制については、水防計画にて設定している。	・防災行政無線又は登録制メール	消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。
	平成28年度	・上記取組を継続している。			・消防本部から水防団への連絡体制は、消防団員を兼ねていることから整っている。	・現体制で実施			連絡体制の再確認は訓練時に行った。	・上記を継続実施。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。
・水防団同士の連絡体制の確保	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防署を通じて連絡を取り合っている。	・水防団同士の連絡体制の確保を検討する。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防署を通じて連絡を取り合う。	・近隣の消防本部と連絡を取り合い、消防団へ伝達する。	・加須市・羽生市水防事務所による水防計画にて連絡体制を設定済み。	・坂東上流水害予防組合では隣接する上里町の消防団(水防団)との連携が必要であり、連絡が必要な場合は組合事務局から、組合の情報伝達系統に基づき連絡を取る。必要があれば団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・利根川流域水防事務所を構成しており、構成市町事務局を通じて、連絡を取り合っている。また、水防事務所内の連絡手段としてデジタルトランシーバーが配備されている。	・加須市羽生市水防事務所による水防計画にて、連絡体制を設定済み。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防団の管理を行っている行政同士で連絡を取り合うこととしている。
	平成28年度	・上記取組を継続している。			・大きな災害がなかったため近隣の消防団との連絡調整はなかった。	・現体制を継続			構成市町事務所組合で構築した連絡を取り合っていた。また、訓練開始に伴う団長同士の連絡も構築に取り合っているため、日頃から連絡体制の確認を行っていた。	・上記を継続実施。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防団の管理を行っている行政同士で連絡を取り合うこととしている。
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・利根川水系連合総合水防演習等に水防団(消防団)や職員が継続的に参加する。	・利根川水系連合総合水防演習等に水防団(消防団)や職員が継続的に参加する。	・利根川水系連合・総合水防演習に職員21名参加	・大里郡利根川水害予防組合では隔年で訓練と研修会(屋内)を実施している。	・毎年、行田市水防演習を開催し、水防工法訓練を実施している。	・加須市・羽生市水防事務所による実働水防訓練を毎年開催している。 ・利根川水系合同水防訓練を平成29年度開催予定。【平成29年度】	・毎年、坂東上流水害予防組合が実施する水防技術講習会に水防団員、市町職員が参加している。	・利根川流域水防事務所において、毎年6月に各構成市町の水防団員を集めて水防訓練を行っている。	・平成28年度水防技術講習会に講師補助員として水防団が参加した。 ・毎年、加須市・羽生市水防事務所主催の実働水防訓練を実施している。	・毎年、水防事務所による水防訓練を実施している。
	平成28年度	・利根川水系連合総合水防演習等を水防団(消防団)や職員が観察した。		・利根川水系連合・総合水防演習に職員21名参加した。	・水防研修会(屋内)を実施した。	・7月2日に行田市水防演習を開催し、水防工法訓練を実施			利根川流域水防事務所の水防演習を行った。	・加須市・羽生市水防事務所水防訓練を実施。(平成28年6月4日) ・平成28年度水防技術講習会に参加。(平成28年6月18日)	・毎年、水防事務所による水防訓練を実施している。

取組項目	目標時期	29深谷市	30草加市	31越谷市	32桶川市	33久喜市	34八潮市	35三郷市	36蓮田市	37幸手市	38吉川市
		取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
2)ソフト対策の主な取り組み											
②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組											
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化											
・河川水位等に係る情報提供	継続して実施	・FAXIによる伝達	・水防団は消防団が担う。 ・防災行政無線が聞こえにくい地域について、市民にメール配信サービスの登録等啓発していく。	・職員(水防パトロール員)には本部から情報提供している。	・災害対策本部(又は安心安全課)から消防団長へ電話連絡している。	・利根川栗橋流域水防事務組合の水防計画で、水位の通報について記載している。 ・災害対策本部長又は量水経管理者は、洪水のおそれがあることを自ら知り、又は洪水予報の通知を受けた場合において、量水機等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報する。	・八潮消防署から水防団を兼ねる消防団に対して情報連絡を行っている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団員へ連絡をしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、市消防本部から水防団へ連絡している。
	平成28年度	・FAXIによる伝達	-	特段の取組なし	・安心安全課から消防団長に河川の状況等を報告している。	-	継続して実施した。	-	-	・災害対策本部から直接消防団へ連絡。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、市消防本部から水防団へ連絡している。
・河川の監視区間、水防活動の実施体制の見直し	継続して実施	・大雨時は、市職員が監視を定期的に行っている。	・水防活動時職員がパトロールを実施している。 ・利根川氾濫シミュレーションをもとに市内影響河川の監視区間について検討していく。	・職員(道路パトロール員)が水防時に点検管理している。	・大雨時は、市職員が荒川、江川等の監視を定期的に行っている。	・利根川栗橋流域水防事務組合の水防計画で、河川の監視について記載している。 ・水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として監視する。	・市職員が中川、練瀧川の監視を定期的に行っている。	・江戸川右岸については江戸川水防事務組合の水防計画において区間の設定があるためそれを準用する。 ・毎年、水防訓練を実施し、水防に関する知識だけでなく、危険性についても説明している。	・監視区間や監視ルートについて今後検討していく。	・各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間)があり、指令を受けて監視を実施する。 ・毎年、水防訓練を実施し、水防に関する知識だけでなく、危険性についても説明している。	・各水防団の受け持ち区間があり、指令を受けて監視を実施する。
	平成28年度	・大雨時は、市職員が監視を定期的に行っている。	-	継続して水防の実施内容や体制の見直しを行っている。	・荒川、江川等氾濫し得る河川を定期的に監視している。	-	継続して実施した。	-	-	・各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間)があり、指令を受けて監視を実施することになっている。 ・水防訓練を実施し、水防に関する知識や危険性について説明。	・各水防団の受け持ち区間があり、指令を受けて監視を実施する。
・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・市内の防災倉庫に土嚢を保管している。 ・土嚢や防災資機材については、計画的に点検を行っている。	・必要資材は防災備蓄倉庫等に備蓄。 ・適宜水防資機材の更新及び適切な管理を行い、庁内で情報共有に努める。	・水防資機材等については、2箇所に配備している。	・大雨時、市民から土嚢や排水ポンプの設置要望を受けた際、迅速に対応できるよう常備している。 ・市民等からの要望に迅速に対応できるよう、担当課と連絡・調整を図る。	・利根川栗橋流域水防事務組合の水防計画で、水防資機材の整備状況について記載している。 ・重要水防区域の延長約2kmにつき、1棟の水防倉庫を設け、資器材を備蓄することとしている。	・土のう、ブルーシートを保管している。定期的に土のうを作成し、計画的に管理している。 ・点検は1年に1度実施している。 ・内水対策として土のう、携帯型排水ポンプを整備しており、住民の要請に対しては応対策職員が現場対応している。	・水防資機材を市内3カ所の水防倉庫に分散して保管している。 ・点検は1年に1度実施している。 ・現在、各消防団への水防資機材の整備が不十分である。今後、ライフジャケット等の安全装備を中心に整備を進めている。	・河川区域にある3つの水防倉庫に、土のう、スコップ、斧、鎌、シート、鉄線、土のう袋、鉄杭を保管している。	・土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。	
	平成28年度	・市内の防災倉庫に土嚢を保管している。 ・土嚢や防災資機材については、計画的に点検を行っている。	・関係課と水防資機材の情報共有を実施。 ・土嚢や防災資機材については、計画的に点検を行っている。	毎月資機材の点検を行い、資材管理を行っている。	-	継続して実施した。	-	-	・利根川栗橋流域水防事務組合の水防計画により、資機材の保管状況を共有している。	・土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。	
・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供	平成28年度から 順次実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	継続して実施	・平成28年度から水防団及び住民への参加について、国の通知に追記されており、同年度から実施している。	・国が実施する共同点検等で地域住民の参加について検討していく。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・今後関係部署等と検討予定 ・平成29年度実施の樋詰樋管共同点検に、桶川市消防団長も出席していただけるように調整を図る。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・今後、重要水防箇所等の共同点検への参加を検討していく。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を検討していく。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。
	平成28年度	実施済	-	特段の取組なし	大規模出張所が主催した利根川堤防上の合同点検に、水防団員と共に参加	実施に向けて検討した。	-	-	・重要水防箇所等の共同点検に市職員が参加し、消防団研修において団員に周知した。	・対応なし	
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	継続して実施	・消防本部からの災害メール及びサイレン吹鳴により情報伝達を行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練等で行っている。 ・引き続き訓練を実施してもらおう。	・毎月パトロールを行い、伝達の確認をしている。	・災害対策本部(又は安心安全課)から消防団長へ電話連絡している。	・消防団が水防団を兼務しており、災害メール及びサイレン吹鳴により情報伝達を行っている。また、情報伝達の確認は火災発出時において行っている。	・八潮消防署から水防団を兼ねる消防団に対して情報連絡を行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。 ・消防団用のデジタル簡易無線を配備している。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	
	平成28年度	・消防本部からの災害メール及びサイレン吹鳴により情報伝達を行っている。	-	特段の取組なし	・安心安全課から消防団長に河川の状況等を報告している。	継続して実施した。	-	-	・水防団を兼務している消防団の訓練や出勤において、連絡体制の確認と伝達を行った。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	
・水防団同士の連絡体制の確保	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・平成28年度に各分団に省電力トランシーバーよりも出力が高く、広範囲での通信が可能な、簡易デジタルトランシーバーを貸与予定。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練等で行っている。 ・引き続き訓練を実施し、連絡体制を確保してもらおう。	消防本部より、団員へのメール配信や受令機・電話連絡を通して連絡を取っている。 消防本部や消防団(水防団)同士で連絡手段として、無線機を計画的に配備していく。	・電話及び携帯無線機にて連絡を取り合う	・水防事務組合を構成しており、構成市町事務局を通じて、連絡を取り合っている。また、水防事務組合内の連絡手段としてデジタルトランシーバーが配備されている。	・状況により、電話連絡、メール配信で情報連絡を行っている。	・特段、連絡体制について水防計画等に定めはないが、必要であれば無線等で連絡は取れるようになっている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、指揮本部にて協議の上、管轄する近隣消防への連絡を取り合うこととしている。	・水防事務組合なので、組合内の市町同士、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	
	平成28年度	各分団簡易デジタルトランシーバーを配布	-	特段の取組なし	・水防団(消防団)同士で連絡を図れるように、各分団車両に無線機を配備している。 また、団長、副団長及び各分団長には携帯型の無線機を配備している。	継続して実施した。	-	-	・水防事務組合内の市町同士、団長同士で連絡を取り合えるようになっており、またデジタルトランシーバーを配備している。	・対応なし	
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	平成28年6月の利根川水害予防組合水防研修会に参加	・毎年1回、国の水防演習に職員が参加している。 ・引き続き水防演習に参加していく。	・利根川水系合同水防訓練に職員が毎年約20名と消防団が約15名参加している。	・荒川上流河川事務所が開催している共同点検に参加している。 ・平成29年度は桶川市消防団長(又は副団長)の訓練参加を検討する。	・利根川栗橋流域水防事務組合において、毎年6月に各構成市町の消防団員を集めて水防訓練を行っている。	・市職員が見学している。	・江戸川水防事務組合の水防訓練について、4年に1度は三郷市開催のため、水防団が訓練を行っている。他市町で開催の場合は分団長等が見学に行く。	・利根川水系合同水防訓練には、排水班である道路課が訓練に参加した。	・利根川水系合同水防訓練に43名の消防団員が参加した。【平成28年度】	・江戸川水防演習を実施済【平成27年度】 ・江戸川水防事務組合の水防訓練について、4年に1度は吉川市開催のため、水防団が訓練を行っている。他市町で開催の場合は分団長等が見学に行く。
	平成28年度	平成28年6月の利根川水害予防組合水防研修会に参加	・国の水防演習に職員が参加。	・4月8日の利根川水系合同水防訓練に参加した。	平成28年6月12日利根川栗橋流域水防事務組合において水防訓練を実施。	継続して実施した。	-	災害時の優先協力に関する協定を締結した建設業者団体が、市防災訓練の中で、水防訓練を実施した。	・6月に利根川水系合同水防訓練を実施した。	・江戸川水防演習を実施済【平成27年度】 ・江戸川水防事務組合の水防訓練について、4年に1度は吉川市開催のため、水防団が訓練を行っている。他市町で開催の場合は分団長等が見学に行く。	

取組項目	目標時期	39白岡市	40上里町	41宮代町	42杉戸町	43松伏町	44野田市	45柏市	46我孫子市	47足立区	48葛飾区	
		取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	
2)ソフト対策の主な取り組み		②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組 ■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化										
・河川水位等に係る情報提供	継続して実施	・水防警報等の河川水位に係る情報は、安心安全課から直接消防団へ連絡することとしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	・河川水位に係る情報は、役場から直接消防団へ連絡することとしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、住民参加推進課から直接消防団へ連絡(メール配信)することとしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接水防団へ連絡する。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から各消防団(水防団)に連絡	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防局から消防団へ連絡(メール配信)することとしている。	・消防署から消防団へ伝達している。	・河川水位に係る情報は区の防災センターにて確認できるよう整備している。また、夜間においては情報連絡員が防災センターにて河川水位の監視を行っている。	・河川水位等の洪水予報は東京消防庁(消防署)から消防団(水防団)へ伝達される。	
	平成28年度			同上		継続して実施	継続している	引き続き、同上の対応としている。	継続して実施している。	・区の防災アプリで河川水位や河川の映像をリアルタイムで確認できるよう整備した。	河川水位等の洪水予報は東京消防庁(消防署)から消防団(水防団)へ伝達される。	
・河川の監視区間、水防活動の実施体制の見直し	継続して実施	・大雨時は、職員が河川や水路の監視を定期的に行っている。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際内容について検証する予定。	・水位観測情報をパソコンだけでなく、目視も行い、水位上昇が見られたら、町内の主要な河川を監視する。	・各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間)があり、指令を受けて監視を実施する。	・各水防団で受け持ち区間があり、指令を受けて監視を実施する。	・各消防団(水防団)の受け持ち区間があり指令を受けて監視を実施する。	・各消防団の管轄区間があり、連絡(指令)を受けて監視を実施する。	・各水防団で受け持ちの監視区間があり、指令を受けて監視を実施する。	・利根川が足立区を通過していないため、利根川以外の河川の対応ではあるが、足立区水防活動の手引きに記載した範囲を監視している。	・区域外を流れる河川のため監視区間は設けていないが、正確な情報収集に努める。	
	平成28年度			同上		継続して実施	継続して実施中	引き続き、同上の対応としている。	継続して実施している。		・区域外を流れる河川のため監視区間は設けていないが、正確な情報収集に努める。	
・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・市役所倉庫に土のう、スコップ、ブルーシート等の資機材を保管している。 ・土のうは定期的に職員が作成し、必要な数量を確保するよう管理している。	・土のう、縄、スコップ、シートを役場倉庫等に保管している。	・土のう、シート、注意喚起看板を役場倉庫に保管している。 ・役場の防災倉庫に内水用の排水ポンプを所有している。	・艇、掛竿、スコップ、シャベル、照明具、斧、鎌、ソフトロープ、ブルーシート、鉄線、フルコン土裏、鉄杭	・水防倉庫に保管し、年1回の点検を行っている。	・土のう、縄、シートなどを水防倉庫や市の施設に保存している ・年一回点検を行っている	・水防資機材一式を水防倉庫に保管している。 ・出水期前に数量、状態等の点検を実施している。	・我孫子市水防計画に基づき配備済みである。 ・市内に4箇所水防倉庫を設置しており、土のう、縄、シート等を保管している。	・東京都水防計画の資材標準準備品目を参考に資機材を保管している。(足立区水防活動の手引きに記載)	・地域防災計画に定める水防資機材を適切に保管している	
	平成28年度			同上		継続して実施	継続している	引き続き、点検等を実施した。	土のう等を購入し、資機材の充実を図った。		・地域防災計画に定める水防資機材を適切に保管している	
・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供	平成28年度から 順次実施											
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	継続して実施	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際内容について検証する予定。 ・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・国交省主催の共同点検に地域住民等に参加を促し、実施済み。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	・重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	
	平成28年度			同上	・重要水防箇所等の共同点検へ参加した。	継続して実施	職員が参加した	・重要水防箇所等の共同点検へ参加した。 ・自治会長や自主防災組織等の住民の共同点検への参加については、関係機関等と相談し、可能であれば参加を促すことを検討することとした。	実施済み。	消防団が集まる場を活用し、消防署から水上危険のある箇所の情報も提供してもらいように区内各消防署へ依頼した。	重要水防箇所等の共同点検へ参加する。併せて自治会長や自主防災組織のリーダーにも参加を促す。	
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	継続して実施	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、情報伝達の確認や検証については、日ごろの訓練や災害出場で行っている。	・毎年行われる情報伝達演習では、水防団等の連絡窓口である消防本部警防課も情報伝達演習に参加している。	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施を検討する。	・毎年実施している水防訓練には水防団(消防団)が参加しており、区との連絡体制を確認している。	
	平成28年度			同上		継続して実施	継続して実施中	・日ごろの訓練や災害出場を実施した。	消防団員用無線機を整備し、水防団にも活用している。		・毎年実施している水防訓練には水防団(消防団)が参加しており、区との連絡体制を確認している。	
・水防団同士の連絡体制の確保	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・具体的な取り決め等はないが、近隣の消防団との連絡は、団長同士または組合を通して行うことも可能である。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、分団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、利根川流域流域水防組合にて行われる。	・水防団同士の連絡体制の確保を検討する。	・水防のための緊急の必要があるときは他の水防管理者又は市町長、消防長に対して応援を求められることができる	・隣接市と毎年共催で水防演習を実施し連携を深めている。 ・隣接市の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、直接または消防局(本部)を通じ連絡を取り合うこととしている。	・必要な場合は常備消防の無線又は携帯電話等を活用。 ※水防団同士の連絡体制は確立していない。	・水防団同士の連絡体制の確保を検討する。	・毎年実施している水防訓練には水防団(消防団)が参加しており、区との連絡体制を確認している。	
	平成28年度			同上		今年度実施予定なし	継続して実施中	・隣接市と共催で水防演習を実施した。 ・連絡体制については、継続とした。	消防団員用無線機を整備し、水防団にも活用している。		・毎年実施している水防訓練には水防団(消防団)が参加しており、区との連絡体制を確認している。	
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	・利根川水系合同水防訓練を視察している。 ・市総合防災訓練等において水防に関する訓練の実施を検討する。	・神流川沿岸水害予防組合及び坂東上流水害予防組合が実施する、水防訓練に消防団員・町職員が参加した。	・平成27年利根川水系合同水防訓練を消防団が視察した。【平成27年】	・利根川水系合同水防訓練に65名参加した。	・江戸川水防演習に参加している。	・毎年行っている野田市水防演習に市内の全消防団が参加している。	・毎年、我孫子市と共催で水防演習を実施している。	・毎年柏市と共催で水防演習を実施している。	・足立区・消防署合同総合水防訓練(年に1回)を実施している。	・利根川水系合同水防訓練には毎年参加している。 ・区の水防訓練も毎年実施している	
	平成28年度			同上	・水防訓練に参加。	継続して実施	5月15日に野田市水防演習を実施した	・我孫子市と共催で水防演習を実施した。	我孫子市内利根川河川敷にて、柏市と共催で水防演習を実施。	足立区・消防署合同総合水防訓練を実施した。	・利根川水系合同水防訓練には毎年参加している。 ・区の水防訓練も毎年実施している	

取組項目	目標時期	49江戸川区	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都
		取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
2)ソフト対策の主な取り組み		②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組						
		■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化						
・河川水位等に係る情報提供	継続して実施	・河川水位等の洪水予報は東京消防庁(消防署)から消防団(水防団)へ伝達される。	・県が提供する河川情報システムについて、情報表示方法を変更し、利用者へより判り易く更新する。	・直轄河川の水防警報発令時に関係機関へFAXで情報提供している。 ・県管理河川について、洪水予報の発表と併せ、水防警報をFAXにより発令している。 ・「とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報」(インターネット配信)により雨量・河川水位・河川状況映像等の情報を提供している。 ・電話応答装置により雨量・河川水位情報を確認できるとともに、NHKデータ放送により河川情報の配信を行っている。 ・防災担当者向けブロッコ配信として、短時間雨量・河川水位・洪水予報等の情報提供を行っている。	【水防関係機関】水防計画に基づき情報伝達を実施している。【県民向け】県内の水位・雨量は群馬県水位雨量情報でHP上でリアルタイムで提供している。	・基本FAXにて県土整備事務所経由で伝達。 ・電話、メール等を併用。 ・埼玉県川の防災情報ホームページにおいて、県内の雨量及び水位、河川監視カメラの画像をリアルタイムで提供	・水防計画書の連絡システムで実施。	・国等が発表した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡システムに従い、情報伝達を行っている。
	平成28年度	水防団(消防団)が参加する水防訓練を実施。	<河川課> ・数回による水位情報を河川横断面を配置することにより、利用者へより判り易い情報提供を実施した。	・上記事項について、平成28年度も実施。	水位雨量情報等を新規設置の河川カメラ画像と併せて見やすくHPやスマートフォン等で情報提供(H28:構築中、H30出水期までに公開)	・上記取組を実施	・継続実施	・国等が発表した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡システムに従い、情報伝達を行っている。
・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	継続して実施	・区域外を流れる河川のため巡視区間は設けていないが、利根川は江戸川区の上流域に位置するため正確な情報収集に努める。						
	平成28年度	洪水予報伝達訓練を実施。						
・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・土壌、鉄線、スコップ、ツルハシ、ブルーシート等を区の資材倉庫に分散して保管している。 ・2tポンプ車1台を保有している。	・県内に水防倉庫を設置し、水防活動に必要な資機材を備蓄する。 ・毎年定期点検を実施して、倉庫内の備蓄量を確認する。	・防災ステーション、防災ヤードに根拠ブロック、土のう用土砂等を備蓄している。 ・また、各土木事務所の水防倉庫に土のう袋等の資機材を備蓄している。	県内12土木事務所に水防倉庫を設置し、資機材の整備を図っている。 ・地域防災計画に基づく水防資材の備蓄「毎年」	・水防倉庫の設置。 ・必要な水防資材について、点検及び補充を適宜実施 ・水防計画で市町村に周知	・必要な水防資機材について、水防倉庫等に保管、出水期前に点検管理を実施している。	・水防資機材倉庫等に土のう袋や水のう袋、ショベル、ツルハシ、一輪車等を備蓄している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。
	平成28年度	区民が自由に土のうを取り出せる置場(土のうステーション)を10箇所増設。(全38箇所)	<河川課> ・各倉庫の備蓄量等を確認した。	・上記事項について、平成28年度も実施。	毎年実施	・上記取組を実施	・出水期前に点検管理を実施	・水防資機材倉庫等に土のう袋や水のう袋、ショベル、ツルハシ、一輪車等を備蓄している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。
・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供	平成28年度から順次実施							
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	継続して実施	区域外を流れる河川のため巡視区間は設けていないが、利根川は江戸川区の上流域に位置するため正確な情報収集に努める。	・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加する。	・毎年、直轄河川の合同巡視に参加している。 ・また、県管理河川についても、毎年、出水期前に関係自治体、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。 ・水防団や地域住民が参加する共同点検に参加する。	国が実施している重要水防箇所等の共同点検に出先土木事務所、県河川課職員が参加。	・国実施の重要水防箇所等の合同巡視への参加。 ・県管理河川における重要水防箇所共同点検の実施。 ・必要に応じて水防団や地域住民が参加する共同点検に参加する	・国が実施する共同点検に参加。	・国が実施する共同点検への参加を検討する。
	平成28年度	江戸川の重要水防箇所共同点検に参加した。	<河川課> ・県管理河川において実施する減災対策協議会で、市町村と共同した点検方法等について検討を進める。	【栃木土木事務所】 H28.5.25 栃木市との重要水防箇所点検 H28.5.27 小山市との重要水防箇所点検 H28.5.27 小山市との県水防倉庫共同点検	毎年度出水期前に実施(H28より地元区長も参加)	・国実施の合同巡視へ6回参加 ・県管理河川における合同巡視計22回実施	・共同点検に参加	・国が実施する共同点検への参加を検討中。
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	継続して実施	・毎年実施している水防訓練には水防団(消防団)が参加しており、区との連絡体制を確認している。						
	平成28年度	水防団(消防団)が参加する水防訓練を実施。						
・水防団同士の連絡体制の確保	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・毎年実施している水防訓練には水防団(消防団)が参加しており、水防団同士の連絡体制を確認している。						
	平成28年度	水防団(消防団)が参加する水防訓練を実施。						
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・毎年10名以上の職員が利根川水系連合・総合水防演習の視察に参加。 ・毎年視察を継続することで職員の意識啓発を促す。	・毎年実施されている利根川水系連合総合水防演習への参加。 ・県内の水防管理団体が主催する訓練への参加。	・毎年実施されている利根川水系連合・総合水防演習へ数名の職員が参加している。 ・毎年、水防管理団体が行う訓練へ数名の職員が参加している。	・利根川水系連合総合水防演習に毎年参加。	・利根川水系連合総合水防演習への参加 ・水防技術講習会への参加 ・水防管理団体が行う水防訓練、講習会への参加 ・県職員を対象とした水防工法講習会の実施	・利根川水系連合・総合水防演習及び水防管理団体が実施する「水防訓練」に毎年参加。	・利根川水系連合総合水防演習への参加。
	平成28年度	各水防関係機関が参加する水防訓練を実施。	<河川課> ・水防管理団体が行う訓練へ、毎年参加している。	・利根川水系連合・総合水防演習への参加。 【栃木土木事務所】 H28.6.11 小山市水防訓練へ参加 H28.6.20 野木町・栃木市合同水防演習への参加	第65回利根川水系連合総合水防演習に参加(茨城県取手市)	・利根川水系連合総合水防演習への参加(多数の職員が参加)。 ・水防技術講習会の実施(H28 職員19名参加、事務局6名)。 ・水防管理団体が行う水防訓練、講習会に参加(12箇所、職員23名参加)。 ・県職員を対象とした水防工法講習会の実施(職員複数名参加)。	・水防演習に参加	・利根川水系連合総合水防演習へ参加。

取組項目	目標時期	利根川上流河川事務所 取組	気象庁	水資源機構	01古河市	02常総市	03取手市	04守谷市	05坂東市	06五霞町	07境町	08栃木市
					取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	
・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	継続して実施				・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	・広報誌やホームページ等で広く募集している。【平成28年度～】	・市ホームページや市内のほり旗を立てるなどして募集を呼びかけている	・公共施設・商店等に募集のポスター掲示し、常時団員募集を随時行っている。	・消防団員の募集は随時実施している。	・消防団(水防団)のポスターを掲示し、広報誌への主要な活動を紹介し、団員募集を行っている。	・毎年消防団(水防団)の活動を広く広報して、人員の補充に努めている。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。
	平成28年度						・消防団活動ポスターを公共施設に掲示して啓発を行った。	・実施済み。			・常に情報を発信し人員確保に努めた。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、団員募集を行った。 ・自治会に対して、水防団(消防団)員の募集をお願いした。
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	継続して実施				・古河市建設業組合と災害時の支援について協定を結んでいる。	・実施を検討する。【平成28年度～】	・実施を検討していく	・災害対策協力会(建設業者、電気業、管工事業)と災害時の支援について協定を結んでいる。	・水防に限定せず建設業協会とは災害に関する協定を締結している。	・水防支援に特化した協定は締結していないが、市内の建設業組合と災害時応援協定を締結している。	・水防に限定せず建設業協会とは災害に関する協定を締結している。	・現在、53社の建設業者と災害時の支援について協定を結んでいる。
	平成28年度						・市建設業協会とは、災害時における協定を締結済み。					・協定に基づく災害支援について確認を行った。
・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施				・市庁舎が水害時に浸水する可能性があるため、業務継続計画、及び災害時職員初動マニュアルにて、代替庁舎の対応等を記載。	・災害時の市職員の初動対応マニュアルを策定。【平成28年度】	・県から指定を受けている市内の災害拠点病院については、洪水時浸水想定区域外である	・災害対策本部を設置する市役所本庁舎は高台に位置しているため、浸水はないと思われる。	・庁舎及び拠点病院は浸水想定区域外である。	・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合は、自治体、非常用電源の確保を検討する。 ・災害拠点病院では、水害時対応マニュアルの作成の支援を検討する。	・水防に限定せず建設業協会とは災害に関する協定を締結している。	・災害対策本部を設置する市役所本庁舎は、浸水想定区域には入っていないが、昨年(27年度)で周辺道路が冠水した。(本部機能は停止していない)
	平成28年度						・災害時の市職員の初動対応マニュアル(試行)を策定済み。					・庁舎周辺の道路が冠水した場合でも、災害対策本部としての機能を確保し維持するための方策を検討する。 ・庁舎周辺の道路が冠水した場合でも、災害対策本部としての機能を確保し維持するため、本庁舎等の止水対策の調査を行った。
2)ソフト対策の主な取り組み		③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組										
■氾濫水の排水、施設運用等に関する事項												
・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	継続して実施				・排水機場や水門等の運用、緊急時に備えた排水ポンプ車の等の適切な配置と整備を行う。	・御所沼排水機場、新郷排水機場、中田排水機場の3機場による排水業務を実施している。 ・中田排水機場については、中田土地改良区にて運用。 運用に当たっては、内外水位が規定水位を超えた際、メール発信するシステムを導入し、対応に当たっている。なお、PC・スマホ等により逐次水位を監視することが可能である。 ・御所沼及び新郷排水機場については、管理運営業務を外部委託。	・出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している。	・市内に4つの排水機場(古戸・添新町・仲谷津排水機場)があり、通常時は無人だが、大雨等で水門が閉まった際に消防団員が配置され、内水の水位が上がった時排水を行う ・排水ポンプ車を購入予定【平成28年度】	・市内に3つの排水機場(大野第1・第2・流下排水機場)、市外に2つの排水機場(下高井・下塚排水機場)があり、通常時は無人だが、大雨等で水門が閉まった際に改良区職員が内水の水位が上がった時排水を行う。 ・出水時の樋門等の操作は、操作規則を定め、樋管操作員・副操作員が監視及び開閉等を実施している。	・市内は利根川に4ヶ所管理を委託されている樋管があり要領に基づき操作している。	・操作規則等に基づき洪水時の操作を行っている。	・町での取り組み状況としては、国交省が主催する、国交省が所有する資機材の取り扱い説明会に参加して、操作についての実務講習を受けている。
	平成28年度						・出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施。	・排水ポンプ車購入済み。				・水門の操作について、県から市に、国土交通省から土地改良区に委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・水門の操作について、規定に基づき実施していく。
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施												
・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施				・排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水施設の運用や排水ポンプ車の適切な配置等、緊急排水計画(案)を作成する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。
	平成28年度						・作成中。	緊急排水計画(案)の作成を検討中。				・実施予定
・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	平成28年度から 順次実施				・緊急排水計画(案)に基づく排水訓練を実施する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。
	平成28年度				災害対策用機器の操作講習会を実施している。		・作成中。	排水訓練を検討中。				・実施予定
■BCP(業務継続計画)に関する事項												
・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施				・水害時に事務機能を維持するBCPの改訂を行う。	・水害時に組織の機能を維持するためのBCPを策定する。	・現在、古河市業務継続計画(H28年3月に策定)を見直し、平成28年8月に公表。	・BCPを策定。【平成28年度～】	・BCP事業計画として独立した計画書の策定は行っていないが、「取手市地域防災計画」の中で一部業務継続に関する記載あり。	・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	・H28年度策定予定である。	・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。
	平成28年度						策定のための情報収集を行った。	策定検討中。	未実施。			・今後BCPを策定予定。 ・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「栃木市業務継続計画」を策定する。【平成29年～】
・水害に対応した企業BCP策定への支援	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施				・水害に対応した企業BCP策定への支援を行う。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・町の水害BCP策定したのち、町内企業のBCP策定を支援していく。
	平成28年度							・未実施。	企業BCP策定支援を検討中。			・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。 ・策定支援内容について検討した。
■生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用												
・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	継続して実施				・30の団体との災害応援協定を締結しており、今後も協定締結を進めていく方針。	・31の民間企業等と災害時における応援協定等を締結済み。【平成28年6月現在】	・各種機関や企業と複数の災害時協定を締結している	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。
	平成28年度						・44の民間企業等と災害時における応援協定等を締結済み。	・未実施。				・新たな各種団体・企業等と災害時応援協定を締結した。

取組項目	目標時期	09佐野市	10小山市	11野木町	12伊勢崎市	13太田市	14館林市	15玉村町	16板倉町	17明和町	18千代田町
		取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	継続して実施	・HP、広報誌及びケーブルテレビを活用し募集している。	・消防団については、逐次募集を行っている。現時点では、地域の消防団員はほぼ定員は無い状況。 ・水防協力団体として栃木県建設業協同組合下都賀支部を指定。	・広報を通して、消防団員の募集を実施している。 ・消防団員協力事業所事業及び消防団サポート事業の推進を図っていく。	・市HPにおいて、随時消防団募集を呼びかけている。 ・成人式等イベント時に、消防団募集のリーフレットを配布している。 ・消防団員を雇用している事業所に対し、入札参加資格認定時の等級決定の際、加点評価による優遇措置を講じている。 ・消防団協力事業所表示制度を導入している。 ・消防団入団資格について、「区域内に通学する者」を新たに加える。【平成29年度～】	・消防を通じ、水防活動を行う消防団の募集を推進している。	・消防本部で組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・消防組合と連携し、募集を促進する。	・町内で開催される成人式の際に水防団・消防団員を募集している。 ・町が開催している産業祭等のイベントにおいてPR活動等を実施している。	・消防団(水防団)の広報誌を年1回発行し、組織や活動内容等を紹介して団員募集を行っている。	・消防団(水防団)の組織や活動内容を町の行事などを通して紹介し、常時団員募集を行っている。	・消防団(水防団)員の募集を町の広報に掲載、ポスターを掲示して募集を図っている。
	平成28年度	・HP、広報誌及びケーブルテレビを活用し募集している。	継続して実施している。	・広報を通して、消防(水防)団員の募集を実施 ・消防(水防)団サポート事業の実施	・市HPにおいて、消防団員の募集を呼びかけている。 ・市内で開催された成人式において、消防団員募集のリーフレットを配布した。	・市消防本部において、消防団員の募集を実施。		・町主催の上記イベントにてPR実施。	・消防団(水防団)の広報誌を年1回発行し、組織や活動内容等を紹介して団員募集を行った。		
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	継続して実施	建設業協会と災害時の支援について協定を検討する。	・小山建設業協同組合と地域防災における応急対策の協力に関する協定により、応急活動に必要な資機材、物資及び人員の確保している。	・町内外の建設関係企業と協定を締結している。	・市内建設業者と災害応援協定を締結している。	・市内建設業者と災害応援協定を締結している。	・市内建設業者等と災害応援協定を締結している。	・災害時における応急対策業務に関する協定を締結している。 (町内の建設業組合と水道工事店組合)	群馬県建設業協会館林支部と協定を締結している。	群馬県建設業協会館林支部と協定を締結している。	群馬県建設業協会館林支部と協定を締結している。
	平成28年度	・建設業協会と災害協定締結済み。	継続して実施している。	・野木町建設業協同組合と災害時の応援協定を		・市土木部門が、市内建設業者と災害応援協定を締結している。	取組なし				
・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	継続して実施または平成28年度から順次実施	・水防本部及び災害対策本部は市役所庁舎に設置する(浸水想定区域外)。 ・地域防災計画に医療体制整備計画の記載あり。	・職員マニュアルで対応している。	・災害対策本部を設置する庁舎は、水害被害の影響を受ける可能性が比較的小さい場所に建設されているが、局地的豪雨災害に備え、非常用電源等の整備を検討する。	・庁舎(災害対策本部)の非常用電源は高さ対策を講じている。	・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合は、自治体、非常用電源の確保を検討する。 ・災害拠点病院では、水害時対応マニュアルの作成の支援を検討する。	・水害時対応マニュアル及び庁舎等の防水対策の実施を検討する。【28年度～】	・玉村町水防計画 ・県防災行政無線機器の設置は2階であり、非常用発電機は4階建庁舎の屋上に設置。 ・庁舎は、浸水の可能性はあります(0.5～1m)。	・町役場新庁舎建設に伴い、浸水対策を施す予定。【平成30年度】	・水害時対応マニュアルを作成予定。 ・災害対策本部を設置する役場庁舎は周辺の土地より高くなっているため、ある程度の浸水では被害はないと思われる。 ・庁舎の水害時対応マニュアルは作成していない。 ・役場庁舎において水害時対応マニュアルの作成を検討予定。【平成29年度～】	
	平成28年度	・水防本部及び災害対策本部は市役所庁舎に設置する(浸水想定区域外)。 ・地域防災計画に医療体制整備計画の記載あり。	実施済み 地域防災計画、業務継続計画の見直しを実施中。			水害時対応マニュアル作成支援を検討。	取組なし				
2)ソフト対策の主な取り組み		③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組									
■氾濫水の排水、施設運用等に関する事項											
・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	継続して実施	・市水防計画、要領等により管理責任者が操作・運用を行っている。	・主要な水門・樋門の操作規則や連絡体制は構築されている。 ・発生并樋門の操作について、国土交通省より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・荒川排水機場、塩沢排水機場の操作について、栃木県より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。	・野渡樋管の操作について、国土交通省より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・北向樋管、柴町樋管の操作については、国土交通省から委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法が規定されている。	・市内の堰、水門の開閉操作を行っている。また、各堰、水門において操作責任者を設け、操作の一部を地元の区長、水利組合等に依頼している。 ・北向樋管、柴町樋管の操作については、国土交通省から委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法が規定されている。	・市水防計画、要領等により管理責任者が操作・運用を行っている。	・水防計画、要領等により管理責任者が操作・運用を行っている。	・排水資機材は消防車両のみ。 ・高崎河川国道事務所から、鳥川に隣接して樋管操作点検(5箇所)を委託されている。 ・情報共有が図られており、排水資機材の借用も可能。	・色業東部第一排水機場の運転操作を国・県から委託されている。	・操作規則等に基づき洪水時の操作を行っている。	操作規則に基づき洪水時の操作を行っている。
	平成28年度	・市水防計画、要領等により管理責任者が操作・運用を行っている。	・管理者が不明であった樋門3カ所について、管理者を定め運用することとした。		・市内の堰、水門の開閉操作を行っている。また、各堰、水門において操作責任者を設け、操作の一部を地元の区長、水利組合等に依頼している。 ・北向樋管、柴町樋管の操作については、国土交通省から委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法が規定されている。	・市水防計画、要領等により管理責任者が操作・運用を行っている。	取組なし				
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施											
・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	継続して実施または平成28年度から順次実施	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。
	平成28年度	・未実施。	実施予定			必要に応じて作成を検討する。	取組なし				
・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	平成28年度から順次実施	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。
	平成28年度	・未実施。	実施予定			排水訓練の実施を検討する。	取組なし				
■BCP(業務継続計画)に関する事項											
・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	継続して実施または平成28年度から順次実施	・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に届着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	・平成25年3月に作成済み。 ・現在、BCPの策定見直しを実施中。	・BCPを作成予定。【平成29年度】	・BCPを作成予定。【平成28年度中】	・BCP策定に向け検討中。	・地域防災計画に包含する形で、震災及び風水害対策とに分けた業務継続計画を策定済み。 ・必要に応じ、業務改善計画の見直し、改訂を行う。	・ICT部門のBCP(初動版)策定済。【平成27年度】 ・庁舎等のBCPは作成検討中。 ※玉村町公共下水道事業に係るBCPは策定中。【平成27年度～】	・町役場の機能が低下する中でも、住民に届着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「明和町事業継続計画」を策定する。【平成29年度～】	・役場の機能が低下する中でも、住民に届着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「明和町事業継続計画」を策定する。【平成28年度下半期】	・BCPを策定予定。【平成28年度下半期】
	平成28年度	・BCP策定(平成29年度)に向け検討開始する。	実施中(平成29年3月)	・平成28年度に改訂した「野木町地域防災計画」の一部業務継続に関する記載をした。		H28年度BCPを策定済み。		・連携なし。			・年度末までに完成予定。
・水害に対応した企業BCP策定への支援	継続して実施または平成28年度から順次実施	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・企業のBCP策定についての支援、災害相談窓口は常時開設している。 ・出前講座の機会を利用したの支援を予定。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・企業BCP策定支援を検討する。【平成29年度～】
	平成28年度	・未実施	継続して実施している。			企業BCP策定支援を検討する。	取組なし				
■生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用											
・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	継続して実施	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と食料や日常生活物資等の災害時応援協定を締結している。	・各種企業等と災害時応援協定を締結している。	・食料や飲料水、資機材等の供給や、応急復旧の協力等、民間企業や公共機関と協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 ・災害時応援協定の拡充を図る。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 ・災害時応援協定の拡充を図る。	・各種企業等と災害時応援協定を締結している。 ・災害時応援協定の拡充を図る。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 ・災害時応援協定の拡充を図る。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。
	平成28年度	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	継続して実施している。	・5つの民間企業等と災害時応援協定を締結。	企業や団体と7つの協定を締結した。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	民間団体1団体と災害時応援協定を締結した。	取組なし			

取組項目	目標時期	19大泉町 取組	20邑楽町 取組	21さいたま市 取組	22熊谷市 取組	23行田市 取組	24須市 取組	25本庄市 取組	26春日部市 取組	27羽生市 取組	28鴻巣市 取組	
・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	継続して実施	・町ホームページや、自主防災組織の防災訓練などで消防団(水防団)の組織や活動内容について紹介し、常時団員を募集している。	・消防(水防)団充足率100%堅持のためのPR活動。	・消防団の募集については、ホームページへの掲載、ポスターの配布、イベント会場での広報活動等を行い、消防団への入団促進を実施している。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・広報誌やホームページ等で広く団員を募集していく。	・町ホームページにおいて消防団員の募集を行っている。 ※水防協力団体としての指定団体はない。	・リーフレット等により、水防団員・消防団員を随時募集している。	・広報誌等で消防団の募集を呼びかけている。	・市のホームページで消防団(水防団)の活動等を紹介するページを作成し、団員を募集している。 ・常時ポスターの掲示やイベントでのチラシの配布などPR活動を実施し、広く団員を募集している。	・消防団(水防団)の募集ホームページを作成し、活動内容等について紹介し、常時団員募集を行っている。	・広報誌等で消防団の募集を呼びかけている。	
	平成28年度	・上記取組を継続している。	消防団充足率100%を維持。		・広報誌、ホームページで団員を募集した。	・市ホームページにおいて消防団員を募集			PR活動を継続して実施した。	・上記を継続実施。	・広報誌等で消防団の募集を呼びかけている。	
	継続して実施	・協定は結んでいないが、土木担当において、地域の建設業者に対し、道路冠水時の警戒、道路規制などの協力を依頼している。	・群馬県建設業界館林支部と協定を結んでいる。	さいたま市建設業協会と災害時の支援について協定を結んでいる。	・災害時における応急対策活動に関する協定を締結している団体等に対して協力を要請する。	・11社の建設業者と1社の組合と災害時の応援協定を結んでいる。	・地域防災計画に基づき、市内4地域ごとに、地域の建設業者による団体と災害時応援協定を締結済み。	・平成22年12月9日に建設業協会と締結した災害応急復旧等に関する協定に「河川の応急復旧」が含まれている。	・23社の建設業者と災害時の支援について協定を結んでいる。	・地域の建設業者等と災害時における応急対策業務に関する協定を締結している。	・建設業協会と災害時における協定の締結を予定している。	
	平成28年度	・上記取組を継続している。			・大きな災害がなかったため、応急対策活動を建設業者等に依頼することはなかった。	・従前のとおり実施			協定を継続している。	・上記を継続実施。	未実施	
・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合は、自治体、非常用電源の確保を検討する。 ・災害拠点病院では、水害時対応マニュアルの作成の支援を検討する。 ・庁舎(災害対策本部)は浸水想定区域となっていないが、現在見直している利根川の浸水想定区域によっては、対応を検討する。	・庁舎は、平成20年5月に完成し、自家発電設備を備えている。現在の被害想定では、盛り土された場所に建設されているため、浸水被害はないと考える。 ・浸水想定を考慮しながら、随時耐水性を検討していく。	・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合は、自治体、非常用電源の確保を検討する。 ・災害拠点病院では、水害時対応マニュアルの作成の支援を検討する。	・対象施設(熊谷市役所本庁舎)災害対策本部を設置する熊谷市役所本庁舎は、1.0~0.5mの荒川浸水想定区域に位置しているため、市役所本庁舎の地下に設置していた自家発電装置を撤去し、屋上に新設した。【平成27年度】	・市役所に災害対策本部が設置できない場合は、消防本部に設置する。 ・地下に配置していた市役所本庁舎の受配電設備を、平成23年度に地上に高上げし配置した。	・市役所本庁舎が災害対策本部として、3総合支所が総合支所本部として災害拠点指定されている。	市役所庁舎及び総合支所庁舎は浸水想定区域外である。	・庁舎の水害時対応マニュアルは作成していないが、震災時対応マニュアルがあるため、これを読み替えて対応する。 ・医療センター建設工事と平行し、周辺道路の改良工事を行ったため、医療センターへの浸水はないと思われる。	・庁舎の水害時対応マニュアルはない。(地域防災計画のみ)なお庁舎は浸水想定区域となっているが、5階建てであること、また災害対策本部の設置のための、代替公共施設も想定している。 ※市内に災害拠点病院はない。	・災害対策本部を設置する市役所新館は基礎をあげているため、浸水はしないと想定されている。	
	平成28年度			上記のとおり変更なし	・従前のとおり実施			河原型の発電機の整備・点検を行い、電源の確保を行った。	・特になし		・災害対策本部を設置する市役所新館は基礎をあげているため、浸水はしないと想定されている。	
2)ソフト対策の主な取り組み		③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組										
		■氾濫水の排水、施設運用等に関する事項										
・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	継続して実施	・大泉主幹排水路、利根制水門の操作について、国土交通省より委託されており、操作要領に基づき操作されている。 ・操作要領によって洪水時の操作方法は規定されている。	・管理者が適切に管理している。国が実施する排水資機材の講習会に参加している。	・樋管の操作については、国土交通省より委託されており、操作要領に基づき操作している。 ・同時に、排水機場の操作について、埼玉県より委託を受け「男沼樋管操作要領」に基づき操作している。 ・地区住民への周知はしていない。	・市内8箇所の排水機場を運用(男沼・奈良川・道開郷・横瀬・さすなべ・豊通・旧福川・新奈良川) ・男沼排水機場は男沼樋管を国土交通省から委託を受け「男沼樋管操作要領」により洪水時の操作方法は規定されている。 ・地区住民への周知はしていない。	・ポンプ場の運転状況について随時監視しており、故障などが発生した際は、メールで職員の個人アドレスに状況通知を送信することで、情報の共有化に努めている。	・県、市の協力体制を含めて対応を検討していく。	・消防団車両及び消防本部車両による排水を考えている。	・市で管理する各ポンプ場、排水機場の運転操作マニュアルを作成し、均一な運転管理に努めている。 ・ポンプ場の運転状況について随時監視をしており、故障などが発生した際は、メールで職員の個人アドレスに状況通知を送信することで、情報の共有化に努めている。	・可搬式排水ポンプを所有している。 ・操作方法は、毎年行われる講習会に参加し、修得を図っている。	・市内排水施設4箇所あり ・排水ポンプあり	
	平成28年度	・上記取組を継続している。	平成28年6月16日災害対策用機器操作講習会に参加。	実施なし。	・上記のとおり新たな取り組みはない。	・現体制で継続			操作マニュアルに従った運用を行った。	・可搬式排水ポンプ1台を購入し、浸水箇所の排水を実施。	・市内排水施設4箇所あり ・排水ポンプあり	
		■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施										
・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成に参加する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。
	平成28年度	協議会に参加し、排水計画(案)作成について情報共有をした。		実施なし。	・上記のとおり新たな取り組みはない。	・協議会において検討			協議会において検討した。		未実施	
・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	平成28年度から順次実施	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。
	平成28年度	協議会に参加し、排水計画(案)作成について情報共有をした。	検討中。	実施なし。	上記のとおり新たな取り組みはないが、毎月定期点検時に試運転を実施している。	・協議会において検討			検討中	-	未実施	
		■BCP(業務継続計画)に関する事項										
・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・今年度中に計画の策定に着手する予定。 ・役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」を策定予定。【平成28年度】	・非常時優先業務の選定や事業継続における現状の課題等をまとめた「さいたま市事業継続計画【地震災害編】」を策定。【平成24年度】 ・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	熊谷市業務継続計画<地震編>については、平成26年3月作成済みである。 ・地震編の業務継続計画を見直す際に、水害時の計画を盛り込めるよう努める。	・地震編の業務継続計画については、平成26年3月に作成。 ・地震編の業務継続計画を見直す際に、水害時の計画を盛り込めるよう努める。	・地域防災計画に基づき、震災及び風水害対策との関係で業務継続計画を策定済み。	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「本庄市事業継続計画」を策定。【平成26年】	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「春日部市業務継続計画(BCP)」を策定。【平成26年】 ・策定以後も、業務の入れ替え、被害種別の追加等により随時更新している。	・市のBCPを策定予定。【平成29年度】	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「鴻巣市事業継続計画」を策定。【平成25年度】		
	平成28年度	・計画策定のための準備を進めた。			上記のとおり変更なし	・従前のとおり努める			BCPの見直しを行い、修正を加えた。	地震に対応したBCPを策定。次年度以降に水害に対応したものを策定見込み。	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「鴻巣市事業継続計画」を策定。【平成25年度】	
・水害に対応した企業BCP策定への支援	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害等の情報を提供し、企業BCP策定促進に努める。(予定)	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・企業からの依頼があれば対応予定。	・水害に対応した企業業務継続計画策定支援を行う。	・企業からの依頼があれば対応予定。	・企業からの依頼があれば対応予定。	・企業からBCP策定について相談があった場合には、埼玉県が行っているセミナー等の制度を案内していく。	現在、当市のBCPを策定中のため、策定完了後に企業等への支援も検討していく。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	
	平成28年度	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討した。			上記のとおり変更なし	・検討を実施			適宜対応を行った。	・特になし	未実施	
		■生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用										
・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	継続して実施	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・(自治体を除く)各種団体・民間企業等と災害時応援協定を締結している。 ・物資の供給や情報発信等に関する協定を締結している。	・(自治体を除く)各種団体・民間企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種企業等と災害時応援協定を締結している。	・災害時の応急復旧や物資の提供等について、企業、団体、公共機関と災害時協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	
	平成28年度	・新たに群馬県LP協会との災害時応援協定を締結した。	平成28年度は2つの協定を締結。		新たに6件の災害時応援協定を締結した。	・従前のとおり実施			引き続き実施した。	・特になし	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	

取組項目	目標時期	29深谷市	30草加市	31越谷市	32桶川市	33久喜市	34八潮市	35三郷市	36蓮田市	37幸手市	38吉川市	
・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	継続して実施	・年間を通して、消防団員の動員を行っている。 ※水防協力団体の指定はない。	・ホームページ等で常時団員募集を行っている。 ・引き続き募集を行っている。	団員の募集を検討していく。	・桶川市消防団員を募集している【掲示場所】 ・安心安全課窓口 ・各分団機械器具置場(計10か所)	・消防団が水防団を兼務しており、消防防災課の消防団員において、消防団員の募集を積極的に呼び掛けている。	・ホームページや消防訓練及び火災予防週間街頭キャンペーン実施時に募集を行っている。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	・消防団のホームページを作成し、随時、組織や活動内容について紹介し、市民への広報活動や募集を行っている。	・各分団において動員活動を行っている。 ・女性団員については、広報誌で募集を行っている。 ・広報誌で女性団員を募集していく。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	
	平成28年度	・年間を通して、消防団員の動員を行っている。 ※水防協力団体の指定はない。	-	特段の取組なし	・広報誌、安心安全課窓口等で消防団員を募集している。 消防団員の高齢化に伴い、特に若い世代の加入促進に力を入れている。	継続して実施した。	継続して実施した。	消防団が、市防災訓練やイベントにブースを出展し、消防団員の募集や活動のPRに努めた。	・各分団において動員活動を行い、市の広報誌やホームページにおいても募集を行った。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。		
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	継続して実施	・水防支援に限定していないが、建設団体等との災害時の応急活動に対する協定を締結している。	・草加市建設業振興会(市内30社)と災害時の応急対策業務について協定を結んでいる。 ・引き続き、地域建設業者と協力体制についての強化を図る。	・17社の建設業者と13社の電気設備業者と災害時に支援の協定を結んでいる。	・桶川市建設業協会と災害時における応急対策業務に関する協定を締結している。	・水防支援に特化した協定は締結していないが、市内の建設業者と災害時対応協定を締結している。	・市内建設業者で組織する八潮市防災連絡会による災害時の情報収集、防災活動の提供を受ける協定を締結している。	・市の建設業協会と災害時の協定を結んでいる。 ・水害に関しては土のう、水防活動等の支援を受けている。	・市内の建設業者との協定を締結している。 ・水防事務においては、排水用の仮設ポンプの設置等で、市内の建設業者に依頼している。	市内の建設業者と協定を締結している。	・吉川市建設業協会と災害時応援協定を締結している。	
	平成28年度	・水防支援に限定していないが、建設団体等との災害時の応急活動に対する協定を締結している。	-	特段の取組なし	・総合防災訓練等で、桶川市建設業協会との連携を図る。	継続して実施した。	継続して実施した。	消防団が、市防災訓練やイベントにブースを出展し、消防団員の募集や活動のPRに努めた。	・市内の建設業者と協定を締結している。	・市内の建設業者と協定を締結している。 ・水防事務においては、排水用の仮設ポンプの設置等で、市内の建設業者に依頼している。	・吉川市建設業協会と災害時応援協定を締結している。	
・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・市庁舎の建て替えを予定しており、非常用電源を設置する予定である。	・地域防災計画(水害編)に記載している。 ・本庁舎周辺が床上浸水等により災害対策本部が設置できない場合は、市内の公共施設等に適宜対策本部を設置する。 ・本庁舎上階の備蓄倉庫設置等検討する。	庁舎敷地内は浸水想定区域内にあるが、各庁舎ごとに非常用発電設備を設けており、それぞれ浸水の影響を受けないよう対策を行っている。 また、災害対策本部は市役所2階に設置されるので浸水の影響はない。	庁舎は浸水区域外	・災害対策本部の設置場所は市役所本庁舎内とするが、市役所本庁舎が被災し災害対策本部を設置できない場合は、久喜総合文化会館等の公共施設に設置の可能性を検討し、設置可能な施設に災害対策本部を設置する。	・市庁舎の代替施設として、八潮消防署、八潮メサを防災拠点と位置づけている。	・今後、震災、水害、などより細かなマニュアルを策定していきたい。 ※災害時行動マニュアルは作成しているが、水害に特化したものではない。	・市役所は高台にあるので、浸水の想定はない。 ・代替庁舎の消防署も浸水想定区域外である。	・災害対策本部は市役所2階に設置されるので浸水はないと思われる。	・庁舎に可搬式の非常用発電機を配備している。	
	平成28年度	・市庁舎の建て替えを予定しており、非常用電源を設置する予定である。	-	平成30年度に着工(現本庁舎の一部解体)予定の本庁舎建設工事に向けて、平成28・29年度で詳細設計を実施。	・仮設庁舎及び新庁舎(平成30年5月以降)ともに浸水区域外。	継続して実施した。	継続して実施した。	・災害対策本部は市役所2階に設置されるため浸水対策はできている。	・庁舎に可搬式の非常用発電機を配備している。	・庁舎に可搬式の非常用発電機を配備している。		
2)ソフト対策の主な取り組み												
③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組												
■氾濫水の排水、施設運用等に関する事項												
・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	継続して実施	・市内4機場のうち、2機場は業務委託を受けており、1機場は県から委託を受けて市が操作、1機場は自動運転となっている。 ・国所有の樋管があり、市が委託を受けており、地元自治会長に操作員を担ってもらっている。樋管については契約における操作規則がある。 市所有の樋管については、地域住民への操作委託を行っている。 各操作状況の地区住民への周知はしていない。	・国や県から排水機場や水門操作について、委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・操作規則とは別に、現在毎月1回以上の定期点検を行っている。	・排水施設については、操作規則等で運用している。 ・排水計画とは別に、現在毎月1回以上の定期点検を行っている。	・操作規則等に基づき洪水時の操作を行っている。	・排水施設あり。 排水資器材は、ポンプを保有している。	・操作規則等に基づき各施設の操作運用を行っている。(ほぼ自動運転)	・市内の河川(大場川)排水機場の操作について、埼玉県より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・市内各所の排水ポンプ施設については、市職員が操作・運用している。 ・三郷放水路については国交省が管理している。	・排水機場マニュアルに基づき、各施設の操作運用を行っているところであり、主要な施設については、担当職員に操作説明会を実施している。 ・道路冠水の恐れがある箇所については、地元住民に排水ポンプの稼働状況や水位について報告を行っているところがある。	・倉松川及び大中落しへ排水するために市内各所に排水ポンプを設置している。	・市内に2つの雨水ポンプ場があり、市職員が操作を行う。 ・ポンプ場の運転状況について随時監視をしており、故障などが発生した際は、メールで職員個人のアドレスに状況通知を送信することで、情報の共有化に努めている。	
	平成28年度	・市内4機場のうち、2機場は業務委託を受けており、1機場は県から委託を受けて市が操作、1機場は自動運転となっている。 ・国所有の樋管があり、市が委託を受けており、地元自治会長に操作員を担ってもらっている。樋管については契約における操作規則がある。 市所有の樋管については、地域住民への操作委託を行っている。 各操作状況の地区住民への周知はしていない。	・職員に対し排水機場等の操作研修を実施。	特段の取組なし	・操作規則等に基づき洪水時の操作を行う。	2017年版排水施設操作(点検)マニュアルを作成した。	・台風接近時には、各排水ポンプを稼働させ、また仮設ポンプの設置を行った。	・市内に2つの雨水ポンプ場があり、市職員が操作を行う。 ・ポンプ場の運転状況について随時監視をしており、故障などが発生した際は、メールで職員個人のアドレスに状況通知を送信することで、情報の共有化に努めている。				
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施												
・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。 ・平成29年度以降、関係部署と検討予定。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。
	平成28年度	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	-	特段の取組なし	実施に向けて検討した。	実施に向けて検討した。	・対応なし					
・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	平成28年度から順次実施	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施について検討する予定。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。
	平成28年度	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	-	特段の取組なし	実施に向けて検討した。	実施に向けて検討した。	・対応なし					
■BCP(業務継続計画)に関する事項												
・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・事業継続計画を作成済み。必要に応じて見直しを行う。	・草加市業務継続計画を策定した。【平成26年度】 ・水害時における行政機能維持を目的としたBCPの策定を検討する。	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「越谷市業務継続計画」を策定している。業務継続計画は、震災を想定しているが、水害時においても応用可能と考えている。	・BOPを作成予定。【平成28年度中】	地震や新型インフルエンザ等に係るBCPについて策定済みである。	・特になし ・地震編は策定済みであるが、風水害編は未策定である。	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「三郷市事業継続計画」を策定予定。【平成28年度～】	・業務継続計画を策定済【平成27年】	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「幸手市事業継続計画」を策定。【平成25年】	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「吉川市業務継続計画(震災編)」を策定予定【平成28年度】 ・「吉川市業務継続計画(水害編)」の策定を検討【平成29年度～】	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「吉川市業務継続計画(震災編)」を策定
	平成28年度	・事業継続計画を作成済み。	-	特段の取組なし	・業務継続計画を作成。	実施に向けて検討した。	・幸手市事業継続計画を策定してある。	・「吉川市業務継続計画(震災編)」を策定				
・水害に対応した企業BCP策定への支援	継続して実施 または 平成28年度から順次実施	・企業から相談があれば対応する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・企業から要望があれば、水害に対応した企業BCP策定支援を検討している。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。 ・平成29年度以降、関係部署と検討予定。	企業からの要望に応じて対応予定	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。
	平成28年度	・企業から相談があれば対応する。	-	特段の取組なし	実施に向けて検討した。	・対応なし						
■生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用												
・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	継続して実施	・各種企業や団体と災害時における相互応援協定を締結している。	・各種団体・企業と、食料品、衣料、日用品、燃料の供給、救済物資提供等に協力協定を締結している。 ・引き続き、団体等と食料品等の供給、救済物資提供等協力体制の強化を図る。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・桶川市建設業協会と災害時の支援についての協定を締結している	・約30の民間企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・市内の建設業者他と協定締結	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	
	平成28年度	・各種企業や団体と災害時における相互応援協定を締結している。	-	新規に緊急時応援協定を締結(3団体)の業務編と洪水時等における一時避難施設の使用に関する協定を実施	・総合防災訓練にて、桶川市建設業協会と連携を図る。	株式会社ランドワンスタジアムさいたま業務編と洪水時等における一時避難施設の使用に関する協定を締結。	継続して実施した。	・新たに団体・企業と災害時応援協定を締結した。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結した。			

取組項目	目標時期	39白岡市	40上里町	41宮代町	42杉戸町	43松伏町	44野田市	45柏市	46我孫子市	47足立区	48葛飾区	
		取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組	
・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	継続して実施	・消防団員募集については、随時行っており、広報誌への掲載やポスターの掲示を行っている。	・消防団が水防団を業務しているため、常時行っている。	・消防団(水防団)については、常時団員募集を行っている。	・広報紙やポスター等の掲示で、募集を行っている。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	・市のホームページに消防団員募集の記事を掲載、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・募集チラシ、ポスターを市内の消防署及び事業所に配布している。	・消防団のホームページを作成し、随時組織や活動内容について紹介し、市民への広報活動を行っている。	・当市消防団は、兼任水防団でもあるため、消防団の募集等の促進活動を毎年行っている。	・消防団員の募集広報活動を広報誌や募集チラシ等で行っている。	・あらゆる機会を捉え、消防団員の募集広報活動を行い消防団員の拡充を継続的に図っている。	
	平成28年度			同上	・広報紙掲載やポスターを掲示している。	継続して実施	継続して実施中	・引き続き、同上の対応をした。	消防団員と同時に募集を図っている。	・広報誌や募集チラシにて消防団員の募集活動を行った。	あらゆる機会を捉え、消防団員の募集広報活動を行い消防団員の拡充を継続的に図っている。	
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	継続して実施	・水防活動に特化したものではないが、建設業団体と災害時応援協定を締結している。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・6社の建設業者と災害時の支援について協定を結んでいる。	・資機材の提供等、締結している。	・市内の建設業協会と災害時の支援について、協定を結んでいる。	・野田市内の建設協同組合と災害時の応急処置及び被害調査に関する業務協定を結んでいる。	・柏市建設業界と災害時における応急復旧活動の協力に関する協定を結んでいる。	・市と我孫子建設業会の間で、「災害応急復旧等に関する協定書」を締結している。	・足立区建設業協会と災害時における応急復旧等に関する協定を締結し、支援体制を確立している。	建設業協会と災害時における応急復旧活動の協力に関する協定を締結している。	
	平成28年度			同上		継続して実施	継続している	・引き続き、協定を締結している。	・継続して締結している。		建設業協会と災害時における応急復旧活動の協力に関する協定を締結している。	
・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	継続して実施または平成28年度から順次実施	・地域防災計画に水害時の災害対策本部代替施設として保健センター分館と青森中学校を位置づけている。	・災害対策本部を設置する上里町役場本庁舎は浸水想定区域にあるが、地盤も高い位置にあるため、浸水はないと思われる。	・浸水想定区域内に存在するため、今後対応策について検討を要する。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検証する予定。	・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合は、自治体、非常用電源の確保を検討する。 ・災害拠点病院では、水害時対応マニュアルの作成の支援を検討する。	・浸水想定区域から離れており、浸水の想定をしていない。 ※そのため、マニュアルを作成していない。	・利根川が起因する、浸水想定には該当しない。	・市庁舎・指定避難所ともに、洪水時に安全性が確保される箇所に位置している。	・事業継続計画の策定を予定している。 ・災害拠点病院でマニュアル等を策定しているか把握していない。	・防災訓練の水害時対応マニュアルを策定中。 ※災害拠点病院でマニュアルを策定しているか把握していない ※利根川上流部で決壊した場合には、区本庁舎や区内の災害拠点病院も浸水することが想定される。	
	平成28年度			・地域防災計画改訂業務を発注しており、その中で検討する予定。		今年度実施予定なし	上記と同様	・利根川が起因する、浸水想定には該当しないため、対応は不要である。	庁舎等の維持管理を実施している。		・防災訓練の水害時対応マニュアルを策定中	
2)ソフト対策の主な取り組み		③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組										
■氾濫水の排水、施設運用等に関する事項												
・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	継続して実施	・一部ポンプ場にて操作規則あり。また、操作規則の無いポンプ場については排水施設設置時に河川への許可放流量に従い設置し、排水開始水位については近隣市との取り決めにより決定している。	・JR高崎線のアンダーパスに、排水ポンプを設置し運用している。	・排水機場の操作については、県との協定により規定されている。	・町内に排水機場あり。 ・操作、運用の取り決めについて策定していない。	・排水ポンプ施設有り。 ・操作、運用の取り決めについて策定していない。	・国土省から委託されている種管の操作委託契約を締結している。 ・千葉県から委託されている排水機場の運転方法に係る運転規則により規定されている。	・国土交通省関東地方整備局と水門等種管の委託契約を締結している。 ・利根川水系利根川次ノ下種管操作要領により操作・運用の取り決めを行なっている。 ・排水資機材は保有していない。	・操作規則や運用マニュアル等を整備している。 ・金谷堤種管については、国と操作委託契約を結んでおり、操作規則に基づき洪水時の操作を行っている。	・内水氾濫が頻繁に発生しやすい箇所やアンダーパス部には、排水ポンプが設置してある。水害時に運用している。 ・FAXIによる情報伝達により、排水機場や水門の稼働状況を把握している。	・葛飾区水元小合浄化施設等操作規程に基づいて操作する。 ・排水機場の稼働状況等については、必要に応じて区ホームページ等で周知する。	
	平成28年度			同上		今年度実施予定なし	継続している	・国土交通省関東地方整備局と水門等種管の委託契約を締結している。 ・利根川水系利根川次ノ下種管操作要領により操作・運用の取り決めを履行した。	・利根川上流河川事務所と操作委託契約を締結し、金谷種管の操作を出水期は月2回、非出水期は月1回操作点検を実施した。	アンダーパス部などの道路冠水しやすい箇所について、道路閉鎖訓練を職員研修として行った。	・葛飾区水元小合浄化施設等操作規程に基づいて操作する。 ・排水機場の稼働状況等については、必要に応じて区ホームページ等で周知する。	
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施												
・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	継続して実施または平成28年度から順次実施	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成する予定。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	
	平成28年度			同上		今年度実施予定なし	検討中	・協議会へ参加し、引き続き検討していくこととした。	・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。		・協議会において排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)の作成を検討する。	
・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	平成28年度から順次実施	・計画作成後に訓練を実施し、計画を検証する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	
	平成28年度			同上		今年度実施予定なし	緊急排水計画(案)が策定された後、排水訓練を実施していく。	・緊急排水計画(案)の作成について検討中のため、訓練の実施についても引き続き検討していくこととした。	・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。		・協議会において作成する緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練の実施を検討する。	
■BCP(業務継続計画)に関する事項												
・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	継続して実施または平成28年度から順次実施	・平成29年度完成に向けて、作成の準備を進めている。	・町役場の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「宮代町業務継続計画」を策定。【平成25年2月】	・役場の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定	・杉戸町業務継続計画(震災編)と新型インフルエンザ等に係るBCPを策定している。	・事業継続計画を策定している。	・業務継続計画(震災編)を策定している。【平成28年度】 ・水害時に行政機能を維持するためのBCPIについて検討を行う。	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の中に含まれている。	・大規模災害を想定したBCPIは作成済み。	・事業継続計画の策定を予定している。	・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	
	平成28年度		・平成29年度第一四半期の計画完成を目指し、作成を進めている。	同上	継続して実施	継続して実施	水害時に行政機能を維持するためのBCPIについて検討を行う	・引き続き、柏市地域防災計画に定めている。	水害BCP策定に向けた検討を開始した。		・水害時において、役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」の策定を検討する。	
・水害に対応した企業BCP策定への支援	継続して実施または平成28年度から順次実施	・企業からの依頼があれば対応予定。	・地域防災計画の見直しを検討中であり、その際に内容について検討する予定。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援の必要性を含め検討していく。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	
	平成28年度			同上		今年度実施予定なし	水害に対応した企業BCP策定支援について検討を行う	・引き続き検討していくこととした。	なし		・水害に対応した企業BCP策定支援を検討する。	
■生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用												
・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	継続して実施	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結しているが、今後も協定の充実へ努める。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・民間事業者との協定数は25であり、主に救護物資や応急復旧活動の内容について定めており、災害発生時に緊急の必要がある場合等に協定先の民間事業者へ要請等を行う。【平成29年3月28日現在】	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・物資の優先供給等の災害時応援協定は複数締結している。	
	平成28年度		・埼玉土産宮代支部、計5団体と災害時応援協定を締結した。	同上		今年度実施予定なし	引き続き実施中。	・引き続き、協定を締結している。	救護物資の集配場所となる大学教地内において、市総合防災訓練を実施し連携を強化した。		物資の優先供給等の災害時応援協定は複数締結している。	

取組項目	目標時期	49江戸川区	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都
		取組	取組	取組	取組	取組	取組	取組
・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	継続して実施	・あらゆる機会を捉え、消防団員の募集広報活動を行い消防団員の拡充を継続的に図っている。【継続中】						
	平成28年度	本庁舎のイベントスペースを利用した消防団の活動場において消防団員の募集チラシを配布。						
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	継続して実施	・39社の区内建設業者と災害時の復旧作業について協定を締結。 ・協定を結んでいる地域の土木・建設業者も組み込んだ水防訓練を実施。						
	平成28年度	各水防関係機関が参加する水防訓練を実施。						
・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	継続して実施または平成28年度から順次実施	・区役所1階部分水没、2階に非常用電源あり。 ・豪雨災害の課題等を踏まえた災害対応マニュアルの見直しを実施予定。	・県庁舎については、浸水の可能性はない。 ・豪雨災害の課題等を踏まえた災害対応マニュアルの見直しを実施予定。	・災害対策本部を設置する本庁舎と出先総合庁舎は浸水想定区域内にない。 ・災害拠点病院は浸水想定区域内にない。	・利根川の浸水想定においては、県庁舎(出先の行政県税事務所含む)及び災害拠点病院は浸水想定区域外である。	・浸水想定区域外のため、埼玉県本庁舎にはマニュアルは存在しない。 ・浸水の可能性も少ない。 ・災害拠点病院に関しては、浸水被害が想定されている災害拠点病院においては、水害について普及した災害対策マニュアルを作成している病院がある。 ・水害対策未実施の災害拠点病院については、対応策を検討していく。	・庁舎(災害対策本部)が水没の危険がある場合、非常用電源等を確保する。また、災害拠点病院等の水害時対応マニュアル等の作成を支援する。	・都庁舎(災害対策本部)については、浸水想定区域以外にある。 ・災害拠点病院などに対し、防災訓練の説明会や地域災害医療連携会議などの場を通して、BCPの策定を働きかけている。
	平成28年度	水害時の対応に配慮した学校改築を継続中。	＜河川課＞ ・浸水想定区域図の見直しを実施。 (危機管理課) ・職員参集基準等を見直すとともに、県災害対策本部事務局向けの「防災・国民保護ハンドブック」を見直した。	・特になし。	該当なし	水害時のみに限らず、災害時に病院の医療機能を継続できるように、災害拠点病院の間で情報交換会を実施するなどして、BCP(事業継続計画)マニュアルの策定を促進した。	・特になし	—
2)ソフト対策の主な取り組み		③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組						
		■氾濫水の排水、施設運用等に関する事項						
・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	継続して実施	・緊急時に備えた排水ポンプ車の適切な配置と整備を河川管理者に求めている。	・排水ポンプ設置箇所に関する必要な情報の提供。	・県が管理する栃木川排水機場は、操作規則により洪水時の操作方法を規定している。	・県操作施設、委託地元業者操作施設がある。何れも県において出水期前に操作点検を実施している。 ・操作規則により、操作方法は規定されている。 ・人家が近い箇所は、アナウンスにより周知を行っている。	・国と県で、排水機場に万が一トラブルが発生した場合に相互協力して排水機場を運転する協定を結び危機管理体制を強化している。 ・操作規則により、操作方法は規定されている。 ・人家が近い箇所は、アナウンスにより周知を行っている。	・排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置による早期排水を実施する。	・排水機場等の操作は、操作規則に基づき実施している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。
	平成28年度	排水ポンプ車の1次集積場所や配置場所の提供に協力する。	＜河川課＞ ・浸水想定区域図の見直しにより、ポンプ車の配置等に必要な浸水深等の資料を作成した。	・上記事項について、平成28年度も実施。	・出水期前の専門家点検と出水期中の専門家または操作者(県、市町、水利組合等)による点検を実施した。 ・操作の際は、操作規則に基づき実施した。 ・人家が近い箇所においては、アナウンスにより周知を行った。	・上記取組を実施	・実施無し	・排水機場等の操作は、操作規則に基づき実施している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。
		■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施						
・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	継続して実施または平成28年度から順次実施	・各関係機関、自治体と連携して排水計画(案)について検討していく。	・市町における緊急排水計画(案)の作成を支援する。	・市町における緊急排水計画(案)の作成を支援する。	・息栗東第1排水機場(板倉町管理)と息栗東第2排水機場(群馬県管理)において、操作時の情報を共有している。	・市町における緊急排水計画(案)の作成を支援する。 ・県減災対策協議会の中で必要性について検討する。	・市町における緊急排水計画(案)の作成を支援する。	・協議会において、排水施設等の情報共有を行い、緊急排水計画(案)の作成に向けて協力する。
	平成28年度	浸水時における排水施設の稼働条件に関する調査に協力した。		・市町に対し、緊急排水計画(案)の作成を働きかけていく。	未実施	・県減災対策協議会の設立準備	・特になし	・排水施設等の情報共有を行い、緊急排水計画(案)の作成に協力している。
・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	平成28年度から順次実施	・各関係機関、自治体と連携した訓練実施について検討していく。	・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力を促す。	・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力を促す。	・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力を促す。	・必要に応じて市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力を促す。	・市町における緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力を促す。	・緊急排水計画(案)に基づく排水訓練への参加・協力を促す。
	平成28年度	浸水時における排水施設の稼働条件に関する調査に協力した。	＜河川課＞ ・河川事務所が開催している排水ポンプ車等の操作訓練に継続的に参加する。		未実施		・市町の排水訓練無し	・緊急排水計画(案)に基づく排水訓練が実施された場合、参加・協力を行っている。
		■BCP(業務継続計画)に関する						
・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	継続して実施または平成28年度から順次実施	・江戸川区業務継続計画(震災編)を策定。 ・今後、江戸川区業務継続計画(風水害編)について検討する。	・BCP(地震)を策定済み ・水害時に行政機能を維持するためのBCPを策定する。	・県庁舎の機能が低下する中でも、行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「栃木県業務継続計画」(平成26年度)を策定。	・大規模災害等発生時に、最優先すべき災害時優先業務や継続の優先度が低い通常業務を選定し、業務実施に必要な資源の確保、配分などを定めた「群馬県業務継続計画」を平成24年度に策定。	・埼玉県業務継続計画を策定。同計画は、東京湾北部地震を危機象とするが、他の災害などについても応用が利くものと考えられる。【平成20年度】	・水害時に行政機能を維持するためのBCPを策定する。	・災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続し、最速で事業の復旧を図るために事前に必要な資源の準備や対応方針・手段を定めた「東京都のBCP(事業継続計画)」を策定済み。
	平成28年度	江戸川区業務継続計画(風水害編)について検討中。		・特になし。	平成24年度に策定済み	・業務継続計画の見直しを行った。また、計画に基づく訓練を実施した。	・特になし	—
・水害に対応した企業BCP策定への支援	継続して実施または平成28年度から順次実施	・企業や団体向けの防災講演会等をおとす、BCP策定の重要性について啓発していく。	・水害に対応した企業BCP策定を支援する。	・関係機関と連携して、BCP策定に関するセミナーを開催しているほか、BCP策定しようとする企業に専門家を派遣している。	・平成26年2月に東京海上日動火災保険株式会社と県内中小企業のBCP(事業継続計画)策定支援に関する協定を締結した。 ・BCP基礎セミナー、BCP策定支援ワークショップ、BCMセミナーを開催している。 ・BCPを策定しようとする企業に個別支援を行っている。	・埼玉県産業振興公社と連携し、BCP策定に関するセミナーを開催しているほか、公社による専門家派遣制度を活用し、BCPを策定しようとする企業に対して個別支援を行っている。【平成17年～】	・水害に対応した企業BCP策定を支援する。	・BCP策定支援事業を実施し、普及啓発セミナー、策定支援講座、専門家派遣、フォローアップセミナー等を行うことで都内中小企業のBCP策定を支援している。
	平成28年度	事業者向けにBCP策定の啓発を含む防災講演会を実施した。	(危機管理課) 県ホームページに、BCPを策定した企業を紹介している。	・上記事項について、平成28年度も実施。	・BCP基礎セミナー、BCP策定支援ワークショップ、BCMセミナーを開催した。 ・BCPを策定しようとする企業に個別支援を行った。	・(公財)埼玉県産業振興公社と連携した事業継続計画(BCP)策定の支援 ・セミナーの開催 2回	・特になし	—
		■生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用						
・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	継続して実施	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。
	平成28年度	民間企業等との災害時協力協定8協定追加。(全99協定)	(危機管理課) ・今年度は、次の機関と協定を締結した。 ・ライオンズクラブ ・茨城司法書士会 ・カワチ薬品 ・東日本投保ホール工業組合 ・関東財務局・水戸財務事務所 ・損保ジャパン	・上記事項について、平成28年度も実施。	県の災害対応力の更なる強化を図るため、既存の協定締結とともに協定を締結した民間企業等と締結した。	新たに企業・団体等と協定を締結するとともに、既存の協定締結とともに協定を締結して顔の見える関係を築くことで、連携体制を強化した。	・継続実施	—